

写

令和 6 年

大竹市議会定例会(第4回)会議録

大 竹 市 議 会

令和6年9月大竹市議会定例会（第4回）会議録目次

9月 5日開会

9月19日閉会

◎第1日（9月5日）

議事日程	-----	1
会議に付した事件	-----	2
出席議員	-----	2
欠席議員	-----	2
説明のため出席した者	-----	2
出席した事務局職員	-----	2
会期決定について	-----	3
会期日程表	-----	3
一般質問通告表	-----	4
開会（開議）	-----	9
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	9
日程第 2 会期決定について	-----	9
日程第 3 一般質問	-----	10
延 会	-----	77

◎第2日（9月6日）

議事日程	-----	79
会議に付した事件	-----	79
出席議員	-----	80
欠席議員	-----	80
説明のため出席した者	-----	80
出席した事務局職員	-----	80
開議	-----	82
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	82
日程第 2 一般質問	-----	82
日程第 3 報告第10号	-----	99
日程第 4 認 第 3号		
	（一括）	-----100
日程第 6 議案第55号		
日程第 7 認 第 4号		
	（一括）	-----103
日程第10 議案第56号		

日程第 1 1	議案第 4 4 号		
)	(一括)	-----108
日程第 1 2	議案第 4 5 号		
日程第 1 3	議案第 4 6 号		
)	(一括)	-----110
日程第 1 7	議案第 5 0 号		
日程第 1 8	議案第 5 1 号		-----112
日程第 1 9	令和 6 年請願第 2 号		-----113
散 会			-----114

◎第 3 日 (9 月 1 9 日)

議 事 日 程			-----117
会議に付した事件			-----118
出 席 議 員			-----118
欠 席 議 員			-----118
説明のため出席した者			-----118
出席した事務局職員			-----119
開 議			-----120
日程第 1	会議録署名議員の指名		-----120
日程第 2	議案第 5 4 号		-----120
日程第 3	認 第 4 号		
)	(一括)	-----121
日程第 1 3	議案第 5 6 号		
日程第 1 4	令和 6 年請願第 2 号		-----130
追加日程第 1	意見書案第 2 号		-----133
日程第 1 5	認 第 5 号		
)	(一括)	-----135
日程第 2 2	議案第 1 2 号		
日程第 2 3	報告第 1 1 号		-----143
日程第 2 4	議案第 5 7 号		-----143
日程第 2 5	議案第 5 8 号		-----144
追加日程第 2	議案第 5 7 号		
)	(一括)	-----145
追加日程第 3	議案第 5 8 号		
日程第 2 6	常任委員会の閉会中の継続審査について		-----147
日程第 2 7	議員派遣について		-----147
閉 会			-----150

令和6年9月
大竹市議会定例会（第4回）議事日程

令和6年9月5日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		会期決定について	
第 3		一般質問	
第 4	報告第10号	専決処分の報告について（事故による和解及び損害賠償の額の決定）	報 告
第 5	認 第 3号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度大竹市一般会計補正予算（第2号））	即 決 （一 括） 総務文教付託 生活環境付託
第 6	議案第54号	令和6年度大竹市一般会計補正予算（第3号）	
第 7	議案第55号	令和6年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）	
第 8	認 第 4号	令和5年度大竹市水道事業会計決算の認定について	生活環境付託 （一 括） 生活環境付託
第 9	議案第52号	令和5年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	
第10	議案第53号	令和5年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	
第11	議案第56号	令和6年度大竹市下水道事業会計補正予算（第1号）	生活環境付託
第12	議案第44号	公平委員会委員の選任の同意について	即 決 （一 括）
第13	議案第45号	教育委員会委員の任命の同意について	
第14	議案第46号	大竹市附属機関設置に関する条例等の一部改正について	生活環境付託 （一 括） 生活環境付託
第15	議案第47号	大竹市保育所設置条例の一部改正について	
第16	議案第48号	大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	
第17	議案第49号	大竹市国民健康保険条例の一部改正について	生活環境付託
第18	議案第50号	広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	生活環境付託
第19	議案第51号	大竹市駐車場の指定管理者の指定について	生活環境付託
第20	令和6年請願第2号	少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願	総務文教付託

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 一般質問

○出席議員（15人）

1番	北地範久	2番	中野友博
3番	豊川和也	4番	山代英資
5番	岡和明	6番	小出哲義
7番	末広天佑	8番	藤川和弘
9番	中川智之	10番	小田上尚典
11番	西村一啓	12番	山崎年一
13番	日域究	14番	細川雅子
15番	寺岡公章		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市	長	入山欣郎
副	市長	太田勲男
教	育長	小西啓二
総	務部長	三原尚美
市	民生活部長	佐伯和規
健康福祉部長兼福祉事務所長		中村一誠
建	設部長	山本茂広
上	下水道局長	古賀正則
消	防長兼予防課長	小田明博
総務課長併任選挙管理委員会事務局長		柿本剛
危	機管理課長	田中宏幸
企	画財政課長	三井佳和
市	民税務課長	吉村隆宏
福	祉課長	井上剛
保	健医療課長	松重幸恵
参	事兼土木課長	中司和彦
都	市計画課長	廻本実
総	務学事課長	大井一徳
生	涯学習課長	川村恭彦
消	防本部消防総務課長	敷田博之

○出席した事務局職員

議	会事務局長	山田智徳
議	事係長	丸小真

会期決定について

令和6年9月大竹市議会定例会（第4回）の会期を、次のとおり定める。	
令和6年9月5日提出	
大竹市議会議長 北地 範久	
自 令和6年9月 5日	15日間
至 令和6年9月19日	

会期日程表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
9. 5	木	本会議		<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会期決定 ・一般質問 ・一般議案上程（即決・付託） ・請願上程（付託） ・散会
6	金	予備日		
7	土	休 会		
8	日			
9	月		総務文教委員会	付託案件審査 10時～
10	火		生活環境委員会	付託案件審査 10時～
11	水		基地周辺対策特別委員会 小方まちづくり特別委員会 議会のあり方調査研究特別委員会	10時～
12	木			
13	金		議会運営委員会	
14	土			
15	日			
16	月			
17	火			
18	水			
19	木	本会議		<ul style="list-style-type: none"> ・一般議案委員長報告（表決） ・請願委員長報告（表決） ・閉会

令和6年9月大竹市議会定例会(第4回)

一般質問通告表

1

8番 藤川和弘 議員

質問方式：一問一答

晴海臨海公園の将来像と小方地区まちづくりとの相乗効果について

大竹市の小方地区まちづくりが具体的な計画段階に入中、隣接する晴海臨海公園との連携が重要課題となっています。小方小・中学校跡地の活用と晴海臨海公園の一体的な発展により、魅力的で機能的な都市空間の創出が期待されます。

現在進行中の第3期整備工事も踏まえ、晴海臨海公園の将来像について質問します。特に、小方小・中学校跡地開発との連携や相乗効果をどのように考えているか。また、新たな機能や施設の導入可能性についてお聞きします。

また、長期的視点から晴海臨海公園の維持管理や運営に関する課題は何か。それらへの対応策、特に小方地区まちづくりとの連携を視野に入れた解決方法についてお伺いします。

ヘルスロードを生かした健康なまちづくりの推進について

①大竹市のヘルスロード活用について、コロナ禍が落ち着いた今、改めて考える時期に来ています。以前の答弁で言及された健康増進への動機づけやPR、ヘルスロードの活用について、その後の進展をお聞きします。

②小瀬川の遊歩道について夜間でも安全に歩けるよう、照明設備の増設や改善を検討する考えはありますか。

③小瀬川遊歩道ウォーキングマップについて、和木町と連携して整備などの計画は可能かどうか。

ヘルスロードは市民の健康づくりの重要な資源です。夜間の安全な利用促進や魅力的なイベント開催により、市全体の健康増進につながります。市の積極的な取り組みについて、執行部の見解をお聞かせください。

2

12番 山崎年一 議員

質問方式：一問一答

在日米軍施設・区域における戦闘機に係る態勢の更新、及び、第5空母航空団の機種変更について

本年7月16日に本市に対して、防衛省・外務省から説明のあった表題の件について、大竹市民の生活環境への影響について検証し、安全で安心な市民生活を確保するための方策について問います。

8月2日公表のオスプレイの墜落事故調査報告書について

オスプレイ運用については、昨年の屋久島沖合の墜落事故などにより、基地周辺住民には不安があります。新たに、岩国基地に艦載機として配備されることで、基地に隣接する大竹市民にも安全な運用について情報提供が求められています。基地周辺住民の安全対策について問います。

米軍人による性犯罪が非公表とされた事案について

米軍関係者による性暴力事件をめぐる山口県警は非公表としていました。沖縄県でも複数の事件が公表されず、米軍基地の立地する、青森、神奈川、長崎各県でも、ここ数年米兵による性犯罪事件が報道発表されていないことが相次いで判明しました。

事件の情報提供は、再発の防止につながり住民の安全な生活保障です。日米両政府は、被害者への謝罪と完全な補償、精神的なケアとともに実効性のある再発防止策について検討すべきです。広島県と大竹市の対応について問います。

3

5 番 岡 和 明 議員

質問方式：一問一答

駅伝廃止をめぐる答弁に疑念が晴れないため再度質問します

これまで、第70回大竹駅伝競争大会の不透明な廃止について質問し、継続の可能性を提案してきましたが、高齢化によるスタッフ辞退に駅伝中止の原因があるかのような文書を出したことへの反省も聞かれず、密集地の幹線道路を10キロメートルにもわたって占有する駅伝を長年開催してきたにもかかわらず、私が提案する新コースに晴海地区の2商業施設前のわずかな区間が含まれることをもって「渋滞の恐れ」「こいこいバス運行調整の必要」といった耳を疑う理由で否定するといった答弁が行われてきました。

大竹警察署の協力を得ることが駅伝開催の鍵でしたが、駅伝予定日が令和5年1月8日であるのに対して、大竹警察署との協議はわずか1カ月前の11月24日という極めて遅い時期に始まっており、これが開催失敗の何よりの原因であることが、情報公開条例に基づいて開示された行政文書から明らかです。

こうした不手際を表に出そうとせず、高齢化に原因があるかのように装ったうえ、一度開催に失敗したことをもって市制前から続いてきた駅伝を廃止する必要が本当にあったのかどうか、改めて認識を問います。

駅伝が世界に広まりつつある情勢と、大竹駅伝が箱根駅伝には及ばないとはいえ国内（すなわち世界）で最も伝統ある駅伝の1つであり、文化発信の面で本市の貴重な財産であったことを踏まえて、考えを聞かせて下さい。

さらに、本年第70回駅伝が開かれていれば、市制70周年に大きな花を添え、今後とも駅伝を盛り上げていく方向で市民の心が高揚したと強く推測されることも踏まえて、答弁をいただきたく存じます。

小方中学校跡地を用地とする道の駅の問題点について

3月議会で、小方地区に構想する道の駅の立地について、小学校（プラス市民プール）跡地と中学校跡地を比較した場合、小学校跡地に圧倒的な利点があることを指摘しましたが、これに対して「工場地帯に出入りするトラックの休憩場所とするので下り車線の中学校跡地が適当」といった答弁がありました。

工場が海側にあるから道の駅も海側の下り車線につくるというのは、考え方としてあまりに単純であると言わざるを得ず、間口の狭い中学校跡地に大量のトラックを導き入れることは安全面からも懸念が大きく、道の駅本来の姿も損なうとの懸念から、改めて認識を問います。

4

11番 西村 一 啓 議員

質問方式：一問一答

市制施行70周年を迎え、市内にある歴史的な文化財、建築物などの活用について

西国街道、亀居城趾、歴史的建造物等を本市の歴史的遺産として活用することも、まちづくりや市のPRのために必要と考える。現在計画されている小方地区のまちづくり事業も含めて、今後の市の取り組みや考えを伺う。

5

13番 日 域 究 議員

質問方式：一問一答

大竹市市制施行70年の総括を

大竹市は昭和の大合併で難産の末、少し遅れて9月に誕生しましたが、その後、企業誘致に万難を排して取り組みました。工業用水不足、公害、そして、水余り打開のための工業用地拡張政策など、初めの一步に関連した諸問題に果敢に、そして、見事に取り組んできたと思えます。この70年を総括して、市長はどのような感想をお持ちですか。

先進国共通の大問題である少子化対策を質問します

大竹市固有の問題ではありません。日本固有の問題でもありません。先進国共通の問題です。しかし、大竹市でも若年者は減っています。大竹市の魅力を高めて他市町から引っ張ってくる話、お互いさまなので、他のまちばかり気にしてもむなしいですよ。

ユダヤ教のイスラエルは出生率が3.0ですが、これは例外的数値。フランスでも移民は2.7でその他は1.8。先進国は2.0以下で苦戦しています。その対策について、市長のお考えを伺います。

グラウンドの芝生を考え直しませんか

「校庭芝生には自治体から補助金が出ており、しかも簡単に維持管理。補助金の申請や校庭芝生に関するアドバイス等、弊社が一括サポート致します。」これはネット上の業者の広告文です。

どこの話か知りませんが、元野球場と大竹小学校の運動場。芝生の手入れはあれでいいのでしょうか。もっと言えば、本当に芝生の必要性がありますか。お尋ねします。

6

9番 中 川 智 之 議員

質問方式：一問一答

マイナ保険証の普及と利用促進等について

12月2日から従来の健康保険証は新規発行されなくなり、マイナ保険証の利用を基本とする仕組みになります。厚労省より利用促進に向けた動画やポスターなどの公報素材の印刷提供など、サポートメニューがたくさんあります。このようなものを活用しながら12月に向けて広報活動を推進し、市民に正しい情報発信をする取り組みについて伺います。

マイナンバーカードをいまだ保有していない方への対応について

来庁が困難な方に対して「施設等に対するマイナンバーカードの取得支援」の取り組み状況を伺います。

7

2番 中野友博 議員

質問方式：一問一答

南海トラフ巨大地震の災害対応について問う

気象庁によれば、南海トラフ地震は日本の南海沿岸で発生する大規模な地震であり、その発生確率は非常に高いとされています。具体的には、南海トラフ沿いの大規模地震（マグニチュード8から9クラス）は、「平常時」においても今後30年以内に発生する確率が70%から80%であり、昭和東南海地震・昭和南海地震の発生から約80年が経過していることから、切迫性の高い状態です。このため、日常からの地震への備えを引き続き実施することが重要との記載があります。

令和6年8月8日に宮崎県で震度6弱の揺れを観測したマグニチュード7.1の地震で、気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域では、大規模地震が発生する可能性が普段と比べて高まっているとして臨時情報を出し、巨大地震への注意を呼びかけました。昨年10月に起きた大規模断水や、南海トラフ地震臨時情報の発表など、自分事として捉える機会が増えたことから、緊急時の備えに対する意識が高まっていると感じます。

時代が求める防災のあり方も「住民の命は行政が守る」から、自助（自らの命は自らが守る）・共助（地域コミュニティによる助け合い）・公助（行政は地域コミュニティを支援）の防災の三助へと移り変わっています。

そこで、このたびは、災害時における行政対応の公助と、災害被害を抑えるための自助に対する大竹市の取り組みについて問い、各論として下記4点の事項について質問、提案させていただきます。

- ①避難所の空調設備について。
- ②災害時のトイレ対策について。
- ③子どもたちの防災教育や若者世代の防災意識向上に向けた取り組みについて。
- ④LINEを活用した若年層に向けた防災情報発信について。

8

3番 豊川和也 議員

質問方式：一問一答

大竹市公式LINEを使っの防災、災害情報の伝達、市民からの通報システムについて

現在、6月に始まった本市公式LINEにてイベントなどの情報や防災無線の内容コイちゃんnewsなど、市民に有益な情報が提供されています。

山口県の田布施町公式LINEでは、災害時に気象庁からの情報が迅速に送られてきます。スマートフォンの位置情報を使い、近くの避難所情報が簡単で分かる仕組みにもなっています。また、町民からの発信では、町道の損壊情報、ごみの不法投棄などが通報できるシステムにもなっております。

- ①現在本市が契約している防災ツール会社（メール配信等）はありますか。あれば現在のところはどのような契約なのか。
- ②災害情報は現在、広島県もヤフー株式会社と連携をしてアプリ登録者へ配信しているが、その情報を使用し災害情報、避難所検索を本市公式LINEにシステムを自

動的に組み込むなどして登録者への通知を今後お考えは。

- ③県道や市道の損壊状況や不法投棄など市民から発信できる通報システムについて今後採用のお考えは。

本市設置のAED（自動体外式除細動器）について

本市のAED（自動体外式除細動器）設置状況などについて。

- ①現在の設置状況を教えてください。
②AEDの定期点検や入れ替えはしていますか。
③自治会や団体へのAED購入助成金のお考えは。

9

14番 細川雅子 議員

質問方式：一問一答

玖波公民館から地域交流施設につなぐこと

令和6年3月に玖波地域交流施設の基本構想・基本計画が出来上がり、今年度からは基本設計・実施設計という次のフェーズが進んでいる。建物の設計と同時に運営の設計も進めていることと思うが、開館までの準備は大事になってくる。

新施設のコンセプトである「多世代が気軽に集い誰とでも楽しく交流できる地域の“元気拠点”」は、まさに現在の玖波公民館が目指して積み上げてきた姿に思える。

- ①玖波公民館が社会教育を通してつくってきたものをどのように評価しているか、そのうえで、何を引き継ぎ、どう発展させようとしているか、そのために今後の残された時間をどう使うのか考えを問う。
②そのうえで、先般の議員全員協議会で発表された「10カ月の休館」と「管理・運営は生涯学習課でしていく」とのお考えについて説明を求める。

10時00分 開議

○議長（北地範久） 定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
定例会開会に当たり、市長から挨拶があります。
市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、公私ともに御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

去る9月1日にアゼリアおおたけで開催いたしました市制施行70周年記念式典及び笑顔・元気がやぐ大竹まるごとフェスタには、多くの御来賓の皆様にご参列いただきますとともに、多くの市民の皆様、関係者の皆様にご参加・御出演・御協力をいただき、誠にありがとうございました。おかげさまをもちまして、無事に式典及び関連行事を終了することができました。

これからも、多くの市民の皆様が、幸せを感じながら、我がまち大竹市に誇りを持って暮らしていただける、そして、住んでよかったと感じていただけるまちを目指し、皆で力を合わせて進んでいくことができるものと確信しております。

それでは、このたびの定例会で御提案いたします議案について申し上げますと、専決処分報告についてをはじめ、専決処分の承認を求めることについて、令和5年度大竹市水道事業会計決算の認定について、公平委員会委員の選任の同意について、教育委員会委員の任命の同意について、条例の一部改正について、広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、大竹市駐車場の指定管理者の指定について、令和5年度大竹市工業用水道事業会計などの剰余金の処分及び決算の認定について、令和6年度大竹市一般会計の補正予算など、合わせて16案件でございます。

これらの議案の内容につきましては後ほど説明をさせていただきますので、慎重に御審議いただき議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

○議長（北地範久） これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（北地範久） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、9番、中川智之議員、10番、小田上尚典議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期決定について

○議長（北地範久） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月19日までの15日間としたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 一般質問

○議長（北地範久） 日程第3、一般質問を行います。

この際、念のためお伝えしておきます。

議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制をとり、質問時間は答弁を除いて、会派の代表が1時間以内、その他は30分以内とし、質問回数は5回以内ということになっております。

また、一問一答方式を選択された場合も、1回目の質問は一括方式の形で行い、執行部からも一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は、通告された項目ごとに4回までの発言となります。

なお、時間の予告は5分前に1打、1分前に2打、定刻で乱打いたします。

質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

8番、藤川和弘議員。

[8番 藤川和弘議員 登壇]

○8番（藤川和弘） おはようございます。8番、創成会の藤川です。

一般質問の前に、先日の台風10号に対し、早期の警戒態勢と迅速な対応策を講じていただいたことに、深く感謝申し上げます。市民の安全を守るための素早い判断と行動に、とても安心できました。

また、先ほど市長からも御紹介がありました、先日開催された市制70周年記念式典は、大竹市の歴史と未来を考える、すばらしい機会となりました。多くの市民が参加し、一緒に祝えたことは、大変意義深いものでございました。関係者の皆様の御尽力に心から御礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、通告書に基づいて、晴海臨海公園の将来像と小方地区まちづくりの相乗効果についてと、ヘルスロードを生かした健康なまちづくりの推進について、2点、御質問させていただきます。

最初に、晴海臨海公園の将来像と小方地区まちづくりとの相乗効果についてです。

大竹市の重要な地区である小方地区のまちづくりが、今まさに具体的な計画段階に入ろうとしております。コンサルタントも決定し、これから詳細な方針が策定されていく中で、私たちは大きな期待を寄せております。

特に、小方小・中学校跡地の活用は、地区全体の活性化に大きな影響を与える可能性を秘めております。この重要な計画段階において、小方地区に隣接する晴海臨海公園との連携を考慮することは、非常に重要です。

晴海臨海公園は、長年にわたり、市民の憩いの場として親しまれてきました。小方地区のまちづくりと晴海臨海公園の一体的な発展を視野に入れることで、より魅力的で機能的

な都市空間を創出することが可能となります。

今後、コンサルタントとともに具体的な方針を策定していく過程で、晴海臨海公園との連携をどのように位置づけ、生かしていくのかを考えることは、大竹市の将来にとって極めて重要な課題となります。両地区の特性を生かしながら相乗効果を生み出す計画を立案することが、私たちの目指すべき方向ではないでしょうか。このような認識のもと、質問をさせていただきます。

まず、質問の前に、晴海臨海公園における最近の改善について、心からお礼申し上げます。デイキャンプ場の利用時間延長、水広場の排水整備など、細かな改善を実施していただき、誠にありがとうございます。このような市民の声に耳を傾け、迅速に対応していただいたこと、大変感謝しております。こうした細かな改善の積み重ねが公園の利用価値を高め、市民の満足度向上につながっていくのだと考えます。今後も継続して、このような取り組みを進めていただきたいと思います。同時に、これらの改善を通じて得られた知見や市民の声を、今後の大規模な計画にも生かしていくことが、とても重要だと思います。

そこで、現在進行中の第3期整備工事を踏まえつつ、晴海臨海公園の将来像についてお伺いしたいと思います。特に、小方小・中学校跡地の開発との関連性を考慮し、両者がどのように連携し、相乗効果を生み出していくかについて、お考えをお聞かせください。

例えば、小方小・中学校跡地の開発と晴海臨海公園の機能を補完し合うために、どのような可能性を検討されていますでしょうか。イベントの共同開催や施設の相互利用など、現時点での構想や方向性があれば教えてください。

また、晴海臨海公園を含めた小方地区全体の魅力向上のために、新たな機能の施設の導入をお考えでしょうか。もしあれば、それらの概要と期待される効果についてもお聞かせください。

さらに、長期的な視点から、晴海臨海公園の維持管理や運営に関して、現在、どのような課題があると認識されていますか。施設の老朽化や利用者ニーズの変化など、具体的な課題を教えてください。

そして、それらの課題に対して、現時点で検討されている解決方法や改善策はありますでしょうか。特に、小方地区まちづくりとの連携も視野に入れた対応策があれば、お聞かせください。

続いて、ヘルスロードを生かした健康なまちづくりの推進についてです。

ヘルスロードについては、以前、同僚議員が質問されていたと思います。いろいろ中断されていた試みも、コロナ禍が落ち着いて改めて考える時期かなと思い、質問をさせていただこうと思います。

以前の答弁の締めくくりに、市民への健康増進への動機づけや、そのPRへの取り組み、ヘルスロードの活用について取り組んでいくと御答弁いただいておりますが、それ以降、何か状況が変わるようなことがありましたでしょうか。

小瀬川沿いのヘルスロードについて、ちょっと前に、小瀬川遊歩道ウォーキングマップコースを実際に歩いてみましたが、朝と夕方の利用者は比較的多いものの、夜間は照明不足で暗いこともあり、利用者が少なくなっていると思われまます。昨今の猛暑により、日中

の歩行が困難になっている現状を踏まえると、夜間でも安全に歩けるような環境設備が必要だと考えます。夜間でも安全に歩けるよう、照明設備の増設や改善を検討していただけるお考えはありますでしょうか。

また、小瀬川遊歩道ウォーキングマップについては和木町との連携になると思いますが、引き続き連携して整備などの計画をするとともに、その他のルートもあわせて整備していく計画はありますでしょうか。

ヘルスロードは、市民の健康づくりの重要な資源です。照明設備の整備により夜間の安全な利用を促進し、市民に活用していただくことで、市全体の健康増進につながるとともに、医療費の削減効果は大きいものだと考えます。

市の積極的な取り組みに大きく期待させていただいて、壇上での質問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（北地範久） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 晴海臨海公園や小瀬川遊歩道は、どちらも多くの市民の皆様がスポーツや健康のために利用されており、にぎわっております。住みよい大竹市の実感に向けての環境整備について御意見いただきました。ありがとうございます。

それでは、藤川議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の晴海臨海公園の将来像と小方地区まちづくりとの相乗効果についてでございます。

初めに、小方小・中学校跡地の開発と晴海臨海公園がどのように連携し、相乗効果を生み出すのか。また、晴海臨海公園を含めた小方地区全体の魅力向上のために、新たな機能や施設の導入の考え方についてです。

晴海臨海公園は、総合公園として、子供から高齢者までさまざまな人々の憩いの場となるよう、平成23年度から本格的に整備を開始し、これまで、球技場やテニスコートなどのスポーツゾーン、大型遊具ロボボファクトリーなどのファミリーゾーン、デイキャンプ施設などのシーサイドゾーンや公園外周の園路や水路の整備を実施してきました。現在、晴海臨海公園第3期整備を進めており、今後、多目的グラウンドや西側エリアの整備を実施する予定でございます。

この晴海臨海公園については、小方中学校跡地に整備する、旧小方中学校体育館と総合体育館を統合した新たな体育館機能を有したスポーツ・体験型の道の駅と連携し、一帯を市のスポーツ拠点として位置づけ、相乗効果を図っていく方針としています。

また、現在、道の駅基本構想・基本計画策定等業務について受託事業者と契約を締結し、検討を始めたところであり、新たな機能や施設については、庁内関係課、市民の皆様、利用関係者や市外の方などから幅広く意見を集めるとともに、大学教授やスポーツ関係の専門家などからさまざまなアイデア・助言をいただき、より効果的な機能や施設の導入を検討していく予定です。

次に、長期的な視点から、晴海臨海公園の維持管理や運営に関して、現在、認識している課題と検討している解決方法や改善策についてです。

晴海臨海公園は、現在整備中ということもあり、本市が直営で維持管理を行っています。現状、維持管理に関して大きな課題があるとは認識していませんが、利用者からの要望として、多目的グラウンドの水はけがよくない、駐車場が少ないといった御意見をいただいています。

その対策としては、今年度、多目的グラウンドの整備工事を実施するとともに、今年度から来年度にかけて駐車場の整備を実施する予定としており、御意見に対する改善を図っていきます。

なお、将来的な晴海臨海公園のあり方については、道の駅基本構想・基本計画の策定において、道の駅と一体的な管理の可能性について、民間活力の導入調査等を実施することとしています。民間の視点で、ハードとソフトの両面で、より魅力的な公園となるアイデアが生まれる可能性に期待しているところです。

続きまして、2点目のヘルスロードを生かした健康なまちづくりの推進についてです。初めに、ヘルスロード活用状況についてです。

本市では、「笑顔にあふれ元気に暮らす健康なまちおおたけ」を目指して策定した大竹市健康増進計画に沿って、平成6年度から平成7年度に計画整備されたヘルスロードに限らず、市内に整備された歩道や公園などのウォーキングコースを活用したノルディックウォーキング教室を行っています。この事業は、ポールを使用することで、正しい姿勢で効果的に運動量を増やすことが期待され、長期的には医療費削減にもつながります。

また、今年度は、日中働いて運動する機会が少ない方も参加できるナイトウォーキングを9月27日に開催する予定です。

次に、小瀬川遊歩道の夜間照明の増設や改善についてです。

小瀬川河川敷の遊歩道は、かわまちづくり計画に基づき、国土交通省が、大竹市側、和木町側の両岸を、河川管理用通路として整備したものです。河川管理用通路が整備される前は、車が多く、歩道のない堤防道路を歩行者が通行していましたが、整備後は、歩行者のみが通行できる通路となり、安全に利用できるようになりました。

また、道路の整備により、中市堰から国道2号栄橋までの間の連続性が確保され、散策やウォーキングなど、健康増進の場として多くの市民の皆様にご利用されるようになっていますが、議員御指摘のとおり、夜間照明がないため、暗い状況です。近年は特に猛暑で、夏の夕刻、涼しくなったからの利用が多くなっており、照明設備の設置も有効であると考えます。

しかしながら、河川敷であることから、構造物などの設置については河川法の制約をクリアすることが必要であるため、すぐに解決することは困難でございます。今後、どのような整備が遊歩道利用者の安全性や利便性の向上につながるか、検討していきたいと考えています。

最後に、小瀬川遊歩道ウォーキングマップについてです。

健康増進や利用促進に向けた取り組みとして、小瀬川遊歩道も整備され、市民の皆様の健康づくりに役立てていただけるよう、小瀬川遊歩道ウォーキングマップを作成・公表し、気軽に運動ができる環境は、一定程度整っていると考えています。現時点で、さらに他の

ルートを整備し、それに合わせてウォーキングマップを修正する計画は、今のところございません。

議員御指摘のとおり、歩くことは市民の皆様にとりまして取り組みやすい運動であり、健康増進につながると考えられます。引き続きまして、大竹市健康増進計画に沿って、健康づくり事業の推進を図ってまいります。

以上で、藤川議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（北地範久） 藤川議員。

○8番（藤川和弘） 市長の御答弁、ありがとうございます。小方地区まちづくりの詳しい説明をしていただきました。何か安心できました。ありがとうございます。

晴海臨海公園の将来と小方地区のまちづくりの相乗効果、大竹市民全体で期待しておりますので、今後とも、未来の大竹市の子供たちのために、よろしく願いいたします。

ウォーキングロードなんですけれども、ネットで調べました。河川沿いのウォーキングロードに街灯がついている箇所が全国には何カ所かあるみたいなので、今後とも検討していただきたいと思います。犯罪防止のためにも、多少の明かりは必要だと考えます。

また、ノルディックウォーキングしているということ、私、知りませんでした。大変失礼いたしました。あと、ナイトウォーキングが9月に開催されるということも、知りませんでした。大竹市の市民のために、皆さんが参加できるようなそういうイベントを、今後ともよろしく願いいたします。

続いての質問をさせていただきます。

以前、執行部の答弁に、晴海臨海公園多目的広場、現在のグラウンドが硬くけがをしやすい状況であることから、土を入れる計画があると伺っております。この改善自体は、利用者の安全性向上のために重要な取り組みだと考えております。

しかしながら、土を入れることで新たな課題が生じる可能性もあります。具体的には、石の混入によるけがのリスク、粉じんの発生による周辺地域への影響、そして、排水性の変化が懸念されます。これらの潜在的な問題に対する具体的な対策案と、その実施スケジュールについて聞かせてください。

さらに、グラウンドの改善策として、人工芝の導入も1つの対応策と考えております。検討はいかがでしょうか。人工芝には、けが防止、天候に左右されにくいことによる利用率の向上、維持管理の容易さ、粉じん対策などの利点があると考えられます。

また、このグラウンドは多目的とされているものの、実際には区分けされたグラウンドの使用用途がほぼ固定化されており、使用する団体も決まっているように思います。この現状を踏まえ、さらなる利用者満足度の向上のために、各区画の個別改善を検討していただけないでしょうか。

例えば、球技場エリアでは、マウンドの整備やベース固定、ラインの常設。サッカー場エリアでは、ゴールの固定設置やラインの増設、グラウンドゴルフコースの常設などが考えられます。特にグラウンドゴルフは、コースがなくて困っている話をよく耳にいたします。これらを個別改善で行うことで各競技に特化した環境を提供し、利用者の満足度向上につながると考えます。市のお考えをお聞かせください。

ヘルスロードについてもお聞きしたいと思います。

過去に、同僚議員が一般質問で、ヘルスロードの計画について言及しております。

○議長（北地範久） 藤川議員。一問一答で出ているんですけども、2問目に行きますか。

○8番（藤川和弘） 続けて行ってもよろしいでしょうか。

○議長（北地範久） どうぞ。その辺確認して、お願いいたします。

藤川議員。

○8番（藤川和弘） ありがとうございます。続けて行かせていただきます。

ヘルスロードについてです。

過去に同僚議員が、一般質問でヘルスロードの計画について言及しており、大竹市にも小瀬川遊歩道ウォーキングマップなどが整備されております。私も、小方まちづくりについても、この施策は有効だと考えております。

せっかく晴海臨海公園は第3期整備計画でも整備されており、周回道路、また、周辺道路も整備される予定でございます。この整備を発展させて、小方地区まちづくり基本構想と晴海臨海公園の連携開発において、ヘルスロードに取り組む可能性はありますでしょうか。

具体的には、旧小方小・中学校跡地・晴海臨海公園を結ぶルートが考えられます。このルート沿いに、休憩スポット、地域の歴史や文化を紹介する案内板などを設置することで、より魅力的な散策路になると考えます。

さらに、このヘルスロードの整備により、地域住民の健康増進はもちろんのこと、観光客の誘致にもつながる可能性があります。例えば、新駅予定、道の駅予定地から晴海臨海公園までのウォーキングコースとして活用することで、市外からの来訪者にも、大竹市の魅力を体験してもらえないのでしょうか。

これらの点を踏まえ、小方地区のまちづくりにヘルスロードを取り込むことについて、市の見解をお聞かせください。お願いします。

○議長（北地範久） 都市計画課長。

○都市計画課長（廻本 実） それでは、藤川議員の質問で、晴海臨海公園のほうの答弁をさせていただきます。

主に3点だったと思います。1点目から答弁させていただきます。

まず、1点目、多目的グラウンドに新たに土を入れる計画について、石の混入、粉じんの発生による周囲への影響や排水性の問題が懸念される、こうした課題についての対策について答弁させていただきます。

今年度実施する多目的グラウンドに入れる土につきましては、スポーツに適した5ミリメートル以下の目の細かい、ふるい真砂土を施工する予定であります。現在のスポーツを行う環境からは改善される予定です。

粉じんの発生による周辺の影響につきましては、防砂ネット等を施工するので、影響が少ないと考えています。

排水性の問題につきましては、今年度、やはり多目的グラウンドの工事に合わせて、グラウンド内に勾配を設け、周辺に排水溝を整備する予定としています。

次に、2点目になりますが、多目的グラウンドを土ではなく人工芝にしてはどうかという質問だったと思います。これにつきましては、多目的グラウンドについては、今年度、ふるい真砂土を入れて整備する予定としています。

人工芝につきましては、イニシャルコストとランニングコストが土と比べると高額になるということで、現在導入する予定はありません。

最後、3点目ですが、現在、多目的グラウンドは使用用途が区分されており、使用団体も決まっているという話でありました。現状を踏まえて、サッカーのゴールの固定化やラインの常設等、各区画の個別改善の検討についてということだったと思います。

これにつきましては、本施設は多目的グラウンドであり、用途や使用団体は制限するべきではないと考えています。ただ、御指摘の現状を踏まえ、現在利用されている団体の皆様には話をさせていただき、各区画において実施していただくよう理解していただいているところです。

以上です。

○議長（北地範久） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） それでは、2点目についてお答えさせていただきます。御提案ありがとうございます。

小方新駅、道の駅、晴海臨海公園、そして、そのほかにも亀居公園や下瀬美術館、商業集積地など、小方まちづくりの基本構想の区域内で人の回遊性を高めるための手段として、ウォーキングコース、また、ヘルスロードの設置が有効であるのではないかとの御提案でございました。

各名所である点と点を線で結ぶ、そして、面として地区全体のにぎわいの創出を図る視点というのは、まちづくりを進めるうえで非常に重要であると考えております。策定中の道の駅基本構想・基本計画等におきましても、晴海臨海公園との一体的な管理も含めまして、検討をしているところでございます。御提案につきましては、参考にさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（北地範久） 藤川議員。

○8番（藤川和弘） すみません、変則的な質問の方法になってしまいました。どうもすみません。失礼いたしました。

御答弁ありがとうございます。人工芝は、気持ちよく、はっきり、やらないと言っていたいただきました。何か心の中で、検討するという答弁を少し期待していた私がちょっと恥ずかしかったところもありますけれども、土を入れるのももう決まっている方向性で、それも各団体とも協議をしているということで、安心できました。ありがとうございます。粉じん対策のことも考えていただいているようで、ありがとうございます。

あと1点、区分けなんですけれども、せめてグラウンドゴルフだけでも御検討いただけないかと思っております。

グラウンドゴルフについて、今朝ネットで調べてきたんですよ。日本で高齢者に向けて考案され、健康維持や仲間づくりに役立つとされるグラウンドゴルフが、今人気を集めて

いる。参加人口は300万人を超え、日本では2025年には人口の3分の1が65歳以上になる高齢者社会を迎えるとされ、規模は拡大する見込みだと、ネットで書かれておりました。

グラウンドゴルフコースは、地域の人々が集まり、地域との交流やコミュニケーション、連帯感を育む場所となり、市民にとって、運動を自然の中で楽しみながら健康を保つ場所として重要だと思えます。

グラウンドゴルフコース、近隣にどれぐらいあるか調べてみました。認定コースしか出てきませんでしたけれども、島根県には17カ所、岡山県には10カ所、広島県には13カ所ございました。

晴海臨海公園はアクセスしやすい場所でもあり、グラウンドゴルフコースを設けることで、多くの人々が利用できるのではないかと考えます。ぜひ、この広島県の14番目として、晴海臨海公園にグラウンドゴルフコースをつくっていただきたいと考えています。

あと、もう1点、先日、私は大竹地区のグラウンドゴルフ大会に出させてもらいました。たくさんの方が参加しておられ、皆さん、すばらしい笑顔でプレーされておりました。

数名のチームの方にお話をお伺いさせていただきました。練習しているチームとしていないチームに分かれておりました。練習しているチームは、御自分の地区に公園があり、練習が盛んにできているようです。練習していないチームは、御自分の地区に公園がないからできないんだと。

さらにお話を伺うと、1つのチームだけではございましたけれども、私たちは遠征に行っているんだと、元気よく女性の方が話してくれました。聞けば、月に3回から4回、他のまちのグラウンドゴルフコースがある総合公園まで練習しに行くとのことでした。

先ほども言いましたが、これからますますグラウンドゴルフは盛んになると思えます。ぜひ、グラウンドゴルフコースの常設を検討していただきたいと思えます。こちらは御答弁は要りません。要望として検討していただきたいと思えます。

あと、ウォーキングコースです。前向きな御答弁だったと思えます。新駅予定地や道の駅予定地から晴海臨海公園までのウォーキングコースを整備し、健康の増進のためのヘルスロードを、また、引き続きよろしく願いいたします。

次の質問に行きます。小方地区まちづくりの基本構想と晴海臨海公園の連携開発に関連して、人々が集まる仕組みづくりについて質問させていただきます。

1点目は、ドッグランの整備についてです。

近年、ペットと暮らす家庭が増加しており、ドッグランは、飼い主同士の交流の場として注目されております。晴海臨海公園内にドッグランを設置することで、新たな来訪者層の開拓が期待できます。

例えば、近隣にもペット関連商品の販売をしているところがありますし、道の駅と晴海臨海公園を結ぶ散歩コースを設定し、ペット同伴可能な休憩スペースの設置なども導入することで、近隣のペットを飼っている市民との交流も考えられ、道の駅と公園の相乗効果を生み出し、両施設の利用者増加につながると考えます。ドッグラン整備の可能性について、市のお考えを聞かせてください。

2点目です。晴海臨海公園のキッチンカーについてです。

過去に、晴海臨海公園でキッチンカーの出店実績があったことと承知しておりますが、第3期工事計画の開始に伴い、中断していると思います。

キッチンカーは、多様な飲食の提供が可能で、イベント時の集客にも効果的です。常設の店舗とは異なり柔軟な運用が可能であることから、公園の魅力向上に大きく貢献すると考えます。

そこでお伺いしますが、キッチンカーの出店を再開するお考えはありますか。再開を検討される場合、どのような形態での運用を想定されていますか。以前と変わらない運用なのか、具体的な計画があればお聞かせください。

ドッグランの設置、キッチンカースペースの確保の提案をいたしました。これらは全て、人々が集まり交流する仕組みづくりに寄与するものと、私は考えております。お考えを聞かせてください。

また、これ以外に、人々を呼び込み、地域の活性化を図るための具体的な施策があれば教えてください。よろしくお願いたします。

○議長（北地範久） 都市計画課長。

○都市計画課長（廻本 実） それでは、今の2点ほどあった質問の1点目、晴海臨海公園内のドッグランの整備の可能性についてということですが、それにつきましては、現在、晴海臨海公園内にドッグランを整備する予定はありません。ただし、小方まちづくりを検討していく中で、議員の意見は参考にさせていただきたいと思います。

次に、晴海臨海公園内のキッチンカーにつきましてですが、キッチンカーについては令和3年度に社会実験を行ったところであり、公園の魅力向上に資するものであると考えています。ただ、現在、晴海臨海公園は整備中であることや、キッチンカーの導入に当たっては、公平性を確保するため、一定のルールを設けることが必要と考えています。

今後、整備が終了するタイミングに合わせてルールづくりなどを整理して、導入に向けて考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（北地範久） 藤川議員。

○8番（藤川和弘） ドッグランも参考にさせていただいて、ありがとうございます。ぜひ、道の駅に集まった方が、晴海臨海公園にはドッグランがあるんだなという、大竹市だけではなく他市町から来る観光の方も立ち寄っていただけるような仕組みを、ぜひ、つくってほしいと思います。

キッチンカーも検討していただいて、公園に集まる子供たちの笑顔を生むようなキッチンカーの導入を検討していただければと思います。ありがとうございます。

次の質問に行きます。すみません、毎回この時期に言わせていただいているんですが、水広場について言わせてください。晴海臨海公園の水広場と遊具広場の改善についてお聞きします。

現在、本市の遊具広場は、特に夏季において、利用者が極めて少ない状況にあります。これは、日陰が十分に確保されておらず、猛暑の中で避暑ができないことが主な要因だと

考えられます。このような状況を鑑みると、本市の晴海臨海公園においても、遊具広場及び水広場の改善が急務だと考えます。

他の市町では、噴水やシェルターを整備している公園には人が実際にいることから、水遊び場や噴水の整備は、単に暑さ対策としてではなく、公園全体の魅力向上と集客力アップに、大きく寄与するものと思います。

現在、晴海臨海公園では、一部整備の導入で要望に基づく改善などをなされておりますが、さらなる充実が必要だと考えます。排水設備が整備されたことを生かし、子供たちがより安全に楽しく遊べ、同時に大人も快適に過ごせるような水広場・シェルターの整備を検討していただきたいと思いますが、水広場・シェルターについて、市のお考えをお聞かせください。

もう1点、すみません。最近、水広場をよく私は見に行くのですが、水の出方が小さくなっているように感じます。何か理由があるのでしょうか。お願いします。

○議長（北地範久） 都市計画課長。

○都市計画課長（廻本 実） それでは、今の晴海臨海公園の水広場と遊具広場の改善と、公園の暑さ対策ということで答弁させていただきます。

昨今の猛暑があり、確かに、夏場の遊具広場の利用者は少ない状況であります。暑い中でも、シェルターを設置したり水広場を拡充するなど、実施すれば公園の暑さ対策となるとは考えていますが、シェルターの設置場所の利用者同士の取り合いが発生したり、水広場についてもランニングコストが増加するなど、課題があると考えています。まずは、現在計画している整備事業の実施を優先し、暑さ対策については今後の課題として考えていきたいと思っています。

水広場の噴水についてですが、周りの砂等が、かなり出口のところに挟まっているということで、若干出が悪くなっているところもあると認識しています。

以上です。

○議長（北地範久） 藤川議員。

○8番（藤川和弘） ありがとうございます。

シェルター、水広場、市としてもお考えがあるということで、何となく分かったんですが、水広場の水の出方が小さくなっているのは石が詰まっている可能性があるというところ、やっぱりそこは改善していくべきなのかなと。今幾つあるか、ちょっと出ている数までは数えてないんですけど、所々出ていない箇所とかもありますので、まず、その改善をよろしく願いいたします。

実際、水広場は、子供たちがかなり笑顔で遊んでいる姿はよく見るんですけど、物足りない小学校高学年ぐらいの子供たちが、トイレ付近の蛇口で本当に楽しそうに遊んでいる姿をよく見ますので、噴水が蛇口に負けるというのが私にはちょっと理解できないので、どうか今後とも、水広場の改善をよろしく願いいたします。

あと、晴海臨海公園ですね。晴海臨海公園第3期整備の排水整備を今やっていたらと思うんですけども、遊具広場は入っているんですかね。

遊具広場は、先ほども言いました蛇口で遊んでいる周りに水たまりができております。

雨の日は、遊具で遊んでできる、特に滑り台のところですかね。くぼみがあって、そこには水たまりができます。海側のほうは全体的に水がよくたまっています。

ぜひ、排水対策、季節や天候に関係なく、常に美しい緑色で景観のよい公園になるように、先ほども多目的広場で言わせていただきましたけれども、人工芝の設置をお願いできないでしょうか。

人工芝には、メリットがたくさんあります。人工芝を適切に施工すれば、水はけがよくなり、土に水たまりができて汚れる心配はない。人工芝の上で水遊びをしても、水が土で汚れることがなく、きれいに遊べるのが魅力。人工芝を敷くと、土の状態と比べてクッション性もあり、子供の足や膝を守ったり、転んでけがをしにくくなります。さらに、靴を履かずに遊ぶこともできます。はだしのまま遊べることも、うれしい特徴です。子供たちの遊んでいる写真を撮ったときに一年中グリーンの芝が写るので、写真映えもします。今の時代、写真映えはとても大切です。

その反面で、もちろんデメリットもあります。初期費用が高いです。人工芝の設置には原材料や施工費がかかりますし、定期的にメンテナンスが必要です。長期間使用すると芝が劣化するため、交換が必要になることもございます。また、人工芝は夏場に高温になるため、触れると熱く感じることもございます。

デメリットもありますが、それを考えても、人工芝で排水対策することには、魅力がたくさんあります。遊具広場、人工芝、排水対策について御答弁いただこうと思ったんですけど、先ほど多目的広場で、やらないという御答弁をいただいたばかりなので、これは答弁は要りません。

やらないという言葉聞きたくないの、ここで大きい声で要望して、晴海臨海公園の今後の発展を期待して、以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（北地範久） 続いて、12番、山崎年一議員。

[12番 山崎年一議員 登壇]

○12番（山崎年一） 12番、風の山崎でございます。

初めに、台風10号で被災をされました皆様方にお見舞いを申し上げますとともに、犠牲になられた方々に心から御冥福をお祈りいたします。

それでは、一般質問に入ります。

本年7月16日に、本市に対して防衛省・外務省から説明のありました、在日米軍施設・区域における戦闘機に係る態勢の更新及び第5空母航空団の機種更新について問います。

大竹市は、現在まで、国の安全保障政策を理解され、積極的に協力してきたところでございます。また、本市においては、住民の安心・安全な日常生活を確保するための取り組みや騒音対策など、国や米軍に働きかけてきたところでもあります。

そのような中で、今回、1、在日米軍施設・区域における戦闘機に係る態勢の更新についてと題して、日米同盟の抑止力・対処力をさらに強化するため、米空軍は三沢飛行場及び嘉手納飛行場に、米海兵隊は岩国飛行場に配備している戦闘機について、今後数年かけて戦闘機に係る体制を更新する。2、第5空母航空団の機種更新についてとして、日本に配備する空母ロナルドレーガンからジョージワシントンへの変更に伴い、第5空母航空団

の部隊4つの戦闘攻撃飛行隊のうち、1個飛行隊について、F/A-18スーパーホーネットの飛行隊からF-35Cステルス戦闘機の飛行隊に更新、C-2A輸送機の飛行隊からCMV-22オスプレイの飛行隊に更新するというものであります。

初めに、本2件の更新が、大竹市民の日常生活と環境にどのような影響を与えるのか検証し、安全で安心な市民生活を確保するための方策について問います。

なお、本質問は、一般質問参考資料1ページに記載しております5つの資料や岩国市も含む基地周辺自治体の議会で取り上げられた質疑等を参考にいたします。

①今回の戦闘機に係る態勢の更新及び第5空母航空団の機種更新は、どのような要請のもとに行われ、更新後の岩国基地の機能はどのように変わりますか。また、配備される航空機数は、米海兵隊・米海軍ともに、どのように変化するか伺います。

②更新計画概要では、三沢飛行場空軍が12機増、嘉手納飛行場空軍が12機減となっておりますが、岩国飛行場海兵隊は若干減と表記されています。他の飛行場に比べて、岩国の機数が具体的に表記されない原因について伺いをいたします。

③機種更新に伴う隊員の人数は、増加しますか、減少しますか。

④機種更新により機能の強化が図られるとありますが、どのような機能が強化されるかと考えてでしょうか。

⑤4部隊中1部隊の更新ということですが、全ての部隊が更新されるのはいつ頃を想定されていますか。また、更新部隊と未更新部隊で、抑止力・対処力や機能に差はありませんか。

⑥令和6年中、横須賀を母港とする原子力空母ロナルドレーガンが、原子力空母ジョージワシントンに変更されますが、空母の機能に合わせた体制の更新、機種更新と考えてよいのでしょうか。

次に、戦闘機の役割について伺います。今回、移駐が計画されておりますF-35B、F-35C、CMV-22の3機種は、それぞれどのような役割・機能を持っていますか。

⑧C-2A輸送機2機が、CMV-22オスプレイに更新されるとあります。更新後の岩国基地配備のオスプレイは、何機になるのでしょうか。

⑨F-35B、F-35Cステルス戦闘機及びCMV-22オスプレイは、現在まで岩国基地に配備されていませんが、今回の更新で岩国基地に配備されることとなります。地元自治体は、ステルス戦闘機とともに、オスプレイも含めて機種更新の容認を求められることになり、周辺自治体である岩国市・周防大島町・和木町・山口県は、9月議会で意思表示をされました。本市も、地元住民の説明や自治体の承認が必要ではないかと思いますが、大竹市の対応について問います。

ちなみに、配備計画については、7月に山口県と岩国市・和木町・周防大島町・大竹市に伝達。大竹市以外の自治体や議会では、文書で質問、あるいは議会の説明などの手続きを得たうえで、岩国市の福田良彦市長は、8月23日の岩国市議会全員協議会で、この日の議論を踏まえ、判断の材料はそろった。配備を受け入れるかどうか、適切な時期に明らかにすると表明され、27日の岩国市議会定例会で容認すると表明をされました。

基地周辺自治体の周防大島町・和木町の両議会も26日に全員協議会を開き、両町長とも、

28日までに配備を受け入れる意思を表明されました。そのうえで、山口県の村岡知事は、29日、市町の意向を踏まえ、理解すると容認の意向を表明されました。

本市は、圏域こそ違いますが、和木町や周防大島町と同様に岩国基地に隣接しており、住民は、航空機の騒音や事件・事故の問題、環境汚染など、基地による被害を近隣市町と同様に受け、日々の生活に支障を来していると思います。大竹市として、手続き上の問題についてどのようにお考えか、お伺いをいたします。

⑩航空機騒音環境等について問います。

在日米軍施設・区域における戦闘機に係る態勢の更新についての運用に係る影響では、騒音規制処置を含む従前からの2国間合意や、地元自治体との申し合わせ等を引き続き遵守するとありますが、F-35B、F-35C、CMV-22、いずれの機種も、更新前の機種よりこれらの機種のほうが機能が強化されるということからも、騒音は大きいように感じています。

今回の機種更新により、基地周辺の騒音状況はどのように変わりますか。また、本市の騒音状況をどのように受け止め、評価されていますか。

⑪空母艦載機の移駐後の騒音の状況調査は3月に終了していると伺っていますが、結果についてはいまだ公表されていません。いつのタイミングで公表されるのかをお伺いします。

現在の状況は、調査結果が公表される前に新たな機種が配備され、新機種に更新されたときには、全機種の騒音調査となります。このような騒音調査報告を基地周辺自治体として、どのように考えられますか。

⑫第5空母航空団の機種更新のF-35Cは、日本の国内に初めての配備ということで、機種変更前のF/A-18スーパーホーネットと比較した場合、あまり誤差がないとの説明ですが、騒音についての対応はどのようにお考えでしょうか。

また、このたびの機種更新により、騒音は広がらないとの説明ですが、その根拠もあわせてお伺いします。

また、更新後の騒音調査の予定について要請をする必要はあると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

⑬本市においては、岩国基地の離発着航路直下に、阿多田島があります。阿多田地区の騒音についてはどのように想定されていますか。機種更新前と機種更新後の騒音の比較については、どうお考えでしょうか。

⑭基地周辺住民は、騒音被害や事件・事故の懸念に、環境汚染の問題もあります。

最近、基地周辺や基地関連の施設周辺で、有機フッ素化合物PFASによる、地下水や河川の汚染が報道されています。基地周辺の住民は、二重、三重の苦痛を背負う状況であることは明らかであります。

こういった中でも、自治体住民が安心・安全に健やかな日常を送れるよう、しっかりと支えていきたいものだと思います。騒音被害、事件・事故の対策、環境汚染対策などについて、大竹市としてどのようにお考えでしょうか。

たくさんの質問をさせていただきましたが、これらの質問項目につきましては、山口

県・岩国市・周防大島町・和木町等の自治体からの防衛省に対する質問項目の一部であります。また、岩国市議会全員協議会におかれて、防衛省が明らかにした問題であります。

したがって、少なくともそこらあたりで明らかにされている答弁については、きちんと本議会でも答弁をしていただきたい。そういったことから質問をいたしました。

次に、オスプレイの墜落事故報告書と運用問題について、大竹市の対応を問います。

オスプレイの事故に関しては、新たに岩国基地における機種更新などにより配備されることが報告され、基地周辺住民の安全対策が望まれることを質問いたします。

昨年11月29日に、屋久島沖合約2キロメートル付近で、米空軍横田基地所属のCMV-22オスプレイが墜落し、8名の乗組員全員が死亡した事故を起因として、12月6日、米軍は、世界全体でオスプレイの飛行を一時停止すると発表。運用を停止しましたが、本年3月8日、運用停止処置を解除いたしました。

また、同事故に対する調査報告書が、本年8月2日に防衛省から公表され、本議会議員にもメールで配布されたところでもあります。

報告書によりますと、墜落の主な原因として、左右それぞれのエンジンで動力をプロペラに伝達するプロップローター・ギアボックスのうち、左側が破損し、動力がなくなりました。警告灯が何度も点灯したものの、操縦士が無視して飛行を継続した。以上の2つの事故原因が指摘されています。

事故機は、横田基地から岩国基地を経由して嘉手納基地に向けて飛行していたところ、プロップローター・ギアボックスの不具合を示す警告灯が断続的に5回表示されましたが、操縦士はこれを無視して、飛行継続と判断しました。まさに、操縦士としての基本が守られていなかった。モラル以前の問題であると非難するほかありません。

さらに、緊急着陸を指示する警告灯が表示され、事故機は屋久島空港に進路を変えました。午後2時40分頃、屋久島空港の最終進入時、高度約240メートルで、左側のプロップローター・ギアボックスが破損、機体は制御不能となり、左側に2回転して海面に墜落した。報告書は、プロップローター・ギアボックスの破損について、内部の歯車の1つ、ハイスピード・ピニオンギアにひびが入り破断、その破片が他の歯車の間に挟まり歯車が摩耗したことで、動力が伝わらなくなったとしています。

そこで伺います。報告書は、ハイスピード・ピニオンギアが破断されたとありますが、その原因については明らかにされていません。

なぜ、ハイスピード・ピニオンギアが破断したのか、最も重要と思われるギアの破断に対する対処法を明らかにすることなく、CMV-22オスプレイの事故を受けた安全対策では、予防的点検と維持整備の頻度の増加、不具合の予兆を早期に把握。必要に応じてプロップローター・ギアボックスの交換、航空機の整備記録の確認とされています。これでは、根本的な問題解決ではなく、対症療法でしかありません。問題のすり替えではないかと私は考えます。直接の原因であるハイスピード・ピニオンギアの破断原因は、今後どのように究明されるとお考えでしょうか。

もう1つの問題は、人的な要因ミスであります。最初の警告は、岩国基地離陸から約40分後に表示。その後、同様の警告、通知が発生したにもかかわらず、操縦士は近くの空港

への緊急着陸を判断しないで、飛行を継続したことが示されております。また、操縦士が緊急着陸を無視し飛行継続を判断するなど、安全対策を無視したことが、大事故を誘引したと思われま

す。以上の事故調査報告書では、事故防止にはならないと考えます。報告を受けられて、大竹市としてどのように判断されたのか伺います。今後の対応、再発防止に向けた防衛や米軍への大竹市としての申し入れも必要ではないかと私は考えますが、どのように思われますか。

2、オスプレイに関しては、これまでも安全性について不安が指摘されております。岩国基地周辺に在住される住民の皆さんは、オスプレイが私たち住民の生活区域の上空を飛行することにより、事故の不安を日々抱えて生活しなければなりません。住民の命や安全な暮らしを守るために、操縦士をはじめ、搭乗員の安全教育・指導など、事故予防に対するの取り組みについて正すべきと考えますが、いかがですか。

3、航空機の運用については、軍の機密情報により公表できないとされていますが、危険なオスプレイの飛行経路や訓練場所などは、住民に公表し、安全対策を取られると考えます。基地周辺自治体として住民の安全な日常生活を守るためにも、米軍に対して情報の公開を求め、住民の安全を守る対策を取るべきと考えますが、いかがですか。

次に、米軍人による性犯罪が非公表とされた事案について、広島県及び本市の対応について伺います。

山口県警が2022年、米軍関係者を強制わいせつ容疑で書類送検し、山口県岩国支部が不起訴処分としていた問題で、山口県警は非公表としていました。米軍関係者による性暴力事件をめぐる大きなデモ、複数の事件が公表されていなかったことが相次いで判明しており、岩国基地のある山口県でも、同様の事例があることが明らかになったわけでありま

す。基地のある自治体、特に沖縄では、米軍関係者の犯罪が多発しておりながらも、日本の捜査権や裁判権が及ばず、本国に逃げ帰ったり、被害者への補償もなく泣き寝入りという報道もありました。沖縄では、米兵が少女を誘拐し、わいせつ行為をしたとして3月に起訴された事件が、報道発表されていなかったことが判明。その後も、米兵による複数の性犯罪事件が公表されていないことが、相次いで明らかになっています。

在日米兵の相次ぐ性的暴行事件が発覚した問題では、米軍基地が立地する青森・神奈川・長崎の各県でも、ここ数年、性犯罪事件が報道発表されていない。それぞれの県にも通報がなかったことが明らかにされました。その後も米軍による複数の性犯罪事件が公表されていなかったことが、相次いで明らかになっています。

事件の公表は、米軍兵への監視の目や犯罪抑止にもつながり、自治体住民の不安の軽減にもつながります。沖縄で相次いで発生した米兵の性犯罪を県に通報していなかったことが明らかになり、批判が起こっているのを受けて、岸田政権は米軍兵の性犯罪について、捜査当局が非公表とした事件を含め、沖縄県に例外なく伝達すると表明をされました。

事件の公表は、米兵の監視の目や犯罪抑止にもつながり、自治体住民の不安の軽減にもつながります。日米地位協定による不安定な国民や市民の立場を守るためには、犯罪の公表と早期情報の提供が不可欠であります。岩国基地の隣接自治体として、米兵の犯罪から

住民を守るためにも、また、住民の安心な生活を確保するためにも、在日米軍による性犯罪の情報について明らかにするべきと考えます。

岩国基地に隣接する本市や広島県内でも、米軍兵の犯罪や事故が起きています。基地周辺自治体としてどのような対応が取られているのか。広島県及び大竹市の対応について問います。

以上、壇上での質問を終わります。よろしく御答弁のほどお願いいたします。

○議長（北地範久） 一般質問の途中ですが、議場の換気のため暫時休憩いたします。なお、再開は11時15分の予定といたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

11時07分 休憩

11時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（北地範久） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

12番、山崎議員への答弁を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 今、悲しいことに、世界中で紛争が、そして、戦争が続いております。日々心を痛めておりますが、一方で、それでは、実際にどのようにしてこの我がまち、我が国を守っていくかと、国を守る自らの力を持ち合わせていない我が国にとりまして、大変厳しい状況にあるというふうに思っております。

それでは、山崎議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の在日米軍施設・区域における戦闘機に係る態勢の更新及び第5空母航空団の機種変更についてです。

多くの項目について御質問をいただきましたが、本市の対応や考え方に関するものについては私がお答えし、防衛省から得られた情報などについては、担当課長から答弁をいたします。

まず、CMV-22オスプレイとF-35C戦闘機の岩国基地配備に係る対応についてです。

平成18年12月に在日米軍再編を受け入れることを表明して以来、その方向性は変わっていません。したがって、今回の第5空母航空団の機種変更も、その一環として捉えております。

中国四国防衛局からこの件についての説明を受けた際にも、承認は求められておりませんが、本市といたしましては、これまで配備されたことのない機体であり、安全管理に万全を期すよう、国から米国側に求めていただくことを確認しています。

次に、岩国基地を離発着する経路の直下にある阿多田島の騒音が、機種更新の前後でどう変わるかについてでございます。

以前から阿多田島の皆様には、岩国基地を離発着する航空機の騒音や安全面での不安に耐えていただいていることは、重々承知しています。

今回の機種変更などにおいて、これまでの岩国基地周辺の飛行経路に変更はなく、日々の運用が大きく変わるものではないこと。また、岩国基地における米海兵隊及び米海軍の航空機の総機数が10機程度減少し、1日の標準飛行回数が今より増えることは見込まれていないことから、岩国基地周辺への騒音状況について、現在より広がらないと見込まれています。

しかしながら、機種変更後、実際の運用が開始された後に、更新前に比べ明らかに騒音などの大きな変動が確認できれば、国に対して米国側に改善を求めていただくよう要請などを行うことも検討したいと思います。

それから、基地や関連施設の周辺で、地下水や河川から有機フッ素化合物、いわゆるPFASが検出されたという事例についてでございます。

先月、岩国基地に近い今津川河口付近で、PFASが国の暫定指数値を超えて検出されたことが、米国の平和団体の調査で分かったとの報道がありました。これに対し、山口県環境政策課は、採水や分析の方法が確認できないので調査結果を評価できない、県が調査する予定はないとしています。

米軍岩国基地は、一昨年の12月にPFASを含まない泡消火剤への交換作業が完了したと、中国四国防衛局から情報を得ておりますし、この報道内容だけでは客観的な判断はできません。引き続き、今後の動向を注視していきたいと考えています。

2点目の8月2日公表のオスプレイの墜落事故調査報告書についてです。

この報告書において、事故の原因は、左側のプロップローター・ギアボックスの不具合と操縦士的意思決定とされています。このように、事故原因が特定されているため、チップ探知機を用いて、全機を対象に運用再開前の予防的点検を行うとともに、維持整備の頻度を増すことで不具合の予兆を早期に把握すること、また、先般の事故におけるチップの警告灯表示後の搭乗員の対応を踏まえ、予防的措置や緊急時の対応要領を定めたマニュアルについて、同種の事故を防ぐための手順を整理し、追加することを安全対策として講じているとのことでした。

さらに、日々の飛行の際に事前に作成する運用計画についても、同種の事故を防ぐための手順を整理し、目的地とは別の飛行場に緊急着陸するまでの必要な飛行時間を制限するといった、事故原因に対応した安全対策の措置を講じることによって、安全に飛行することが可能であるとのことでした。

また、事故の人的な要因に対する対策として、パイロットの技量に応じた基礎的訓練を経て、任務を想定した戦術訓練を実施し、適正な飛行時間及び飛行距離を設定したうえで海上における飛行を再開しており、任務遂行に支障はないと米国側から説明されています。

安全対策の徹底については、これまでも要請を行ってきたところですが、人的な要因による事故防止のための取り組みについても、機会を捉えて重ねて要請したいと思います。

なお、岩国基地に配備されるCMV-22オスプレイの飛行について、どのような運用がされるのか不明ですので、住居地域を避けての飛行の要請については、現時点では判断できません。

3点目の、米軍人による性犯罪が非公表とされた事案についてです。

被害者の名誉やプライバシー保護などが重要となる性犯罪について、捜査当局が積極的に広報していない機微（センシティブ）な事案であることを前提とすると、情報の共有範囲は限定的になると考えられますので、今後も可能な範囲で関係自治体に適切な情報共有が行われるものと認識しております。

そのうえで、中国四国防衛局を通じて情報提供があった場合には、これまでと同様に、綱紀粛正及び服務教育の徹底、実効性のある再発防止策について米国側に求めているように、中国四国防衛局及び防衛大臣に書面での要請をしてみたいと考えています。

以上で、山崎議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（北地範久） 危機管理課長。

○危機管理課長（田中宏幸） それでは、1点目の御質問の市長答弁以外の部分についてお答えいたします。御質問に対しお答えの順序が前後すること、それから、市長答弁と重複することもあるかと思いますが、御了承いただきたいと思っております。

まず、1番目です。防衛省は、米国側から在日米軍のプレゼンス、存在感のことでありますが、これを維持・強化し、日米同盟の抑止力・対処力をさらに強化するため、米空軍は三沢飛行場及び嘉手納飛行場に、米海兵隊は岩国飛行場に配備等している戦闘機について、今後数年をかけて態勢の更新を行う旨の説明を受けています。

ただし、今回機種更新等が行われる部隊について、任務や飛行経路等に変更はなく、日々の運用に大きな変更は生じないと見込まれているということです。基地機能には変化はないものと思われま。

2番目です。具体的な配備機数は米軍の運用に関するものであり、防衛省として回答は困難だということではございますが、岩国基地における海兵隊及び米海軍の総機数は、市長答弁にもありましたように、現状よりも約10機減少するものと見込んでいるとでございます。

3番目です。この機種更新に伴う隊員数の変動については、態勢の更新は今後数年をかけて行うものであり、人員について大きな変動はないものの、具体的な人員の変動について、現時点で示すことは困難であるということでございます。

4番目です。今回の機種更新で、最新型の戦闘機への交代により、レーダー性能やステルス性等、戦闘機の性能が大幅に向上することとなり、在日米軍の航空戦力が一層充実し、日米同盟の抑止力・対処力が強化されるものと考えられております。

5番目です。空母艦載機について、更新対象以外の飛行隊の機種更新に関する情報は現在のところなく、全ての飛行隊の機種更新の時期については米軍の運用に関するものであり、現時点では予断をもって回答はできないということではございますが、今後情報が得られ次第、また提供いたします。

6番目です。空母がロナルドレーガンからジョージワシントンに交代をいたしますが、2つの空母はいずれもニミッツ級の同型艦であるため、今回の第5空母航空団の機種更新は、空母の機能に合わせたものではないと考えられます。

7番目です。今回の機種更新に係る航空機の役割についてですが、おのおのの部隊の任務や役割には変更はないと、米国側は説明しております。

まず、F-35B戦闘機ですが、同じ機体が現在も岩国基地に常駐しておりまして、今回はローテーション部隊のF/A-18戦闘機と交代するものです。空対空、空対地による着上陸作戦の支援が基本的な役割だということでございます。

次に、F-35C戦闘機ですが、第5空母航空団の4つの戦闘飛行部隊のうち、1つの飛行隊のF/A-18戦闘機がこの機体に更新されるというもので、航空優勢の確立・維持及び制海権の確立・維持の支援というのが、基本的な役割だということでございます。

それから、CMV-22オスプレイでございますが、こちらも第5空母航空団に配備されておりますC-2輸送機から更新されるもので、空母と地上の間の輸送が、基本的な役割となっているということでございます。

それから、8番目です。更新前のC-2輸送機というのが約2機で、CMV-22オスプレイに更新された後には、若干増加する見込みということでございます。

それから、9番目の項目につきましては市長が答弁しましたので、省略いたします。

続きまして、10番目と12番目、ちょっとあわせたとお答えにはなるんですが、これらの3種の航空機が機種更新された後の騒音状況の変化についてです。

米国側からは、戦闘機の機種更新を行った場合においても、これまでの岩国飛行場周辺の飛行経路に変更はなく、また、日々の運用が大きく変わるものではないとの説明を受けておりまして、総機数についても、岩国飛行場の全体で、現在よりも10機程度減少すると見込まれることから、岩国飛行場の1日の標準飛行回数は、今より増えることは見込まれないと考えられております。

また、騒音につきましては、F/A-18戦闘機とF-35C戦闘機との比較では、離陸時の騒音については同程度ですが、着陸時の騒音については、F-35C戦闘機のほうが11デシベル程度低いとのデータが公表されていること。それから、F/A-18戦闘機とF-35B戦闘機との比較では、F-35B戦闘機のほうが、離陸の際の騒音値は0.8デシベル程度高く、着陸の際の騒音値は4.9デシベル程度低い等の特性があることから、岩国飛行場への騒音状況については、現在よりも広がらないと見込まれているようです。

それから、ちょっと先行して12番目の項目のお答えになるんですが、機種更新後の騒音調査を市で独自に行う予定があるかどうかというところで、現状予定はございませんが、中国四国防衛局が阿多田島に設置しております測定機による騒音実態の把握、こちらは機種更新後も継続して行い、前後比較等の検証を行いたいと考えております。

前後しまして、11番目の項目でございます。空母艦載機部隊の移駐後の騒音度調査についてです。

基地周辺対策特別委員会でも何度か説明しておりますが、令和5年度の騒音度測定調査は既に終了しておりますが、今回の機種更新が、この調査結果に基づく岩国飛行場周辺の第1種区域等の見直し作業にどのような影響が出るかについては、防衛省からは、現在、調査結果等を整理中であり、今般の在日米軍施設・区域における戦闘機に係る態勢の更新及び第5空母航空団の機種更新を踏まえた対応については今後検討するというところでございますので、さきの調査結果ですね、この説明を受けた後には、その後の検討状況について引き続き注視し、必要に応じて説明を求めてまいりたいと考えております。

以上で、山崎議員への答弁を終わります。

○議長（北地範久） 山崎議員。

○12番（山崎年一） 多岐にわたった答弁をいただきまして、ありがとうございます。非常に細やかなところまで御答弁をいただいたということ、私、あの報告書を見て感じましたので、お礼を申し上げておきます。

それで、今回こういったことで機種更新がなされるということですが、空母艦載機の機種更新というのは、非常に重大なことだと思うのであります。先ほど市長のほうからも話がありましたように、大竹市はこの艦載機の移駐については容認をしたということがありますから、当然として容認後の機種がどうなっていくということについては、やっぱり大竹市としても、きちんと監視をしていく必要があるというふうに思います。

ただ、残念なことは、本日までこの機種更新のことについては、私どもにはメールをいただいた程度で、議会で議論をされたり、大竹市民への説明というのはなかった。岩国市議会や周辺市町の自治体では、きちんと市民説明がなされ、議会で報告をなされた、議論もなされたということでもありますから、そういったことについては、大竹市の取り組みが、私は非常にまずかったのではないかというふうに思いますが、そこら辺りについてどのように考えていらっしゃるか。

また、今後のこともあります。今後また機種更新というようなこともあろうかと思えますし、先ほどのように内外の状況の変化、外部からのいろいろな働きかけ等もあります。そういったときに、いろいろな岩国基地の機能が強化されたりする場合があるかと思えますので、そういったときにもきちんと対応していただきたい。そういったことから、議会への対応等について、今回の経過を踏まえて今後どのように進めていこうとされるのか、そこについてちょっとお伺いをいたしますので、よろしく願います。

○議長（北地範久） 副市長。

○副市長（太田勲男） この件について、私のほうから答弁させていただきます。

山崎議員の言われる、今回の案件でございます。議会のほうへの説明、岩国基地所在地市町の議会がどのような対応を中国四国整備局、防衛省のほうにされて、議会自らが動かれた結果か、それとも市と議会が一体となって議員全員協議会等での説明をお願いしたのか、そのあたりを、もう少し私どもも勉強させていただき、できるだけ議員の皆様にも、私どもが知り得た情報については全て流していきたい。現在でも流しておるんですが、今後とも一体となって話し合いをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北地範久） 山崎議員。

○12番（山崎年一） 今後の対応を、ひとつよろしく願いをしておきます。これ以上は言えませんが、よろしく願います。

それでは、2番目の質問にありますオスプレイのことについて、ちょっとお伺いをいたします。

このオスプレイについては、防衛省も米軍も安全だということを非常に強調する。また、今回の資料等におきましても安全であるということが報告されて、周辺の自治体も安全だ

ということを表明されておりますが、オスプレイについては、米国の安全な航空機等の説明に反して、開発段階から事故が相次いでおることは、皆さんも報道等により御承知だと思えます。

本年6月12日に、アメリカ議会の下院監視・説明責任委員会小委員会の公聴会で、カール中将、米海軍航空システム司令部の司令官であります。この方が公聴会で言われたことは、このプログラムの実施期間中、空中及び地上での事故で合計64人の軍人が死亡し、93人が負傷した。過去2年間で4件の墜落事故が発生し、合計20人の軍人が死亡したが、そのうちの2件は墜落事故だ。プログラムがこれまで経験したことの無い破滅的な資材または機械の故障が伴っていたと証言されたことを、6月13日の毎日新聞が報道しております。

また、6月13日の毎日新聞のネット記事では、アメリカ下院監視・説明責任委員会小委員会の海軍航空システム司令部のカール・チェビ司令官の表現として、軍が保有する数百機のオスプレイは、少なくとも2025年までは、全任務を遂行する飛行は許可されない。オスプレイの安全性と性能評価を全て完了するまでには、少なくとも6カ月から9カ月かかるだろう。事故原因については、これまで見たことの無いものだったという発言を、カール・チェビ司令官がされておるわけでありましたが、その意に反して使用が再開されたということでもあります。ただ問題なのは、下院の下院監視・説明責任委員会小委員会の公聴会でこういったことが議論をされる、司令官から発言されるということからも、非常にこのオスプレイについては、幾ら安全だといいますが、事故が物語っている関係からいって、非常に不安な航空機であると思えます。

そういったことから、住民の負担や市民の不安は増してきます。自治体として、住民の不安に真正面から取り組む姿勢、こういったことが求められていると思えます。ぜひ、安全性については、引き続きしっかりと確認をしていただきたいということをお願いしておきます。

それから、米軍兵の犯罪であります。米軍兵の性犯罪が地元自治体や住民に知らされてこなかったことは、日米地位協定によって、日本の国内法の縛りを受けない米軍の犯罪を抑止する力が働かず、自治体や住民が警戒心を高めて自己防衛することも困難にし、性犯罪の連鎖を招きます。

米軍兵士の犯罪を公表することは、報道された場合に個人が特定され、捜査協力を得られなくなるなどの理由が説明されますが、捜査に支障は詭弁で、プライバシーの配慮も報道関係者としては当然のことです。そういった理由を挙げることで米兵の犯罪を覆い隠し、基地や米軍への反発を回避しようとする姿勢が、私から見れば見え隠れする。

性的暴行事件などの犯罪は、被害者の将来を踏みにじるものであり、肉体的にも精神的にも大きな苦痛を与える、極めて悪質な犯罪であります。日本では、スカートの中に鏡を入れたとかスマホを入れたといったことも、名前入りで報道される社会であります。そういった中で、米兵の犯罪だけがこういったふうに隠蔽されるということについては、本当に真剣に取り組まなければならないことだと思えます。

そういったことから、ぜひ、この対策についてもう一度、大竹市として米兵の性犯罪

についてどう取り組んでいくか、県とどう連携を取っていくかということについて、御答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（北地範久） 危機管理課長。

○危機管理課長（田中宏幸） 県との連携という部分でございます。

広島県においても、やはり中国四国防衛局から情報提供を受けておるということで、広島県の国際課に確認しましたところ、報道発表されるような事案につきましては、情報発表を受ける都度、文書や口頭により申し入れ等の対応をしておられるということでした。

それから、実効性のある対策ということで、米軍構成員等の規律の保持について、中国四国防衛局は次のように説明されております。

米軍人等による事件・事故は、地域の方々には不安を与える、あつてはならないものと考えており、当局としては、平素より米軍に対し、隊員の協力や綱紀粛正を図るなど、その防止に努めるよう働きかけています。

もとより、米国軍人等による事件・事故の防止には米側による努力が重要であり、米側においては、在日米軍の勤務時間外での行動の指針、リバティー制度というものでございますが、これを公表し、日本についての教育研修、公共の場での飲酒制限等により、事件・事故の防止に取り組んでいるところ。

それから、令和5年12月、在日米海兵隊司令官の権限において、外出時の同伴者、リバティーバディーというものですが、この義務づけ等によりまして、在日米軍全体の制度よりも厳格な内容に変更するなど、自主的に米軍人の行動規制を強化しているものも承知しているということ。

それから、米軍人等による事件・事故を防止するため、山口県におかれましては、県・岩国市・米海兵隊岩国基地、それから、市民の方々及び当局との協働による安心・安全共同パトロールの実施などの取り組みも行われているということです。

中国四国防衛局としても、実効性のあるさまざまな措置を継続的に実行していくことが重要であると考えており、今後とも関係機関と連携しつつ、米軍人等による事件・事故の防止に取り組んでまいりますというふうに説明しておられます。

以上です。

○議長（北地範久） 時間ですね。ありがとうございました。

続いて、5番、岡和明議員。

〔5番 岡 和明議員 登壇〕

○5番（岡 和明） 岡でございます。よろしくお願いします。

このたび市制70周年を迎えたことは大変喜ばしく思い、記念式典に招いていただいたことを光栄に存じ、この場を借りて市長にお礼申し上げます。

ただ、残念なことに、70周年祝典には大きな招待漏れがあったと思います。それは、大竹駅伝です。60年間、市民をはじめ市内外の人々と喜びや苦労をともにしてきた大竹駅伝。この12月に実施できていれば、まさに70回大竹駅伝大会、市制70周年にふさわしい行事になっていました。しかも、年末に市制70周年のフィナーレを飾る行事として、市長をはじめ

め、誰もが声を大きくして、70回大会開催に誇りの言葉を述べたでしょう。

私の駅伝についての質問は、これで数回目になります。今日、再び質問をする理由を説明しておきます。

この質問を始めた当初、1年前ですが、それは、たまたま大会スタッフだった私自身が駅伝の中止の影響を受けたほかに、周囲にも、唐突な中止を不条理に思い不満とする人が多かったこと。さらに、1回切りの中止ではなく廃止ということになると、駅伝がそのままの名前、EKIDENという名で世界に広まりつつある中で、大竹駅伝が国内で最も長い歴史を持つ駅伝の1つで、つまり世界最古級の駅伝であり、今後ますます本市の貴重な文化発信手段になるはずの駅伝。これをどうにか守りたい、次の世代に引き継ぎたい、そういう思いで質問を始めました。

しかし、この間のこの議場の答弁では、少々良識や誠実さを疑う対応が数多くあったと思います。その典型は、渋滞のおそれという主張でした。

もともと、大竹駅伝のモデルコースは御存じでしょうか。立戸地区の総合市民会館を起点に青木線を玖波駅近くまで走って、折り返してきて、新町や元町、木野を通過して油見トンネルの防鹿側出口、そこで折り返し、再び木野を通過して総合市民会館に帰ってくるというものです。

このルートは裏道ではなく、本市の密集市街地、一番の幹線道路を走るわけで、その通行規制は10キロメートル以上になります。それを長年やってきて、私の一般質問が始まる半年余り前である去年1月の大会まで、その通行規制をやろうとしていたわけです。

その一方で、私はその年、去年の9月に、はるかに開催が容易で伝統を継承していける管理駅伝、管理駅伝というのは、海外で主流になっている、スタジアムを出発点として市街地を回って、スタジアムに戻ってたすきをつなぐ、それを繰り返す方式です。その管理駅伝を提案し、駅伝の灯を守りたい。そういう提案を行いました。

そのコースには、その商業施設コメリとトライアルの前の僅か300メートルの道が含まれていました。そこは幹線道路でもなく、渋滞の兆しを見たことはありません。短距離走なら1分足らずで駆け抜けるほどの300メートルほどの道、これが答弁では、一転して渋滞のおそれがある、だからやらないとなりました。しかも、この300メートルは、大竹市内では例外的に走れる歩道すら整備されています。車道を通らなくても、実施するつもりであれば、できていたんです。

今、私の中で中心になりつつある問題意識は、こういう答弁を書いたり述べたりした人は、自分がこういう回答を受ける立場になったら納得するのかということです。本市では、今後もこういう答弁が繰り返されていくのだろうかということです。

この問題をそのままに残してこのテーマから立ち去るわけにはいかないという思いから、今日は、駅伝の終わり方が多くの市民を納得できない思いをさせたこと、それを記録に残す意味でも、また、後世、何で駅伝を70回の前に突然やめたんだという疑問に対して歴史的に答えを残しておくためにも、このたび、情報公開条例に基づいて開示請求により取得した行政文書を示しながら、再度問うことにしました。

これからは、人名も出てくる文書で説明しますが、これは責任追及ではありません。私

は今、世界的に起きている現象、人が大きな余暇を持ち、余暇を持った人の心は文化や自然に向かう、そういう動きの中で、今後地域が文化発信力を持つことが極めて重要である。そうであるのに、本市がそれに逆行する動きをしていることに強く警鐘を鳴らしたい。そういう思いからです。

お手元に資料を配付してあります。これは、昨年1月に行われるはずだった第70回大竹駅伝の中止決定までの動き、駅伝廃止までの僅か2カ月間の動きです。駅伝は1月8日に行われるはずでした。2カ月前である令和4年11月、広報おおたけ11月号には、次のように書かれています。

本大会は、第1回を昭和27年に開催し今年度で70回目を迎える伝統ある大会です。そして、市民ボランティアを募集しますとあります。申し込みは11月4日から25日までに、総合市民会館に備え付けの申込書で直接、またはEメール云々で申し込んでください、こういうものです。

そして、11月24日、開催よりちょうど1カ月半前です。僅か1カ月半前。これは、開示請求で取得した行政文書です。教育委員会事務局生涯学習課の記録票です。内容は、大竹警察庁交通課との協議です。その協議では、生涯学習課主幹が警察に対してこのように言っています。3年ぶりの開催となった。前回同様、大竹警察署の皆様には御協力いただきたい。こういうものです。

交通課長は、この僅か1カ月半前の打診について、こういうふうに回答しました。協議はもっと早い時期に持ってこられなかったのか。コロナが明けて、駅伝をやる僅か1カ月半前、警察の協力が駅伝開催にはもう必須、鍵であること。それを分かっているながら、僅か1カ月半前に警察との協議を始めたわけです。

その結果、12月12日、これは駅伝開催の僅か27日前です。失礼、これは結果ではありません。ここにこういうものが挟み込まれていたんです。これは、第70回大会役員全体説明会の開催についてというものです。これは、駅伝大会の小西啓二会長から競技役員協力者への通知です。

競技役員全体説明会を下記のとおり開催いたします。日時、令和4年12月22日19時からと、こういうふうになってます。まだこの段階では駅伝はやるつもりだったと、こういうことになります。

しかし、その3日後です。12月15日、駅伝開催の24日前、再び教育委員会事務局生涯学習課記録票です。これは、生涯学習課と大竹警察署交通課との再協議です。大竹警察署は、このようにくぎを刺しました。

開催日まで日にちがないからと、うやむやに進めて開催した場合、こちらが指摘した安全対策が取れていなければ、次の大会から道路使用許可もしない、協力もしない。こういうものです。

これを受けて、その翌日、12月16日、駅伝の23日前です。同じく、教育委員会生涯学習課の記録票です。これは、生涯学習課から今ここにもいる市長・副市長・教育長への説明の内容です。

そこでは、生涯学習課の主幹が次のように報告しています。大竹警察署との協議は、11

月24日から始めた。過去の大会スケジュール感で事務を進めていたことで、結果的に準備が整わなかった。

副市長は次のように言います。従来どおりのスケジュール感では遅過ぎる。もっともだと思います。主幹は、次のように回答します。認識が甘かった。本日19時に、この日ですよ、本日19時に大会運営主任会議が開催される。まずはこの席で中止の報告を行いたい。

駅伝は69回も続いて、最後はこのようなどたばた。最後の数時間のどたばたで中止になり、さらにそのまま廃止されていったわけです。これはもう、ぜひ、記録にとどめておきたいと、私は思います。

その結果、12月19日、これは駅伝開催の僅か20日前です。第70回大会中止決定についてという文書が、小西会長から参加チーム・競技役員・協力者への通知として、突然出ます。そこには、次のように書かれていました。

スタッフの参加の同意が得られなくなったことや、高齢化等により多くの方が辞退をされました。そして、第70回大会は延期とせず云々と、こういう内容です。受け取った側からすれば、あまりにも唐突なんです。その説明会が予定されていた3日後の12月22日、駅伝開催の17日前です。ここまで、誰もが駅伝は開かれると思って準備をしていたわけです。

この日、予定の第70回役員全体説明会は中止になりました。しかも、19日付で出されたこの通知、つまり第70回大会中止決定については、この日、スタッフ宅に郵便で届きました。こんなどたばただったわけです。誰もが驚いたでしょう。そして、年が明けて1月8日の大会は中止になったわけです。

この資料を読みますと、開催失敗の原因は、高齢化などで多くの方がスタッフを辞退したからではありません。コロナが3年ぶりに明けたというのに、僅か2カ月前になって緩いスタッフ募集を始めたことや、特に駅伝の僅か1カ月前、11月24日になって大竹警察署と協議を始めたことが、開催失敗の原因であるのは明らかです。これについて、これまでの答弁は問わず、今ではどうお考えかを今日は尋ねます。

まちの心を1つにつなぐ力では、駅伝に勝る競技はない。そのように私は思います。今年1月に、全国男子駅伝がありました。皆さん、これがどういうものか本当に御存じでしょうか。どういう性格のものか御存じですか。これ、都道府県対抗駅伝なんです。ずっと広島県で行われていて、29回を数えます。その駅伝のメッカのような場所のそばで開かれる伝統ある大竹駅伝は、ただそれだけで注目される下地があったんです。それを忘れないでください。

私は、この全国男子駅伝を、廿日市駅近くと平和公園前で見ました。そして、人の心を1つにつなぐ力を実感しました。この経験については語るところが多いのですが、特に私が紹介したいのは、石川県です。石川県は、びりのほうを走っていたんですが、石川県頑張れという沿道の声はすごかったです。私も涙しながら叫んでしまいました。

今なお、あの駅伝は何で終わったんだと尋ねてくる市民は少なくありません。市長には、今ある市民や後世の人々に向けて、誠意あふれる答弁をしていただき、市制70周年のフィナーレを、第70回大竹駅伝という大きな花で飾れなかったことに残念の意を表し、市制施行前から69回も駅伝のたすきをつないできた人々に、感謝の言葉を残していただきたいと

思います。

続きまして、2つ目の質問をさせていただきます。

それは、小方まちづくり構想に関連するものです。これまで、小方に道の駅をつくる構想で、市が出した案はこういうものでした。それは、新駅予定地の隣である旧小方小学校と市民プールの跡地を分割売却して住宅地などで埋め、旧小方中学校跡地に道の駅と道の駅利用者が積極的に利用するとは思えない体育館をつくる。こういう案でした。

これに対して私は、それが大竹市の発展にはつながらない案であるということを指摘し、考えを尋ねてきました。それに対する答弁には、駅伝のコメリやトライアル前の渋滞のような、少々驚愕すべき答弁が幾つかありました。その1つが、工場が国道2号線の海側にあるから道の駅も海側、つまり、中学校跡地につくるという答弁でした。工場地帯に出入りするトラックの休憩場所にするので、海側の中学校跡地がいいという理由づけです。

大竹市で道の駅をつくるのはこれが最初ですが、最後です。工場が海側にあるからなどという単純な理屈で道の駅をつくっていいのかと、心底悲しくなりました。まず、上り車線のトラックには、立ち寄りの需要がないとも思うのでしょうか。上り車線・下り車線を問わず、安全に容易に出入りできることが何より重要なんです。そのために何が必要かということ、安全な右折車線を用意すること。間口の狭い中学校跡地では、それが難しいんです。

皆さん、意識して、市役所前から岩国方向に向けて車を走らせてみてください。中学校跡地は、あっという間に通り過ぎます。一方、これが小学校跡地と市民プール跡地、この国道2号線に長く面している跡地なら、十分な右折車線がつけれるんです。つまり、下り方向の車でも安全に進入できるんです。それがトラックであっても容易です。あそこであれば、小型車が10台、大型車でも5台以上は右折車線に並べる、そういう車線をつくることできるんです。しかも、上り車線の車は、高速道路のサービスエリアのように、国道2号線から滑らかに分岐する安全な個別進入路を使うこともできます。

3月の予算特別委員会に、コンサル会社につくらせた小方まちづくりにぎわい交流ゾーン立地検討業務の報告書が提出されました。市につくらせたこの報告書では、大型トラックの受け入れ台数が異常に多いんです。本当にトラック休憩所が不足して、それが深刻なら、工場が自社敷地内に、あるいは複数の工場が協力してトラック待機場をつくるという方法もあるのに、その道の駅で肩代わりしようという考えはいかがなものでしょうか。

まず、本当にトラック休憩所不足で、それが深刻なら、なぜ工場に待機場設置を要請しないのかを問います。間口の狭い中学校跡地に大量のトラックを導き入れることは、安全面からも懸念が大きく、道の駅本来の姿も損なうとの懸念から、改めて認識を問います。

2つ目の質問は以上です。

壇上では、以上とします。ありがとうございました。

○議長（北地範久） 一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。なお、再開は13時10分の予定とします。

~~~~~○~~~~~

12時10分 休憩

1 3 時 1 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（寺岡公章） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議長所用のため、暫時、副議長において議事を進行いたします。

執行部から発言の申し出がございましたので、それを許可したいと思います。

建設部長。

○建設部長（山本茂広） 午前中の藤川議員の一般質問に対しまして答弁漏れがありましたので、補足説明をさせていただきます。

藤川議員から晴海臨海公園の整備につきまして、公園の安全性や魅力の向上の面から多目的グラウンドや水広場、遊具広場に対し、人工芝での整備の提案がございました。現在、公園は3期整備に着手しており、この中ではコスト面から、人工芝の計画はないというふうに答弁させていただいております。

しかしながら、今後の利用形態の変更、市民ニーズ、将来的には大規模改修が生じることも想定していますので、その手法につきましては、人工芝での整備も含めた幅広い観点から検討していきたいと考えています。

小方まちづくりの相乗効果が期待でき、にぎわいの中心となります晴海臨海公園の今後の取り組みですが、藤川議員への説明が不足しておりましたことをおわび申し上げます。

○副議長（寺岡公章） ということでございます。

それでは、一般質問を再開いたします。

5番、岡議員の質問への答弁から再開いたします。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 駅伝につきましては、多くの市民の皆様方が、何とか今までどおりに実行できないかということで努力を続けてこられました。それがかなわず、そういうことで今の形になったということ、そのことも御理解をいただきたいというふうに思います。今のやり方ですと幼児までが参加できる仕組みでございますので、安全を考えてグラウンド内でやるということになったことを御理解いただきたいとします。

それから、道の駅につきましては、小方まちづくりを考えたときに、将来は小方亀居城新駅もできてこようかというふうに考えます。そうすると、どうしても今の小学校跡地よりも中学校跡地のほうが、道の駅の立地としてはいいのではないかと、そういう面も考えての結論でございますので、まだまだ今から先のことになりますので、いろんなことを検討しながら進めてまいりたいというふうに思います。

それでは、岡議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の駅伝廃止に係る答弁につきましては、後ほど教育長が答弁をいたします。

それでは、2点目の小方中学校跡地を用地とする道の駅の問題点についてでございます。

初めに、議員の懸念されている道の駅の本来の姿を損なうとの見解を考えるうえで、道の駅の目的と機能について申し上げます。

国土交通省が示している道の駅の設置目的は、道路利用者への安全で快適な道路交通環

境の提供及び地域の振興に寄与することとされており、その目的を達成するため、3つの機能が必須とされています。

1つ目は、道路利用者のための休憩機能。2つ目は、道路利用者や地域の人々のための情報発信機能。そして、3つ目は、地域振興を図る地域連携機能です。

この3つの機能のうち、休憩機能については、国土交通省のホームページに、近年、長距離ドライブが増え、女性や高齢者のドライバーが増加する中、道路交通の円滑な「ながれ」を支えるため、一般道路にも安心して自由に立ち寄り、利用できる快適な休憩のための「たまり」空間が求められているとの意義が明記されています。

本市では、工場へ遠方から荷物を運搬した大型車両が沿岸部の市街地の道路などに待機している状況が見受けられるため、これらを解決するために、運転者が利用しやすい場所に休憩機能や情報発信機能を備えた道の駅を設置することは、道の駅の本来の設置目的である道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供に即したものであると認識しています。

また、道の駅の出入口の安全性の確保については、今後、道路管理者である国土交通省をはじめとした関係機関に、安全に配慮した導線などを確保するための意見を伺いながら、将来的な道路計画とあわせて考えていく必要があると思っています。

小方中学校跡地の活用策の検討の経緯ですが、平成29年度に民間事業者に委託して立地検討のための調査を実施しました。その調査結果に基づき、導入する機能と施設は、地域活性化施設・駐車場・遊歩道・交流広場・飲食施設を必須とし、温浴・スポーツ施設・商業系施設・宿泊施設を任意として一定の整理をしたことを平成30年5月に総務文教委員協議会で報告しています。

また、これらの方向性のもとに、庁内組織として令和5年度に設置した小方地区のまちづくり事業推進会議などにおいて、小方新駅の予定地をはじめとして、小方小・中学校跡地も含めた全体の土地活用や公共施設の再編などを総合的に勘案し、小方中学校跡地は道の駅とすることが有効であるとの方針を決定したものであり、今年1月の議員全員協議会で議員の皆様にも説明しました。

工場が海側にあることだけで、小方中学校跡地を道の駅にすることを決定したのではなく、過去からの経緯を踏まえ総合的に検討した結果ですので、御理解を賜りたいと考えています。

昨年度、道の駅基本構想・基本計画策定業務に係る予算議案を承認していただき、今年度から策定作業を進めています。より魅力的な道の駅となるよう、基本構想・基本計画の策定に尽力してまいりますので、御協力よろしくお願い申し上げます。

最後に、平成29年度に行った立地検討業務における大型車両の必要駐車台数が多く、この受け皿として、企業に大型車両の駐車場の待機場を申し入れないのかについてでございます。

道の駅は、前面の道路である国道2号の交通量によって、大型車両と小型車両の必要駐車台数が算出されます。仮に、企業が大型車両の待機場を整備したとしても、国道2号の交通量は変わりませんので、道の駅の大型車両の必要駐車台数を減らせるものではござい

ません。

以上で、岡議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（寺岡公章） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは、岡議員の御質問にお答えをいたします。

まず、改めて大竹駅伝の中止の経緯からお話をいたします。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和5年1月8日に3年ぶりの開催となる予定であった第70回大竹駅伝競走大会では、大会を支えていた多くのボランティアの方々が参加を辞退する意向を示され、結果的に、半数以上のスタッフ不足に陥りました。そのため、参加チームや地元企業への応援依頼を行い、令和4年11月に、ようやく例年並みの人数確保の見通しが立った状況でした。

大会の内容自体は、コロナ禍前から大きな変化がなかったこともあり、例年どおり11月から道路使用許可申請に向けた大竹警察署との協議を開始いたしましたが、警察署からは、コースの管理体制や選手の誘導方法などについて、従来の方法では認めることはできないとの見解が示され、専門の警備員の多数配置や通行止め箇所の迂回路の設定、住民のための臨時駐車場の設定などの対応が求められました。加えて、100チームを超える大会規模に対応する事務局の体制も不十分であるなど、従来進められてきた方式・体制が認められない中で、開催は不可能と判断せざるを得ない状況でした。こうした中止に至る経緯については、令和5年3月の予算特別委員会においても、委員の御質問に対して説明をさせていただいているところでございます。

大竹駅伝の終了については、これまで駅伝に携わってくださった市内のスポーツ関係団体の皆様との協議などを経て、駅伝の開催は困難と判断し、決定したものであり、苦渋の決断でございました。

これまでの駅伝とは異なりますが、たすきをつないで走る楽しさを継承した晴海臨海公園内でのリレーマラソンの開催に、関係団体の皆様が主体的かつ積極的に関わってくださったことは、我々にとっても大きな救いであったと捉えております。

これまで議員が御提案くださった晴海臨海公園周辺の路上コースなどの駅伝開催案については、昨年12月及び本年6月の定例会でお答えしましたとおり、大竹警察署からの助言を踏まえた車両の交通規制や複数の大型商業施設への出入りに対する規制に伴う渋滞の発生への懸念や堤防管理道を使用するうえでの安全面の懸念から見解を示したものであり、議員のお考えを根底から否定したものではありません。

大竹駅伝が貴重な文化的価値を持つ市の財産であるという認識は、市も同じでございます。去る9月1日に開催された市制施行70周年記念式典をはじめとする、笑顔・元氣かがやく大竹まるごとフェスタでは、市の歴史を振り返る写真展「歴史の証人」に合わせて、大竹駅伝の歴史を振り返るコーナーを設け、これまで競技役員などで御尽力くださった方々からのコメントなども展示をさせていただきました。

大竹駅伝の写真は、今後コイ・こいフェスティバルなどの展示を予定しているほか、総合市民会館での常設展示を計画しております。また、市ホームページでもアーカイブで

常時見ることができるようにする予定でございます。

また、駅伝の価値を否定するのではなく、今できることは何かを考えながら生まれたのが、本年1月7日に開催された瀬戸内リレーマラソン in 大竹です。本年12月15日に開催予定の第2回目の大会では、市制施行70周年記念の冠を付し、大好き大竹応援大使の方々の御協力も得ながら準備を進めております。

マラソンでまちを盛り上げながら、市民の皆さんに愛される大会となるよう、また、新たな市の魅力向上・発信につながる大会となるよう、市民の皆様と協働で試行錯誤しながら取り組んでいますので、そのあたりにつきましては御理解をいただければと思います。

以上で、岡議員への答弁を終わります。

○副議長（寺岡公章） 岡議員。

○5番（岡 和明） 御答弁ありがとうございます。

そのうちの、まず、道の駅の問題については、長距離を運転する際のドライバーへの休憩所を提供する目的がある。それはもう、十分承知しております。ただ、このうちのトラックについてはかなり特別なもので、トラックを大量に導き入れると、その本来の目的を壊しかねない。これについては、また改めて根拠を示しながらお尋ねをするつもりです。

そして、駅伝問題についてですけれども、これについては、今回のように、将来性のある文化事業から安易に撤退すべきではないというのが私の考えです。これは、こういうことをしてしまったことの是非というのをこれから十分検討して、今後の市政に役立てていただきたいと思っております。

それはどういうことかといいますと、今も言われているとおりですが、この観光客、とりわけインバウンド、実は国内、ここで私がその話をすると、すぐインバウンドという話にされてしまうんですが、実は国内の需要というのは、その数倍あるわけです。

今これだけインバウンドが増えているという、その理由は何だというふうに思われますか。これは、先日のNHKスペシャルで、日本の魅力度が世界1位になったとか、そういうことは言ってますが、単にそういうこととか、あるいは円安とか、実はこういうことに限らない、もっと大きな背景があります。日本にインバウンドが増えてるだけでなく、世界的に増えているんです。

これはどういうことかという、世界の人々が今、余暇を大量に持つようになっているんです。旅行というのは、世界的な現象なんです。インバウンドの需要というのは、今や7兆円というふうに言われています。外貨獲得では、日本では自動車産業にも次ぐレベルになっているわけですね。

余暇を持った人々の心が向かう先は、さっきも言ったように、自然と文化なんです。これから、大竹市はこういう文化事業、これは実経済の面でも、シビックプライドという、今話題になりつつあるこういう面でも、また、先ほども言った人口獲得の面でも重要になっています。今後、こういう将来性を残した文化事業から撤退しようという場合は、もう十分な検討をお願いしたいと思います。

時間もないので、以上とさせていただきます。終わりです。

○副議長（寺岡公章） 特に質問などもなかったようでございます。

発言がありますか。

教育長。

○教育長（小西啓二） いろいろと、岡議員におかれましては、今回の大竹駅伝について御示唆をいただいておりますことを感謝申し上げます。

この大竹駅伝というのは、やはり本市のスポーツ競技会の華であると、新春を飾るビッグイベントということで、近隣にも大変親しまれたものでございます。69回という回を重ね、その間、やはり市民の皆様の大きな協力と、そして、選手の皆様の御支援、それによって、この駅伝はここまでつないでこられたということでございますが、先ほど申し上げましたように、いろいろな事情によってそのあたりが断念せざるを得なくなったということ、このあたりについては御理解をいただきたいんですけれども、駅伝というのは、たすきをつないでいくものです。

今回、2回目の晴海臨海公園で行われるマラソン、これにしっかりと、私ども教育委員会としてはたすきをつなぎ、先ほど言われたような新たな文化、歴史をつくってまいりたいと考えております。どうか御支援のほうをお願いしたいというふうに思います。終わります。

○副議長（寺岡公章） 岡議員。

○5番（岡 和明） ありがとうございます。

教育長のおっしゃることも十分、分かるのは分かります。ただ、やはり文化発信の力ということについては、駅伝に勝るものはないというふうに思います。これについては、もう少し深く掘り下げていくかもしれません。

ただ、とりあえず今日はこれで終わりとしたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（寺岡公章） 続いて、11番、西村一啓議員。

〔11番 西村一啓議員 登壇〕

○11番（西村一啓） 11番、政啓クラブ、西村一啓でございます。発言の機会をいただきましてありがとうございます。

私は、先ほど午前中から同僚議員の方がおっしゃいます、小方まちづくりに関連した文化的な面の御質問をさせていただきます。

小方小・中学校跡地活用を含む小方まちづくりについては、市制70周年、本市の歴史の中でも、これから特に記憶に残る公共投資として、今後のまちづくりに取り組んでいることと思います。

十数年前に、子供たちの健康対策や教育環境等で地元の声を聴いて、小方大願寺山に移転して以来、すばらしい小中一貫校ができ、今日に至っています。当時は、バブル崩壊後の国内外ともに大変な時期でもあり、跡地の処理は売却あるいは他の方法で活用する案も考えられていましたが、その間、大変な問題も抱えながら、執行部の御努力で、結果的には今日に至っています。

特に、移転に伴う活用方法で、土取り場の活用方法、その後の販売に関わる問題や土砂運搬施設、国・県との協議等、大変な問題も発生した中で、東栄の港湾施設埋め立てや晴海臨海公園、広島県有地の土地活用、商業施設等の誘致等も含め、結果的には執行部と議

会で、コンパクトな大竹市としてのまちづくりが形成されてきました。これもひとえに、4期務められた入山市長の、耐え難きを耐え、我慢に我慢を重ねた努力のたまものと私は感じていますが、皆さんいかがでしょうか。

さて、令和に入り、市の計画が昨年の秋から公表され、活用方法が新聞報道でも具体的にありました。これらを基に、議会でも小方まちづくり特別委員会の設置が3月議会で提案され、特別委員会も設立され、開催されてきました。現在では、昨年末の発表以来、執行部が検討されておりますが、具体的には、予算や計画的にも、いまだはっきり表示されていません。

あわせて、議会、特別委員会としても執行部側に質問を明確にしていない状況の中で、活用する方法についても、今後の計画の中で、全体のまちづくりについて、取り組みやお考えを改めてお尋ねをいたします。

本市の基本的な考えは、戦後、市制70周年を迎える歴史の中で、財政的な面はできつつありますが、これから先の本市の歴史・文化・伝統教育についてのお考えを改めてお伺いいたします。

本市は、今年9月1日、市制施行70周年を迎えました。今日の繁栄は、先人たちの努力はもとより、合併時の諸先輩の御尽力によるものと心から感謝を申し上げます。

戦後の混乱期から合併後、工業都市化を目指した本市の歴史を築いてまいりました。大竹市としては70年の歴史ではありますが、今日に至った経緯は、大変な労苦の中でのまちづくりでございました。

昭和29年、3町1村1地区で大竹市が誕生いたしました。初めに、財政確保や産業誘致、雇用の促進、生活の安定について、先人たちは大変苦勞されました。幸いに、市内には戦前から軍関係用地や引き揚げ時の健康検査関係の病院等をうまく活用して、徐々にではありますが、まちが形成されてまいりました。

戦後10年目から昭和33年以降、大竹市は全国でも有数の企業誘致で、企業城下町としてまちはにぎわいました。これらの恩恵の陰では、全国的に、昭和40年に入り公害問題も出始め、各企業の努力によって、いち早く公害対策に着手したうえ、今日の大竹市につながっております。

現代では、市民の皆さんから公害問題もあまり言われていません。これらは、公害対策施設に各企業が長い期間努力をして、莫大な投資により、大竹市は、その各企業が投資されたそういう機材に対して、固定資産税の恩恵を、今日受けてまいりました。

また、合併以前から、各まちの歴史・文化・伝統教育は、先人たちの力で守られてまいりました。今日、70周年を契機にさらなる高みを目指したまちづくりにするための、これからの20年、30年先の大竹市の行政のお考えや、また、展示施設や学芸員の雇用、図書館の充実、市内の歴史をVRで活用する方向を含め、これからの取り組みについて、私は次の4つの問題を提起して、市長にお尋ねをいたします。

1つ目でございますが、西国街道を生かしたまちづくり。これは令和2年、私が繰り返し質問をしております。当時も現在も現状が変わっておりません。

行かれた人は分かりますように、作業現場にある工専用足場がつくられ、どうかこう

にか苦の坂に通じる道ができております。西国街道と一口に言いますが、広島県の南西部に位置する本市では、江戸時代から、京の都から九州・太宰府に通じる西国街道として、市内に玖波3丁目の石畳から木野川の渡し場の間、8.2キロメートルの大路が整備されてきました。

最近では、健康志向で歩く人や歴史的な興味のある方も訪ねてまいります。本市として、この歴史的な街道を整備すれば、来場者も増えるし、また、市民のウォーキングに使う、そういうものにも活用できる。ましてや、県内西国街道ブームの中で活用することで、本市の新しい宣伝にもなると考えられます。

2つ目でございますが、亀居城址公園、皆さん御承知と思います。公園が、なぜ城の後につくのかということをよく考えてみてください。

本来は、この亀居城は11のくるわを持つ亀居城址として、石垣の整備や見せる石垣、妙見丸、11番目にあります妙見丸の崖っ縁に、白堀の瓦屋根の城郭跡を示すような環境整備にすることによって、周辺道路から、あるいはJRや山陽道からも、昔の西国街道に当たる城郭が一目で通行者に分かれば、県内の東から徳川家康のいここに当たります水野勝成がつくられた福山城、そして、毛利家の親戚にあります小早川隆景のつくった三原城、そして、本城であります吉田から広島に出てきました毛利輝元のつくった広島城、最後はこの亀居城でございますが、亀居城は1608年、福島正則が広島城に、毛利輝元を萩に転封させた後に入ってきた武将でございますが、亀居城は、福島正則が毛利の監視のためにつくられた城と聞き及んでおります。こうした城の後、できれば、1600年代からある400年にわたるこの芸州藩内の城めぐりにも活用することで、本市の観光インバウンド活用にもつながれるものと思います。

3つ目の伝統文化でございますが、玖波の宿場町、小方の城下町、木野の国境の渡し場跡、市内の歴史的な伝統文化を将来的に残すために、VRカメラで眺める方法も、まちの観光として活用できる方法と考えられます。従来から、歴史・文化を生かしたまちづくりが、将来の教育行政にも活用していただけたらと思います。

さらに、戦後、昭和21年、国内18カ所に指定されました海外からの負傷兵、軍関係者、一般国民の引揚港として、41万人余りが引き揚げたこの大竹港、当時ではすばらしい港でしたが、この港の引き揚げの状況を、当時大竹市に進駐してきておりましたオーストラリア軍が撮影し、当時では珍しいカラーフィルムの8ミリも、本市に保存されております。

先ほど申し上げましたが、現状では、これらの貴重資料を保存することが難しいと思いますが、VRカメラに保存して、市内の学校や地域の歴史講演会等に活用することも、大切なまちづくりと考えられます。

4つ目でございますが、市内の歴史・文化・伝統についてでございます。小方のまちづくりの一環として活用することが、単なる小方のまちづくりだけでなく、玖波のまち、小方のまち、あるいは大竹のまち、川手筋、また、栗谷方面、全ての市内の文化財、あるいは伝統的な歴史的なものを活用することで、小方のまちづくりの1つの期待が込められた方法ではないかと思えます。

大きなまちづくりには費用がかかります。費用をかけるばかりでは、これから20年、30

年、このメンテナンスはどうするのか。これは、これからの市民が負担するわけですが、市内に今あるこの400年前からの歴史・文化・伝統は、お金を出してつくるものではございません。既にあるものですので、これらを大いに活用し、まちづくりに生かすことで、近隣では750年前からあります宮島、厳島神社、そして、吉川公があります400年前からの錦帯橋を含め、岩国市の観光。その間にある大竹市、何もないまちではありません。

特に市民の間では、今から157年前に焼き討ちに遭った長州の役、四境の役で、大竹市は何もないと、皆さんすぐおっしゃいます。何もないのではありません。焼かれたのは民家なんです。昔は今のよう、瓦とか鉄筋ではありません。わら屋根ですので、たいまつ1本あれば丸焼けです。そして、残った歴史・伝統・文化は、その土地の住民、村民によって守られてきたところでございます。

こうしたものを生かしたまちづくり、特に市民や市外からの訪問者に対して見せる場所の提供、これが先ほども申し上げました資料館や、これらの専門家を教育委員会で採用して、市内のガイド、地域の歴史研究会とコラボして、地元の文化財等のガイドを依頼することのお考えはできないかと。また、本市の歴史資料の作成や、市外からの見学依頼に案内できる体制づくりが、これからのまちづくりにも必要と考えております。

戦後80年、市制施行70年の月日を経過した中で、戦後の大竹市史を聞き語りできる市民がいなくなる心配も出てきています。せんだって大竹市制施行70周年の記念式典がありました。会場に展示されていましたが旧市内の写真展示は素晴らしいものでございまして、市民の方が多く、懐かしい思い出に浸る機会を見せていただいたことにつきましては、担当職員の皆様に心から感謝を申し上げます。

以上、るる申し上げましたが、壇上での質問は終わります。御答弁よろしくお願いをいたします。

○副議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本市の歴史的・文化的遺産の活用を考えるうえで、先般、市制施行70周年記念式典と同日に開催いたしました70年を振り返るパネル展も、本市の歴史を感じる取り組みの1つだったというふうに感じております。歴史や文化的な資源を保存し、次世代につなげていく大切さを改めて認識したところでございますが、本日は西村議員には、歴史を振り返り、その大切さについての御意見と御質問をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、西村議員の御質問にお答えをいたします。

教育委員会の取り組みにつきましては、後ほど教育長が答弁をいたします。

西国街道の復旧・整備に係る取り組みについてですが、市ではこれまで、西国街道に関連するイベントを通して、歴史・文化を伝えてまいりました。近年は、広島県・山口県・島根県の3県にまたがる自治体で構成される広島広域都市圏でも、西国街道によるまちおこし事業に取り組んでおり、西国街道は、市をPRするために有効な資源の1つと考えています。

西国街道大竹路は、鳴川の石畳から木野川渡し場跡まで続いています。小方地区の苦の坂付近において土砂崩れが発生して以降、当面の措置として、単管パイプを使った仮設の通路を設けている状況です。復旧には斜面の崩壊対策が必要となるため容易ではなく、多額の費用が必要となります。

現在の仮設の通路は西国街道としてふさわしくないという御意見かと思いますが、あくまで仮設であるため、今後、もとの道に接続する通路の整備に当たって、手法を含めて検討していきたいと考えています。

次に、亀居城の景観を生かした取り組みについてです。

亀居城址は、大竹市指定文化財の史跡であるとともに観光名所でもあり、まちの魅力を高めていくために必要な施設であると考えています。現在、石垣の形が整備時と比べて膨らんでいるため、令和6年度中に天守閣の石垣の調査を実施し、必要に応じて維持補修を行う予定です。今後も希少な史跡を守るため、適切に維持管理をしたいと考えています。

また、亀居城址は桜の名所でもあり、石垣とともに、桜色に染まる山の景観も魅力であると考えていますので、石垣周辺の樹木は、景観との調和を考えながら、剪定や間伐を行います。

最後に、小方地区のまちづくり事業としての取り組みについてです。

御承知のとおり、本事業は、平成28年度に策定した小方地区のまちづくり基本構想に沿って事業を推進しています。小方地区内には、亀居城跡や西国街道など魅力的な史跡が存在していますが、現在、小方地区のまちづくり事業の核となる小方新駅設置及び小方小・中学校跡地の活用に注力しているところです。

基本構想に盛り込まれた文化財に関連する項目である亀居公園への駐車場などの環境整備や亀居公園へのアクセス強化については、長期的な視点で取り組むこととなることに御理解を賜りたいと考えています。

以上で、西村議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（寺岡公章） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは、西村議員の御質問にお答えをいたします。

歴史的な遺産の活用についてでございますが、小方地区には、市の指定重要文化財である亀居城跡やけごろもの碑がありますが、そのほかにも、本市には歴史を身近に感じいただける貴重な史跡などがありますので、市全体として、まちづくりの取り組みの中で、これらの歴史的な遺産の周知や活用について、今後も検討をしまいたいと考えております。

次に、市内に点在する遺跡などの移転対策としての遺跡などの集約や展示場所についてでございます。

議員のおっしゃるとおり、遺跡などを集約し、保管や展示を行うことは理想であると思っておりますが、現実には保管や展示が可能な施設はなく、新たな施設を建築する予定もありません。また、遺跡などを現在の場所から移転させることの是非の判断など難しい問題も生じると考えております。

次に、郷土の文化財をもっと活用できないかですが、現在、市の指定重要文化財は13件ございます。そのほかにも、地域で大切に守られてきた貴重なものもありますので、市の文化財審議会の御意見も伺いながら、研究をしてみたいと考えております。

続いて、デジタル技術を活用して広くPRできないかですが、現在、市ホームページにおいて文化財の紹介ページを掲載していますが、それぞれの文化財の位置をグーグルマップにひもづけるほか、現地にある説明板の情報をPDFファイルで掲載するなどの工夫を行っております。今後も文化財の情報を増やしていくほか、さらにデジタル技術の活用を進めてまいりたいと考えております。

最後に、民間活力の活用です。

大竹市歴史研究会とは、講座を共同で開催するなど、連携して取り組みを実施しております。今後も市の歴史を伝えていく活動や郷土史への関心を高めるさまざまな取り組みを関係課や関係団体と連携をしながら実施をまいりたいと考えております。

以上で、西村議員への答弁を終わります。

○副議長（寺岡公章） 西村議員。

○11番（西村一啓） 御答弁ありがとうございました。

繰り返し申し上げて恐縮ではございますが、先ほどから入山市長、また、小西教育長の答弁にもありましたように、まず、西国街道でございます。

前にも申し上げましたように、ぜひともこれは復活をし、お金がかかるのは今御説明を受けて分かりますが、しかしながら、その場所だけでなしに周辺の草刈りとか、あるいは道の整備は、さほどかかるものではないと思います。

こうしたものがあるということで、本来、そこにアスファルトを敷いてくれ、あるいはガードレールをつけてくれ、街灯をつけてくれという道ではないんですよ。昔の道でいい。夜は暗く、昼間は明るいという道でいいんですが、そうしたものをつくることによって、まちおこしにもなる。

特に、先ほどから申し上げますように、小方まちづくり、ここが西国街道を歩くスタート地点になってもいいんですよ、別に鳴川の石畳まで行かなくても。それで現実には、鳴川の石畳を越えてJRをまたぐ銚の峠、それから、玖波の宿場町に入る馬だめしの峠という従来の道があるんですね。これもほとんど通れないほど危険な状態になっているので、特に、JRののり面を歩く銚の峠が、私自身、JRの管理駅長のところをお願いに行きまして、ガードレール、ガードパイプをつけていただけないかと言いましたが、それはできませんということで終わっているわけなんです。だから、それはそれとして、歩けるところだけでも整備することが、福山市から大竹市までの西国街道が生きる道ではないかと思っております。

それで、先ほど市長の答弁にもありましたように、いつ頃までにするのかと。計画はどうなんですかというのを、本当はお尋ねしたい。

それから、もう1点、今、教育長が言われましたように、亀居城、これは確かに石垣は1608年に設立されて、1613年には完成し、1618年に幕府の取り潰しに遭った、幻の城なんです。これは皆さん、調べてみたら分かりますが、全国の城郭協議会というのが東京にあ

ります。そこに問い合わせをしても資料がないんですよ。

ないことはないと思うんですが、この資料が、分かりやすく言えば1600年代、あるいは1700年代、1800年代と、時代の流れで埋もれておったんですが、昭和20年8月6日の原爆で、広島城が全部消滅した。その中にあった資料が、福島家の、あるいは毛利家、あるいはまた現代にある、東京に行かれました福島のための城主の関係資料が灰じんに帰したということも聞いております。

非常に残念なことでございますが、そうしたことも含めて、やはりこの城をもう一度復活させる。これには、別に市長に城を建ててくれと言うわけではないんですよ。石垣を見せることがまちの観光になる。ましてや山陽自動車道、サンデン交通や、あるいは九州の西鉄の観光バスで小瀬の峠を越えてきて、ここの小方のトンネルを抜け出たときに、右側に石垣が見えます。その先に世界遺産の朱の鳥居が見えますということが、大竹市の売りなんですよ。こうしたものはお金をかさずしてできるわけですから、もっとまちづくりに活用していただきたいと思っております。

それから、もう1つは、教育長が言われましたように、文化的な遺産、それらを展示するのも、小方まちづくりの小方小・中学校跡地の土地の一部に、そういう資料はできないかという思いがあります。

先ほど教育長が言われましたように、けごろもの碑とかいろんなものがありますが、小方にはまだまだ大きな遺産があるので、これはあくまでも私の思いですが、個人的な遺産です。この個人的な遺産というのが、和田庄屋の長屋門。これは1686年ですか、慶応2年に焼き討ちに遭って、1年後には復旧したすばらしい長屋門なんです。これを、本人はどう思われるか分かりませんが、市のほうが買い上げをしたり、あるいは移築計画を立てて小方まちづくりの道の駅の正門に使うとか、そういうものに活用できないかと思っております。これは、萩のまちに行く手前の国道に、維新の里というのをつくっております。やっぱりああいうのも1つのまちおこしだと思います。

先ほどから繰り返し申し上げますが、大きいものをつくって維持管理に金をかけるよりは、もっと今まであるものを大事に市民に見せる、ましてや子供たちに見せる、教育に活用する。これこそが、私は住んでよかった、住みたいまち大竹市だと思っております。

本市の中にあります基本計画の中の第5章でございますが、「心にゆとりを感じるまち」、その中の2節に、大竹らしさを育む文化と交流と示されております。

基本方針としては、地域で育まれた伝統・文化を継承する文化財の保存と活用に取り組みます。市特産手すき和紙や各地に伝わる伝承文化、郷土芸能の収集・記録、次世代に伝承するための関係団体との連携強化、そして、市内に点在する文化財や郷土の歴史を学ぶ機会を創出して適切な保存に努めるという文化財保護の啓発に努めますとうたっております。

これらの方針で、これからの大竹市、70年を超えて、80年、90年、100年に向かって、そうした先人が残してくれた大きな文化財をどうにか残して市民の皆さんに見せるのも、私はまちづくりの一環だと思います。これらについて御返事がいただければお願いをいたします。

以上でございます。

○副議長（寺岡公章） 幾つか提案がございましたが、御答弁いかがですか。

参事兼土木課長。

○参事兼土木課長（中司和彦） 西国街道の一部崩れているところでございますけれども、現地の斜面の状況から、もとの場所に道を復旧するというのは非常に大がかりな工事で、難しいであろうというふうに考えております。

現在、単管パイプを組んで仮設道路を設けている場所付近に、現在の仮設通路に代わる簡易な階段状の通路を設けることで、大きな切土とか盛土を行わずに残っている道に接続できないか、検討してまいりたいというふうに考えております。

ただ、現地は、もとの道が残っている場所とかなりの高低差がございます。また、その場所というのが民有地でございますので、接続通路の設置が可能であるかというのを、まだ検討、協議ができておりません。ということですので、現時点ではある程度接続する道が復旧できるか、また、いつ整備できるかについては、未定ということでございます。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（川村恭彦） 議員のほうから文化財の保護事業についていろいろとお言葉をいただきました。

文化財の保護事業の方針としましては、第2期大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略を令和3年度から令和6年度の4年間にわたってやっております。

計画では、まちへの愛着と誇りを育む歴史・文化の保存・継承の推進を掲げておりまして、議員がおっしゃいましたとおり、文化財の指定、埋蔵文化財の保護、手すき和紙の伝承、体験学習、文化財などの説明、こういったものをしていくための説明板の設置事業とか、あとは歴史講座の開催など、いろいろ多岐にわたって事業を進めております。

今後も史跡等の活用のほか、いろいろPRなどが現時点で足りない部分もあると思います。今後もさまざまな団体、あとは文化財審議会も含めてアイデアを出し合って連携しながら、まちづくりにつながるように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（寺岡公章） 総合的にお答えがあったかと思えます。

西村議員。

○11番（西村一啓） ありがとうございました。

すぐにできるものではないんですが、これからまた80年、90年、100年の大竹市を目指していくのに、特に全国的に人口の減少、少子高齢化社会と言われます。どこも同じなんですよ。そうしたものを含めて、もっと大竹市をPRする。それだけの文化財、歴史的なものいろいろあるわけですから、小方のまちづくりを単なる小方のまちづくりということだけでなく、大竹市全体で取り込んだまちづくりをお願いしたいと思えます。

亡くなりました2代目の市長、名誉市民にもなられておりますが、この方が私に商工会議所で言った言葉が、えらいことは大人数、うまいものは少人数。今、大竹市は2万5,000人、少人数の人口ですが、広島県23市町の中の総人口の1%で、大竹市を維持して

おります。

先ほどから繰り返し申し上げますが、歴史のうえでは、昭和29年9月1日に3町1村1地区で合併をして、翌年の昭和30年には3万2,000人の人口だったんです。今はもうそれを切っているんです。だけど、大竹市は財政的にも、市の職員をはじめ、市内の企業が一生懸命頑張って、今日の大竹市を維持しております。

返す返すも申し上げるんですが、これもやはり皆さんの努力、そして、1つには文化財がなければ、生涯学習課の課長自らが歩いて回ってお願いをできないかなというように、私は思います。決して、市内にあるものを市に言ってこいと、そういうものでは文化財は集まりません。

特に和田庄屋には蔵が3つあったんですが、いつの間にか蔵がなくなり、その中にあったいろんなものが散逸しました。先般も栗谷に行きましたら、米と換えた大事なつぼがありますと。だけど発表はしないでください、泥棒に入られますと言われました。それぐらい、皆さん価値あるものがあったんですよ、大竹市に。それを出してくれとか、市に供出してくれと言うのではなく、市が借りればいいですよ。

もう、これ以上質問しませんが、最後に、先ほども申し上げましたように、大事な、そういう文化財、いろんなものを展示する大竹市の中央図書館。あれを、もっと利用しやすいように、見やすいように、大竹市の展示コーナーがつかられないかをお願いをいたしまして、以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（寺岡公章） 議事の途中ですが、議場の換気のため休憩をいたします。再開は午後2時20分を予定いたします。

~~~~~○~~~~~

14時10分 休憩

14時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（寺岡公章） それでは、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

続いて、13番、日域究議員。

[13番 日域究議員 登壇]

○13番（日域 究） 市民の味方の日域でございます。

私は5番目なので、前の4人の方の質問を聞いておりました。どちらかということ、お金を使う側の話が多かったような気がしますけれども、やはりお金がなくては社会は回らないわけで、どちらかということそちらのサイドからの質問かと思えますけれども、今から質問しますので、よろしく願いいたします。

大竹市は、市制施行後70年を迎えました。いつの時代もそれ相応の課題がありますが、私には現在、大竹市に原因なり責任なりがある大きな問題は見当たらないように思います。幸いなことです。

その大竹市の70年の歴史は、企業誘致から始まりました。戦前、白砂青松とも呼べるような美しい海岸に海兵団などの海軍施設ができ、敗戦とともに、それが広大な未利用地に

なりました。大竹市はそこに企業誘致を考えたんですが、ライバル都市もたくさんあります。

そこで大竹市は、他市町に負けないようなすごい条件を示して、企業誘致を始めるんですね。今だったらとてもできないようなことですが、そもそもやらなければならないという状況ではありませんでした。そう考えると、もう不思議だとしか言いようがないですけども、そのことによって、その後の大竹市の方向性が明確に決まったんです。

まず、企業に対して固定資産税の免除をします。そのうえで補助金も与える。二階堂市長の覚悟を決めた好条件での企業誘致ですから、市の財政はもう大変です。昭和30年代の大竹市は、一般会計が毎年のように赤字だったみたいですよ。市長が決算のたびに毎年謝罪しています。誠に申し訳ないが、将来のためだから理解してほしい。議会にはちゃんと記録が残っております。

何せ、一般会計が繰り上げ充用なんですからね。想像するのは困難です。当時は地方交付税制度もなく、都道府県庁の多くで給料の遅配があったとも聞いてますから、いづこも大変だったんだろうとは思いますが。

そして、お金以外での問題の1つは、先に国から払い下げを受けて、そこに存在していた大竹高校と大竹中学校、その速やかな移転です。中学校は、三井石油が現在の場所に新しくつくってくれたようですが、問題は大竹高校です。大竹市議会と広島県教育委員会が、なぜか用地買収の合同委員会をつくって対応してます。議会が用地買収をやってるんですよ。少なくとも、今ではあり得ないことですが、議会にはちゃんと資料が残っております。

買収は突貫作業だったようで、そのためか、大竹高校の土地は今でも公図に地番がありません。これら戦時に積み残した問題のリカバリーは、まさに後世の我々の役割だと思いますから、大きなことをした後には少しの課題が残ったということですからね。それは我々が喜んで対応したらいいことだと思います。

それでも、大竹市誕生から10年もすれば、いつまでも税金の免除があるわけではありませんから、徐々に財政が改善します。とはいえ、問題は次々に現れます。最初は、工業用水の不足と公害ですね。

まず、広島・山口両県が昭和32年に工業用水の供給を目的に小瀬川ダムを計画、昭和39年には完成しております。それでも工業用水が不足し、水戦争として世間を騒がせたりもしていますが、そこで昭和45年に建設省が弥栄ダムの計画を発表します。

しかし、そこでまた大きな変化が起こります。昭和50年頃から、つまり弥栄ダムが完成する15年も前の段階で、既に水余りが始まったんですね。なぜか分かりますか。まさに想定外の出来事だったんだと思いますが、その主な理由は、弥栄ダムの建設が決まった昭和45年にできた、水質汚濁防止法です。それを受けて昭和48年にできたのが、いわゆる瀬戸内海環境保全臨時措置法。真っ黒だった大竹市の海を救うために、工場排水の総量規制が始まったんですね。その結果、水の再利用が進み、弥栄ダムが完成した平成2年には、完全な水余り状態でした。皮肉なものですよ。

でも、大竹市は既に大きな借金をして、工業用水の権利を広島県から購入することにな

ってました。広島県も同様です。県営ダムの多くの建設計画を中止または縮小して対応していただくから、大竹市の面倒を見る余裕はありません。結局、その借金を返すためには、水を売らなくてはいけないんですね。それで、新たな工業用地をつくって、そこに行けるであろう新しい工場に水を買ってもらおう、そういう作戦に出ました。

大竹市は広島県と協力して、東栄沖の海を埋めて、工業用地をつくることになります。県が埋め立て事業を実施し、必要な土は大竹市が大願寺山を削って無償提供する。大竹市としての財源は、大願寺山の跡地を住宅用地として売却した利益で賄う。広島県と大竹市で、そんな計画を立てました。

県は、工業用地を当初よりは値下げしたものの、土地は完売。工場が見事に立ち並びましたが、大竹市の工業用水は満足には売れませんでした。大願寺の土地売却代金で、莫大な事業費を賄うことも無理でした。

とはいえ、工場が増えたことの財政的なメリットも大きく、時間はかかったものの、工業用水道事業も令和3年度には繰越赤字を解消し、大願寺山宅地開発の起債も減少。財政面での負担感は大きく減っております。工業用水を売るための拡大均衡を図った市の窮余の一策は、その努力が報われたような気がします。

調べてみれば、さまざまなことがあった70年の歴史ですが、全てのスタートは、旧海軍用地を活用しての工業都市の建設です。その生命線である工業用水の調達においては想定外の苦労はありましたが、それらに一定の収束を感じる市制施行70周年だと思います。この70年を振り返っての市長の御感想を伺います。よろしくお願いいたします。

次は、少子化の問題なんですけれども、人口が減るということは、人間の力が弱まるということですよ。人の数が減れば、全てのパワーが落ちます。そういう意味で、過度の少子化、人口減少はよくないと思うんですけれども、それに対するものの考え方の質問です。

先ほども述べましたが、幸いにも今、大竹市に主たる原因がある大きな問題はないように思います。どちらかといえば、国家的課題、世界的な問題が大竹市においても大きな影響を与えているといった種類の問題と言ったほうが正しいのかなと思います。だからこそ、国家的課題に大竹市として先進的に取り組めないか、せめて議論だけでもできないか、そんな思いで質問させていただきます。

令和6年7月と8月に実施した議会報告会で印象に残ったものは、自治会に若い人がいなくて困っているという話です。もちろん、自治会に限らずよく聞く話です。何とかして大竹市の人口を増やせないかという、他の市町から引っ張ってこられないかと、そういう矮小化した議論になりがちなんですけれども、それはちょっと違うと思うんですね。大竹市だけの問題ではないんです。

日本全体で、去年は60万人近くも人口が減りました。いや、日本だけではありません。今やユダヤ教の国であるイスラエルの出生率3.0は例外として、多くの国は日本同様に、出生率の低下に悩んでいます。あの中国だって人口はピークアウトし、今から30年間で2億人減ると言われております。では、どうすればいいのでしょうか。

本来、子供を産むか産まないかは個人の自由です。動物は本能のままに行動しますが、

人間は少し違います。でも、少なくとも100年前までは、子供は親の老後を支える存在、つまり子供は、親にとっては老後の支えでした。多く産んでも困ることはありません。

また、子が親の老後の面倒を見ることは当然であり、美しいことだとする親孝行という好都合な思想も出来上がっていました。したがって、夫婦は子供を持つことが当然だったのですが、しかし、子供ができない方もいます。誰でも安心の老後ということを考えれば、これは問題ありですよ。

そこで、全ての人々の老後を支える社会福祉制度をつくりました。福祉の充実はよいことですが、副作用もあります。つまり、我が子がいなくても安心の社会制度を我々はつくったのですが、いなくてもいいのは我が子だけなんです。我が子はいなくても大丈夫ですが、よその家庭には子供がたくさんいなくてははいけないんです。今の制度では、我が老後を支えてくれるのは、他人が育てたよその子供たちなんです。年金制度を考えても、多くの他人の子供が負担する掛金から、年老いた私が年金をもらうんです。この考え方って、少し間違ってますよね。

子育てが大変だ、子育ては負担だと多くの人が思えば、制度は破綻します。昔は個人の責任、つまり自業自得ですから、必ずバランスが取れますが、今の制度であれば、子育てを避けるインセンティブが働いて、結果として人口が減り、将来不安につながっている。これが今の姿のような気がします。

では、どうするかということですが、経済的な理由で子育てを避けようとするような選択があれば、それだけ少子化は加速します。せめて、子育てで経済的負担を感じることがないようにしなければ、社会のバランスは取れません。子育てをして、もうかったというのがあっても悪くないと思います。誰がどう思おうと、社会を支えるには一定の人口が必要なんです。

だったら、学校給食の無償化は市長の大英断ではありますが、ある意味で言えば当然だと思います。児童手当も少な過ぎます。フランスは、年金でも子供がいるかないかで差があるようですが、大竹市が年金制度に触ることは無理ですよ。でも、これは一例ですが、年金掛金の補助なら可能かもしれません。ハードルが高い問題ですから無理かもしれませんが、議論するぐらいならできます。

今、どこの市長もやっているはやりごとのようなものが、乳幼児医療の無償化です。でも、仕組みが大がかりで、医療費を増加させる副作用もあります。医師の収入が増えても、子育て世代の収入が増えるわけではありません。そんなものではなく、もっと素朴に単純に収入が足りないから小さな子供を預けてでも働かなくては生きていけないという状態は、なくさなければいけません。問題はそこです。

今の状態では少子化は止まらず、社会全体が老老介護の状態になってしまいます。情けは人のためならず。この発想はどうでしょうか。お考えをお聞かせください。

3番目の質問。これはちょっと小さなことですが、芝生の問題です。

球技場と大竹小学校というふうに認識してますけれども、大竹小学校の芝生は、グーグルの航空写真で見るとドーナツ状に見えます。要するに、真ん中の芝生がないんですね。あの意味をお尋ねします。中途半端ではないですかということです。芝生グラウンドとい

うなら、全体的に芝で覆っているべきだと思います。

それと、晴海臨海公園の球技場ですけれども、これはちょっと議会報告会で言われたことなんですけれども、手入れが悪いと言われました。私は入ったことがなかったので、その次の日に行ってみましたが、手入れが悪いという前提で見ると、芝生が黒くなっている、水たまりが乾燥したように見える、そんな部分があちこちに見受けられました。

それがいいのか悪いのか、私には直ちに判断はできませんが、そもそも予算が足りないからそうなるのであれば、大竹小学校も球技場もですけれども、何も芝生にこだわらなくてもいいのではないかと。そんな素朴な疑問が湧いてくるんですね。芝がなくても、きれいな土であれば、機能に大きな差はありません。手入れが困難であれば、中途半端な状態で置いておくよりは、いっそやめたらどうかという気がしまして、これが3番目の質問でございます。

以上で、壇上での質問を終わります。御答弁よろしくお願いたします。

○副議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 9月1日に開催いたしました市制施行70周年記念式典には、多くの御来賓の皆様や市民の方に御参加をいただき、盛大に執り行うことができました。改めて、その歴史の大切さというのを考えさせられた次第でございます。日域議員には、過去をしっかりと検証されまして御質問いただきました。今、しっかりと考える機会をいただきました。ありがとうございます。

それでは、日域議員の御質問にお答えをいたします。

3点目のうち、大竹小学校のグラウンドの芝生については、後ほど教育長から答弁をさせていただきます。ただ、今思い出すのに、あの小学校のグラウンドの芝生を植えるに当たりましては、PTAで責任を持つから植えさせてくださいという話がありまして、それでは責任を持って植えてくださいよと返答させていただいたことを今思い出しております。

1点目の市制施行70年の総括についてでございます。

本市は、昭和29年9月1日に、旧佐伯郡大竹町、小方町、玖波町、栗谷村及び松ヶ原地区の3町1村1地区の合併により誕生し、本年9月1日に市制施行70年を迎えました。

議員御指摘のとおり、積極的な企業誘致や弥栄ダムの建設など、先人たちの努力の積み重ねによって、今の臨海工業都市として発展したと思っております。もともと農業や居住地に適した土地が少なく、これといった産業もない地域であった大竹市を今日のような多彩な産業構造を持つまでに育て上げてくださった先人・先輩の皆様には、心からの敬意を感じざるを得ません。

私も平成18年の就任以来、これまでの先人たちの思いを引き継ぎつつ、1つ1つ課題に向き合い、少子化や人口減少などに負けないまちづくりを実践すること。そして、いたずらに人口増を目指すことに注力するのではなく、地元で暮らし続けてくださる市民の皆様が常によりよい生活環境を追求し、持続可能なまちへの基盤を次世代につなぐことを大切に取り組んでまいりました。

また、職員のたゆまない努力により、ソフト面・ハード面の双方から積年の課題に1つ

ずつ、解決に向けての道筋を示すことができたと思っています。市民の皆様、そして、議員の皆様のご理解と御協力により、これらのことが複合的に功を奏し、近年では、工場夜景や晴海臨海公園の整備、下瀬美術館など、新たな魅力が加わり、観光面でも注目されるようになってきています。

また、東洋経済新報社が公表する住みよさランキングでは、3年連続広島県内1位となるなど高い評価を受けていますが、災害に強く交通環境に恵まれた本市は、今後も住みたい、住んでよかったと思えるまちとして発展していくと信じています。

次に、2点目の少子化対策についてです。

少子化に伴う人口減少は、本市に限らず全国的に、その進行を抑えることができていない状態が続いています。その要因としては、社会環境が大きく変化していく中で、生活スタイルや子育てに対する個人の考え方などが変化してきたことが大きいのではないかと考えています。

少子化問題は、短期間に解決することのできない難しい問題ではありますが、本市といたしましては、こども医療費助成や学校給食の無償化など、産み育てやすい環境を整える施策に取り組んでおります。

議員御指摘の子育ての経済的な負担の軽減に関しては、昨年度実施した第3期子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査においても、最も多くの声が寄せられていました。第2期まちづくり基本計画や第3期子ども・子育て支援事業計画の策定を進める中で、より効果が高いと思われる施策を展開できないか検討していきたいと考えています。

最後に、3点目のグラウンドの芝生についてでございます。

晴海臨海公園球技場の芝生については、現在、大竹市シルバー人材センターに委託し、芝刈りや散水などの維持管理を行っています。確かに芝生の維持管理は、土のグラウンドに比べ、予算の面では高額となりますが、球技場は、多目的広場との差別化を図るため、天然芝を導入しています。

球技場は、野球以外にもサッカーやラグビーなどにも使用でき、直近の令和5年度では、年間約100日、延べ人数で約1万人以上が利用する施設であり、利用者の満足度も高いと認識しています。

芝生の生育状況は、昨今の猛暑の影響などもあり芳しいとは言えない状況ですが、利用者ができるだけ快適に使用していただけるよう、今後もこれまでと同様、芝刈りや散水などの維持管理を行ってまいりたいと考えています。

以上で、日域議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（寺岡公章） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは、日域議員の大竹小学校グラウンドの芝生に関する御質問にお答えをいたします。

大竹小学校は、旧校舎の頃よりグラウンドの芝生化を行っていたことを踏まえ、新校舎の整備の際にもグラウンドの芝生化を行ってまいりました。

芝生グラウンドの効果としては、気温の調整や砂ぼこりの抑制などの環境面での効果や、

けがの抑制など安全面で効果があります。また、体育活動や環境教育への活用など教育面での効果もあると言われております。

一方で、芝の維持管理には、除草や散水、肥料散布などの労力や経費がかかることや状態をよく保つためには養生期間が必要になるなど多くの課題もございます。現在の大竹小学校の芝生グラウンドの状態については、御指摘のとおり、真ん中辺りの芝生がなくなっている箇所や生育が不十分な箇所があります。

しかしながら、まだグラウンドの大半は芝生が生育していますし、大竹小学校のグラウンドは利用頻度が高く、学校活動のほか、放課後や休日には、地域の皆さんがサッカーやグラウンドゴルフなどでよく利用をしております。芝生グラウンドの存続の可否については、芝生の生育状態をよく確認しながら、その時々で最善の維持管理方法を考えたいと思いますが、今のところは、芝生グラウンドのメリットを最大限に生かすため、できる限り維持管理を続けていきたいというふうに考えております。

以上で、日域議員の御質問への答弁を終わります。

○副議長（寺岡公章） 日域議員。

○13番（日域 究） 御答弁ありがとうございました。

どちらかというと、こういう場での質問が、今回は70周年ということもあってかと思えますけれども、文化の問題とか、そういうことが多かったような気がしますけれども、社会を支えるのは、やっぱりある意味お金ですよ。予算がなければ何もできない。

結局、どうやって稼ぐかといったら、経済活動で稼ぐわけですね。そこで、では、誰がするかといったら人間ですね。教育ですよ。よく、教育・福祉って一緒にしますけど、教育というのは攻めというか、優秀な人間が優秀な企業で頑張って、そして、利益を得るわけではないですか。それが社会に回り回って、皆さんの生活を支えるわけですね。

今の日本社会を見たら、いろんな課題はいっぱいありますけれども、何がないかって、お金がないんですよ。借金ばかりあって、なかなか厳しいではないですか。低金利ですって頑張りましたが、円安になる。円安になるからちょっと金利を上げようかと思えば、株が大きく下がりますよね。

本当に今、全体的に見たら非常に厳しいんですけども、やはり日本にいる産業が頑張ること、そして、そこにいる有能な日本人がそれを支えること。そしたら、やっぱり産業と教育が、絶対真ん中にあるべきなんですけれども、あまり、国会なんか見ても、その辺のことはパスして、皆さんお金を使う話ばかりしている気がするんですね。

大竹市の歴史、正直言って議会の昭和30年代の決算書をずらっと並べてみたときにびっくりしたんですけども、本当に、もうこうなったら、これ以上分かりませんけれども、不思議ですよ。あの状態でよくあんなことを、二階堂市長ってああいう方だったのかな、ちょっとイメージが違うんですけども、本当に赤字でも進軍ラッパを吹いている感じですよ。でも、その先に絶対によくなるんだって、すごく好条件に恵まれてるから、今は強気でやっても絶対、数年たてばつじつまが合うんだという信念があったんだろうと思いますけれども、とにかく強引ですよ。今やれって言ったらなかなか大変だと思いますけれども、それが今振り返ってみればすごいことだなということは、やっぱり大竹市の市民

として、歴史の、ある意味最初に知っておくべきことではないかなという気がします。

やはり、大竹市がもし独立国家だったらどうなるかなと思いますけれども、多分歳入もそこそこ企業が納めている法人税が大竹市に入るとすれば、かなりやっつけていけるまちではないかなと思いますけれども、そういうものがこのまちにあってよかったねという気がしてるんですよ。

私、昭和45年に高校を卒業したんですよ。だから10歳年上の方は、昭和35年に高校卒業の年齢ですよ。ちょうど昭和30年代に企業をどんどん誘致して、だから私よりちょっと年上の方は、皆さんずらっとあの辺、あの企業の方なんですよ。企業の方というか、近所の人ですよ。近所のお父さんは農業をやったような方が、皆さんそういうところなんです。皆さん、それなりの立派な給料をもらって豊かに暮らしている。

でも、その前の世代、私のおやじに言わせると、大竹市で給料をもらえる人といったら役場の人と鉄道と、それから、あとは瀬田の紙会社に行っている人、そのぐらいのものだったよ。後の人間は皆、農業か自営業ですよ。だから、この昭和30年代の行為が、大竹市のまちをがらっと変えたんですよ。そう考えたら正直ぞっとするぐらいすごいことですね。

これに見合うことを今からやれと言われてもなかなか大変だと思いますけれども、だから自然にできたのではなくて、そのとき、そのときのそれを担当しているトップの人が決断をしたからできたのであって、後から歴史の年表を見るようにさっと見て、いつあれをしました、いつあれをしました、だったらこうなりましたというそんなものではなくて、それはすごく悩んで考えて、もう覚悟を決めて決定をしてきたわけですよ。そのことは、今からも忘れてはいけないことだなというふうに思います。

もう1回、何か市長の思いをですね。いや、よく市長が先人っておっしゃいますけれども、確かに、それは全てが満点とは言えませんけれども、ちゃんと合格点を続けてきたからこそ今があるんだろうなというのは、本当にそう思うんですよ。

だから、要するに大竹市が、自ら稼いで自ら職を得て、大竹市がかなり産業があって自立したまちをつくろうとしたんだろうと思うんですけども、その70年だったわけですけども、何か思いがあったら答えてほしいなと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○副議長（寺岡公章） 市長。

○市長（入山欣郎） 私は、先人がすばらしい大竹市をつくってくれたといつも言っておりますが、自分が子供の頃、大竹市というのは和紙と、先ほどおっしゃった日本紙業の芸防工場しかなかったような時代でございました。近所の子供に親父はどこに勤めているんだと言うと、会社よと、日本紙業の芸防工場と言いました。その後、新興人絹、三菱レイヨンができて、多くの市民の皆さんが給料取りに変わってきたということですが、それでもまだ大竹市は、明治時代から約2,000件の和紙をつくるどころ、そして、それをまとめる問屋が数件あり、それが戦前には、例えば、名前を出しますと、望戸さんが木浦に、大野さんが釜山に、そして、我が祖父は平壤にまで紙を売り、その先の満州まで、大竹市の人紙を売りに行っておりました。それから、一部の方は北九州小倉、それから、大阪にまで出て、大竹市にはそういう意味で、非常に商売が上手な、一生懸命外に出て稼ぐ人たち

だというふうに思います。

そういう意味で、二階堂市長が一生懸命尽力されて、工場誘致を一生懸命やられてきて、大竹市の今があるんだろうというふうに思います。それに合わせて、水がないとか水があるとか、いろんな言葉がありましたが、それも全て解決して、今、円満に皆さんが仲よく生活できるようになってきてきております。

2代目の神尾市長が、先ほどおっしゃられた、ええことは少人数と。あまり人を増やすことはないよということをおっしゃられたことを今思い出しておりますが、自分はやっぱり一人一人の市民の方が生活を十分にできて幸せに暮らせる、人の多さではなくて質を追求したいなという思いで運営しているようなことでございます。

これからも、やっぱりそうはいいながらも働く場がある、生活ができるということ、これが一番の基本でございますので、その件については、皆さん方のいろんなお力をいただきながら進めてまいりたいなというふうに思っております。今のところ、そういう状況でございます。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 日域議員。

○13番（日域 究） さっき私、昭和45年に高校を卒業したって言いましたけど、昭和40年頃の新聞を見たら、大竹市の企業があるではないですか。求人広告を出してるわけですね。もう100人単位ですからね。それが、昨日は廿日市市の公共職業安定所、今日は大竹市の公共職業安定所、次の日は岩国市の公共職業安定所と、もう新聞告知をばんばん出すわけですね。それに皆さん手を挙げて採用してもらうわけですから、それはまちが豊かになりますよね。

とにかく、生命保険の方に聞いても、大竹市の支店はノルマが高いんだとあって、もう逆に大変なんだと笑ってましたけど、そのぐらい大竹市って、そういうおかげですね。さっき市長が言われましたけど、会社に勤めてるっていったらあの会社だったというのも、1個しかないわけですけども。

余談ですけど、三菱レイヨンという会社は昭和8年と聞いてますけれども、昭和4年に世界的な大恐慌がありましたよね。あれで産業がばたつとったわけですけども、それからよみがえって、そろそろもう一発頑張ろうかという人たちが大竹市にああいう工場を持ってきたんだという話は聞いたことがありますけれども、それから12年ぐらいたって戦争が終わったのかな。

本当に歴史というのは面白いものだと思いますけれども、将来の大竹市民が振り返って見たときに、令和の最初の頃はどうだったかというときに、よく頑張ってるなと言ってもらえたらうれしいなと思います。だから、これからもよろしく願いいたします。

2番目の質問に行きます。

少子化というのはいろんな見方をする人がいて、何で少子化になったらいけないのかと真顔で聞かれることもあります。確かに、人口が多過ぎるといえば多過ぎるかもしれせんよね。

この人口、戦後、終戦の頃に8,000万人ぐらいたったのかな、日本の人口はですね。私

が小学校の頃に1億人になったと習ったことがあります。そのときに、日本とインドネシアと一緒に1億人ですと習いました。インドネシアは、今3億人ですよ。あそこもイスラム教の国ですからね。

ただ、子供が減ったから少子化になるとしたときに、高齢者が減るわけではないですから、ものすごくアンバランスな時代が続きますよね。それは子供がいないとか、若い者がいないとか、なかなか厳しいわけですよ。ですから、長い目で適正人口に変わるんだったらいいのかもしれませんが、その途中であまり変わると、この社会が壊れてしまうと。そのためには何とかしようというのはありますから、やっぱり少子化対策は必要なんだろうと思うんですけども、いつも思うんですけど、子育てに困ってる人がいるから助けてあげようという、そういう見方は、私、間違いだと思うんですよ。

さっき言いましたけど、昔は自業自得ですから、自分の子供を自分が育てる、当然親の義務を果たしてるだけの話ですけども、今はいやが応でも、収入があったら年金掛金を取られるではないですか。それをどうするかって言ったら、全体をまとめて、みんなのために使うわけですね。

だから、そうすると、子供がいようがいまいが年金の掛金は同額ですから、もらうときも同じですから。そうすると、昔と違うのは、今子育てしてる人は自分の子供たちにかけてお金が自分に返ってくるわけではなくて、皆さんのところに行くわけですね。そう考えたら、やっぱり子育てする方たちに対しての支援は、もっとリアルでダイレクトでいいのではないかなという気が正直してます。

特に、昨日、民放の番組でしたけど、湯崎知事がテレビに出てまして、そこで子供の保育料について、今はゼロ・1・2歳は有料ではないですか。それを無償のほうがいい人って言ったら、はい、とか言ってカードを上げてましたけど、あれも、みんなが預けて働いたら、もう大ごとになりますし、金銭的にも大ごとですし、それから、預かるほうも大ごとですし、あり得ないんですよ。それよりかは、そんなお金があるんだったらゼロ・1・2歳児の親に支援してやれと思うんですけども、湯崎知事もそれを見て、複雑な顔をしてましたけど。なかなか、そこまで行くと無理だろうという気がします。

何かもう、最近、国の決めることですから大竹市がどうこうではないんですけども、何か目先のばらまきみたいなものが多過ぎて、ちょっと何とかしてほしい気がしますけれども、小さな大竹市が何ができるかとは思いますが、せめて議論ぐらいしてみたいという気がするんですよ。

それは、今の保育の世界でも過剰サービスのことがあって、私も議員をやっているとOBなんか見たら、大竹市の保育士の配置基準が予想よりいいことは、いいことだって言うんですけど、現場が必ずしもそう思ってるとは限りませんからね。

だって、ここにいる我々の時代は、1クラス50人ですよ。50人で育った人たちが元気にやっているではないですか。今は少人数学級にして、どんどん子供がひ弱になってるわけですよ。そのことまで含めて言わないと、国民が喜ぶからお金をばらまいたというのは、私は間違いだと思うんですよ。本当にやっぱり、次世代というか次の社会を考えて効率よくやってほしいなと思います。

質問になってないなと思うんですけども、だから、さっきちょっと言いましたけど、給食の無償化なんかは、あれは国はどう思ってるのか知りませんが、義務教育は無償なんですからね。いいではないかと思えますけれども、何かあまりそれは言いたくないような役所もあるみたいですけども、さっきの乳幼児医療の無償化についても、うちの近所に昔、開業医がおられたんですけども、もう亡くなられましたけどね。多分私の同級生だと思いますけれども、その方が、1回おうちに行ったときにおっしゃってましたけど、わしらはあれ、面倒くさいんだよと言ってました。

だから、本当は医療費が賄えるぐらい、要するに公の支援があったらそれでいいわけですからね。それで健康に気をつけて医者にかからなければ、それだけお金が余ると。そのほうが本来、健全なわけですからね。病気したら得をするようなことは変な話ですからね。

だからそういう意味で、これは最初に言いましたけど、大竹市がどうこうできる話ではないんですけども、国のやるとおりに大竹市はやらざるを得ないんですけども、やらざるを得ない者の苦しみというか、皆さん感じているところがあるんだろうと思えますけれども、ちょっと最近度は過ぎていく感じがして、何か、そうだというコメントがあれば、どなたかお願いいたします。

○副議長（寺岡公章） やらざるを得ない苦しみというあたりに対するコメントですか。どなたかありますか。

副市長。

○副市長（太田勲男） やらざるを得ない、国のほうで財政的には国が借金してでも各市に交付金、補助金を持ってきますので、その支援金を他市に回されるのであれば、大竹市に全部吸収したい。ですから、最低限の平等でお金が出る分については、率先してお金をもらいに行きます。

それともう1つ、先ほどからいろいろ考えていたんですが、給食費の無償化ですね。これも本来、国の政策だと思ってます。しかしながら、きつともう2、3年したらなると思えますから、その後の、今ある財源をどう使うかを今考えている最中ですが、給食費の無償化というのは、子供は親を選べませんので、子供に対する直接補助でございます。子供にとっては一番すばらしい補助だと思っています。

それと、先ほどから言われています子育て支援の医療費等ですが、これをどうするか。現実問題として、今この場で言うのはちょっと早いかわかりませんが、例の1回500円がございまして。あれを来年度からどうするかというのは、本気出してかなり検討しておりますので、早い時期にまた説明できる時期が来ると思っています。

それともう1つ、医療費を無償化せずに、それに対する子育て支援の方策として、直接的に親御さんに補助すると。しかしながら、そのお金がどこに使われるかわからないということになると、子ども手当というのを東京都がやっておりますが、そのあたりの考え方がどういうものかというのは、ちょっと疑問を感じるころはあります。その手当を市が一括管理するという方法は、成人したら子供に与えるという方法も、長い目で見たら正しい、ちょっと違うかもわかりませんが、いろいろ考え方があると思っています。

今、急に言われたので考えが1つもまとまってませんが、すみません、このあたりでよ

ろしくお願いします。

○副議長（寺岡公章） 日域議員。

○13番（日域 究） ありがとうございます。

直接給付をすると、考えてみたら仕事を差別するような台詞かもしれませんが、パチンコに行く親がいるというのではないですか。パチンコ屋だって1つの産業ですから、納税してるはずですから、そういう言い方は変だなと思いますけれども、そう言って直接に金銭を渡すことについて、批判するときの材料に使いますよね、今の表現をね。でも、それも自己責任ですから、やっぱり皆さんに用途は委ねるといいますか、任せて給付するということは、本当はそれが一番効率がいいのではないかなという気はしますけどね。

でも、本当に今、政府がいろんなお金を出してくれるのはいいんでしょうけれども、その割に現場は、それを上手にこなすのに、かなり負担感を感じているのではないかなという気がしています。でも、とにかく国がくれるお金は、もちろん要らんという手はないですから、もらうことは当然ですけども、もらいながら市町としても注文をつけたらいいかなという気はしますが、なかなか市が国に注文をつけるのは難しいところはあるんでしょうけれども、それを誰が言うかですけどもね。やっぱりそれは、下手をすると結果的に国家全体がレベルダウンしてしまいますから、そのところは大きな問題なのかなという気がします。

大竹市は小さな市ですけども、大竹市からいろんなものが見えますよね。難しいところ、御答弁ありがとうございました。

3番目に行きます。

これは小さな話ではありますが、芝生が始まったとき、さっき市長に御答弁いただきましたけれども、鳥取方式®とかティフトンとか、そういう芝生があって、覚えてるのは、大竹小学校に植えたのが6月の参観日だった気がしますけど、子供がみんな移植ごてを持って学校に行ったんですけども、あの頃は、大竹市だけではなくて、学校のグラウンドに芝生を植えるという大きな流れがあったのかな。中国新聞が連載をした記憶があるんですよ、5日間ぐらい。

私もそのとき、北広島町だったと思いますけれども、学校にゴールデンウイークに行ってみたことがあるんですけども、たまたまそこに、休みに校長先生がおられて聞いてみたんですけど、子供は何人ですかと言ったら40人と言われました。その頃に中国新聞が連載をしてたんですけども、最後が幼稚園だったんですよ。それで幼稚園の芝生がどうなったかという枯れたんですよ。要するに、幼稚園は狭いところに子供がたくさんいますから、踏むではないですか。それが芝生の、中国新聞のシリーズの最後の日でしたけど、やはりかなりのゆとりというか、大勢が踏んづけたら駄目になるわけですね。

だから、そういうのもあって、それが大竹小学校の今の状況なんかに関係してるのかなという気はしますが、それでも植えてやろうと思ったら相当な手入れというか、ケアが必要ですよ。でも、今のでもないよりいいんですよとおっしゃったら、私がそれがいいとか悪いとかいう立場ではないので、結構ですけどもね。

今、小方学園にもあるんですかね、芝生のところ。それはどんなですか、ちなみに。ち

よっとせっかくなので教えてほしいんですけど。

○副議長（寺岡公章） 総務学事課長。

○総務学事課長（大井一徳） 小方学園の芝生のことですが、小方学園では、平成22年3月に策定した小方地区小・中学校移転建築基本構想において、基本的な考え方として掲げる地域や環境に溶け込んだ学校づくり、快適で伸び伸びとした学校づくりの中で、グラウンドの芝生化を進めようと実施しております。

現状はかなり傷んでしまって、現在はもう端のほうしか残っていないという状況になっております。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 日域議員。

○13番（日域 究） すみません、言いにくいことを言わせてしまった気もしますが、なかなか今の環境の中で、よく外国の学校なんかにあるような、ばちっと芝生で緑一色というような、それを維持するのはなかなか大変なんだろうとは思いますが、そのへんは私がどうこうは言いませんけれども、無理して維持することはないよねということだけ申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（寺岡公章） 一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩をいたします。再開は午後3時25分といたします。

~~~~~○~~~~~

15時11分 休憩

15時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（北地範久） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

9番、中川智之議員。

[9番 中川智之議員 登壇]

○9番（中川智之） 9番、公明党、中川智之でございます。よろしくお願いいたします。

大竹市制施行70周年おめでとうございます。私も、今年12月で70歳になります。そういった奇遇といいたまいますか、この場に立たせていただいていることに感謝して質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

私のほうからは、マイナ保険証の普及と利用促進等について。

今年の12月2日から従来の健康保険証は新規発行されなくなり、その後はマイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行していきます。円滑に移行するために政府としては、マイナンバーカードの総点検等を行い、国民の信頼回復に努めてきました。現在は、本年5月から7月をマイナ保険証利用促進集中取組月間として、医療団体との連携や、あらゆるメディアを通じて広報を展開しています。

一方で、地方議会においては、健康保険証の存続を求める意見書、健康保険証廃止の見直しを求める意見書などが採択される動きが相変わらず続いております。その際、本来マイナ保険証を推進すべき保守系議員までも国民の不安が払拭されるまでの当面の間は、健

康保険証を存続したほうがよい等と根拠のない理由で可決に加担してしまうなどの状況が見られます。

こうした状況を踏まえて、地域住民が安心してマイナ保険証を利用することの利便性や質の高い医療を受けるための基盤となっていくことなどの正しい情報を丁寧に発信していくことが必要と考えます。1人でも多くの方に、データに基づくよりよい医療が受診できる、高額医療費などの手続きを簡素化できるなどの医療サービス環境を提供していくことを目指して、マイナ保険証の取り組みを進めていきたいとあります。

そこで、マイナ保険証の利用促進に向けた取り組みについて伺います。

7月4日に、厚生労働省保険局医療介護連携政策課より、マイナンバーカードの健康保険証利用の促進に向けた御協力をお願いについてという事務連絡が発出されております。これを見ると、利用促進に向けた動画やポスターなどの公報素材の印刷提供など、サポートメニューがたくさんあります。ぜひ、このようなものも活用し、12月に向けての公報活動を強力に推進し、住民の皆様への正しい情報発信に取り組んでいくべきと考えますが見解を伺います。

次に、マイナンバーカードをいまだ保有していない方への対応について。

マイナンバーカードの利用シーンが拡大してきて、住民票が近くのコンビニですぐに取れてよかったやマイナポータルから結果がすぐに見えるなど、身近なところでも、その利便性を実感する声が増えてきていますが、7月時点で国民の81%が保有しているとされています。まだ取得したくてもできない方が、特に高齢者を中心にいらっしゃいます。

現在、総務省では、来庁が困難な方に対して、施設等に対するマイナンバーカードの取得支援という事業を実施しており、行政職員が希望のある施設や自宅等に出向き、一括して申請を受け付けることができます。そのために出張した職員による本人確認や写真撮影を行い、後日郵便等で御本人にお届けするというものです。

将来的なマイナ保険証による医療DXを考えると、希望する高齢者に対して保有の機会を提供することが非常に重要であると思います。また、高齢者の方などの暗証番号の設定や管理の負担を軽減するため、暗証番号の設定が不要な顔認証マイナンバーカードを医療機関や薬局などで利用していただけるような対応もされています。

そこで、本市におけるマイナンバーカードの取得率、施設等に対するマイナンバーカードの取得支援の取り組み状況を伺います。

また、高齢者施設や高齢者世帯などに対してこのような支援があることを周知し、希望する方がマイナ保険証を保有できるような取り組みを推進していくことが極めて重要であると考えますが、本市の取り組みの状況について、あわせてお伺いします。

以上、御答弁よろしくお願いたします。

○議長（北地範久） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 行政では、新しいことを始めるときわからないことも多く、そうしたことが不安につながりまして、広がらない要因の1つになっていると思います。マイナンバーカードやマイナ保険証につきましても、1つ1つ丁寧に説明し、普及に努めていかな

ければならないと考えております。御質問ありがとうございます。

それでは、中川議員の御質問にお答えをいたします。

1点目のマイナ保険証の普及と利用促進などについてでございます。

厚生労働省からのマイナンバーカードの健康保険証利用の促進に向けた御協力のお願についての事務連絡を受け、現在、本市では、マイナ保険証の周知を図っているところです。市内の医療機関や薬局においても、国から提供されているポスターなどの公報素材を用いて、マイナ保険証の普及や利用促進に取り組んでおり、現在、市内にある医療機関や薬局において、マイナ保険証が利用できる環境となっています。

今年の12月2日に現行の健康保険証の交付が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。12月の移行に向けて、市広報や市ホームページへ記事の掲載を予定しています。また、国から提供されている動画やポスターなどを活用して、市役所内のデジタルサイネージや集団検診、健康・福祉まつりにおいて周知を図っていく予定です。

マイナ保険証の利用により、自分が服用している薬の情報や健康診断の結果を確認することができるようになることや高額医療費の申請が原則手続きなしで利用できるなど、利便性が向上します。このようなマイナ保険証の利点についても広く市民の皆様にご存知いただけるよう、情報発信を行う必要があると考えています。市民の皆様が混乱することなく、安心してマイナ保険証を利用できますよう、マイナ保険証の安全性や利便性について、あらゆる機会を捉えて発信していきたいと考えています。

次に、2点目のマイナンバーカードをいまだ保有していない方への対応についてです。

本市におけるマイナンバーカードの取得率について、総務省が公表している保有枚数率でお答えします。

保有枚数率とは、1月1日時点の人口に対する、現に保有されているカードの枚数の割合のことで、本市の人口2万5,741人に対する7月末時点の保有枚数は2万271枚となっており、保有枚数率は78.7%、ほぼ8割の市民の方がマイナンバーカードを所持しています。

次に、施設などに対するマイナンバーカードの取得支援の取り組み状況です。

現在、本市においても、施設などに出向いてマイナンバーカードの申請を受け付ける出張申請受付に取り組んでいます。

市内の施設のほか、企業・学校・自治会などを対象に、5人以上の申請希望者を募って市に申し込んでもらおうと、市の職員が直接施設などに出張し、本人確認、顔写真撮影、申請書への記入方法の案内などをして申請を受け付け、約1カ月後、申請者の住所宛てにカードを郵送する流れとなります。この取り組みは、昨年10月以降、市ホームページや市広報に情報を掲載してお知らせをし、これまでに施設関係者などから複数の問い合わせを受けています。現在、2施設と調整しており、9月と10月にそれぞれ実施する予定となっています。この出張申請受付の取り組みにより、市の窓口まで出向くことが難しいなど、カードの申請が困難であった方の申請が増えればと期待しているところです。

また、暗証番号の管理や更新手続きが必要なことなどから、マイナンバーカードを持つこと自体に不安を感じる方もいると思います。現在、健康保険証利用と本人確認書類としての利用に限られますが、暗証番号の設定を不要といたします、顔認証マイナンバーカー

ドを選択することもできます。暗証番号の入力の代わりに顔認証で本人確認をすれば、マイナンバーカードの健康保険証利用ができますので、暗証番号の管理が不安な方は、顔認証マイナンバーカードを選択肢の1つとして検討していただけるかと思います。

カードの申請が難しい、カードを持つのが心配といった、カードの取得に係る不安を払拭することで、カードをお持ちでない方のカード取得に対するハードルも少しずつ下がるものと考えます。引き続き情報の発信に努め、マイナンバーカードの取得促進につなげていきたいと考えています。

以上で、中川議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（北地範久） 中川議員。

○9番（中川智之） 御答弁ありがとうございます。

個人識別番号の法律が成立して、平成28年1月からマイナンバー制度が導入されました。私はそのとき、どういったものかよく分からないまま申請をしてカードをつくりました。2022年には、健康保険証の利用登録と公金受け取り口座の登録で、それぞれポイントが付与されるということで、勇んで、喜んで登録しました。

2022年9月、ちょうど2年前の9月6日ですけれども、先輩議員がマイナンバーカードについての一般質問をされていました。その中で、本市のマイナンバーカードの普及率が47.7%とありましたが、この2年で、今お答えがあったように78.7%、飛躍的に伸びたと思っております。

しかしながら、それに対してマイナ保険証の登録は、ほとんど進んでいないと聞いております。具体的な数字はちょっと分かりませんが、マイナンバーカードを所持している中で10%ぐらいではないかと言われております。

先日、9月2日の中国新聞ですけど、マイナ保険証についてのアンケートの記事が掲載されました。ちょうどこの質問を出した後に新聞に載ったので、タイムリーだなと思いつながら見せていただきました。

これが全てというわけではないと思いますが、この中で、マイナ保険証として使わないという方の意見の中で、従来の健康保険証が使いやすいというのが63.7%、情報漏えいが不安なためというのが63%とあります。これは複数回答になるので、ちょっと数が多くなりますけれども、一番の不安というのが情報の漏えいだと思います。

これも私自身、周りからよく聞きます。情報が漏れるのではないかと、お金を入れたら取られるのではないかとというふうに言われる方がいますが、はっきりと大丈夫よということは、なかなか私もよく分からないので言えません。それをお聞きしようと思ったんですが、国のやることなので、ちょっと控えさせていただきます。

以前は、マイナンバーカードの問題になったことが、人為的ミスが問題になり、一部で機械がちょっとおかしかったりとか、問題がちょっとあったみたいですが、それは詳しくは知りませんが、そういったマイナンバーカード自体に問題が起こったということはほとんど聞いたことがありませんし、私も覚えがありません。だから、信頼していいのかなとは思っております。

今年、私はいろいろ体の調子が悪くて、病院にいろいろ行きました。耳鼻科・皮膚科・

眼科・外科、そして、内科と、はしごしてみたいですけれども、そこでいろいろマイナ保険証を使いましたけれども、それが便利だというふうには、ほとんど感じませんでした。かえって煩わしい。保険証があるのにマイナ保険証を使ってるような、今は二重の段階で、かえって煩わしいというのがあります。

ただ、後でマイナポータル、スマホをかざしてマイナンバーカードを読み取ると、かかった病院の費用や薬が一覧で分かるようになっている。これは便利だなと思います。また、コンビニで住民票を取ったことがありますけれども、住民票などの写しの証明が取得できるというのも非常に便利だと思います。

そこで質問をさせていただきたいんですが、大規模な地震などが起きた際に開設された避難所において、マイナンバーカードを使って入退所管理や薬剤情報の管理を行う実証実験を行った結果、入退所の手続きがスムーズかつ正確に行われ、避難者の把握にかかる時間が10分の1に短縮されました。また、薬剤情報も必要量を正確に把握できるため、スムーズな支援提供・要請ができ、避難者・運営者の両方に対して大きな効果が見られました。

さらに、一部地域においては、救急医療における患者の健康、医療データの活用という消防庁の実証事業が行われております。これは、例えば、自宅や外出先で、事故や病気などによって突然倒れてしまって救急搬送される場合等に、救急車に装備されたカードリーダーでマイナ保険証を読み取ると既往症はあるのか、どんな薬を服用しているのか等の情報を確認し、救急隊や医師が速やかに適切な治療ができるようになるというもので、近い将来、全国展開する予定と聞いています。

ということがありますので、そこで避難所の運営、また、救急車において、こういったマイナンバーカード、マイナ保険証の利活用の状況や、お考えをお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（北地範久） 危機管理課長。

○危機管理課長（田中宏幸） それでは、私は、避難場所におけるマイナンバーカードの利活用のほうから答弁いたします。

現在、避難場所において、マイナンバーカードの利活用はしておりません。全ての避難者の方がマイナンバーカードを持参しておれば、議員のおっしゃいますように、入退所の管理でありますとか薬剤情報の管理といった業務において、効率化が期待できると思います。

しかしながら、マイナンバーカードの携行が一般的でない中、実証実験をされましたようなシステムを先行して導入した場合、思ったほどの効率化が図れないのではないかとこの懸念がまずございます。

それから、大規模災害の発生時ですね。電気や通信網、これが断たれてしまっている場合には、またこういったものが機能しないのではないかとこの懸念もございまして、現時点では導入する考えは持っておりません。

以上です。

○議長（北地範久） 消防本部消防総務課長。

○消防本部消防総務課長（敷田博之） 私からは、救急現場におけるマイナンバーカードの

利活用の状況、そして、それに対する考え方について御答弁申し上げます。

まず、本市におきましての現状として、救急現場でマイナンバーカードを現在取り扱うことはございません。これは、救急現場におけるマイナンバーカードの利活用につきましては、総務省消防庁の指導によりまして、令和4年度から全国で希望する消防本部において実証実験が始まっておりまして、令和6年まで実証実験が行われる予定でございますが、本部におきまして、広島県内の他本部全て、これまで実証実験に参加している状況にはございません。

先ほど、議員の御発言にございましたとおり、マイナンバーカードの有用性としては、受診履歴、既往症、薬剤の調剤実績など、そういったところが情報として得られるというメリットがありつつも、議員おっしゃったとおり、デメリットとしてはセキュリティー面や個人情報の漏えいとか、そして、救急隊員の操作ミスに対する懸念、システム障害が起こった場合の情報収集の遅延等の課題は、デメリットとしては考えられるものがございます。

私どもの考え方としましては、まず、国におけるマイナンバーカードの国民への普及の進捗状況や、それから、救急現場から直接医療機関のシステムにアクセスするなど、課題が整理される必要があり、実際の救急搬送の現場における導入時期は、明確には見通せない状況でございます。

そうはいつても、国の実証実験の結果や他の消防本部の取り組み状況を踏まえつつ、今後も引き続き県内消防本部と広島西圏域の医療機関などと意見交換しながら、同システムの導入に向けて調査・研究を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北地範久） 中川議員。

○9番（中川智之） 今、80%近く行っているということは、またこれからどんどん変わっていくとは思いますが、変わっていかねばならないと思っております。そういった状況にあれば、しっかりとその辺も新しい対応ができるようにしていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

さきの中国新聞ですけれども、その中でも、メリットを感じないためというのが56.8%もあるんですね。今はそういうことかもしれませんけれども、これからどんどんマイナンバーカードって変わっていくと思えます。

マイナンバーカードというのは、デジタル社会における公的基盤であり、保険証として利用してもらうことで、患者本人の薬剤や診療のデータに基づくよりよい医療が提供され、高額療養費制度の限度額適用認定証が不要になるとか、患者・医療現場それぞれで多くのメリットがありますので、そのうえでも重要なベースとなることは間違いないと思えます。

また、近い将来、運転免許証・国家資格証・介護保険被保険者証・障害者手帳・母子健康手帳といった具合に、どんどんひもづけというか登録はされていくようになると思えますので、どうか、一番最先端である市の職員の皆さんであります、例えば、新聞の悪口を言うわけではないですけど、情報漏れ心配というのが、大きな字であるんですよ。その下にはちゃんと書いてあるんですよ。だけど、大きな字が、情報漏れ心配と。それだけ見

ると、情報が漏れるのかと。それで誰かが情報が漏れるらしいよと。いけないな、情報が漏れるんだというふうになっていきがちなんですよ。そういうところをしっかりと対応できるようにしていただければと思います。

いろいろ言いましたけれども、最後はお答えは結構です。市に、しっかりと対応できるような窓口となっていていただきたいと思います。よろしく願いいたします。質問を終わります。

○議長（北地範久） 続いて、2番、中野友博議員。

〔2番 中野友博議員 登壇〕

○2番（中野友博） 2番、会派志青会の中野友博です。よろしく願いいたします。

このたびの台風10号により貴い命が失われたことに対し、心より哀悼の意を表します。被災された皆様、御遺族の皆様におかれましては、深い悲しみと御苦労の中にあることと存じます。心よりお見舞い申し上げます。

また、9月1日、大竹市制施行70周年を迎え、盛大な式典が無事に行われたことを、心よりうれしく思います。これまでの70年間にわたり、大竹市の歴史を築き上げてきた先人たちの努力と、大竹市民全員で紡いできた故郷への深い思いに対し、心からの敬意と感謝を申し上げます。

さて、このたびの一般質問は、より安心・安全なこれからの大竹市を形づくるために、本市が取り組む防災対策について、御質問・御提案をさせていただきます。批判より提案を、要望よりお誘いを。最近私が意識しているテーマですが、大竹市民全員で防災について考える機会をつくりたいと思います。

2024年8月8日16時43分頃、日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生しました。地震発生直後、気象庁は南海トラフ地震との関連性について調査を開始し、その後、南海トラフ地震臨時情報巨大地震注意が発表されました。

これまで南海トラフ地震についての認識はあったかと思いますが、臨時情報の発令ということで、これまでにない緊張感を実感された方も多かったと思います。事実、私の公式LINEや対面でお話しした方から、初めて防災グッズを取りそろえた、実際に地震が起こったらどこに逃げようか考えたなど、自分ごととして考えたという御意見を多数いただきました。

そして、同時に、こうしたお声を多数いただきました。大竹市は、南海トラフ地震に対する備えはできているのですかという発言です。南海トラフ地震は、おおむね100年から150年間隔で繰り返し発生しており、前回の南海トラフ地震が発生してから70年以上が経過した現在では、次の地震発生の切迫性が高まっています。

改めてでございますが、このたびの一般質問では、この南海トラフ地震に対して漠然とした不安を抱かれている方が、大竹市が行っている防災に対する取り組みや考え方について質問を通じて見える化し、課題を共有することで、いざというとき自分の身を守るきっかけをつくりたいと思っております。

3月定例会でも、私はこの防災についての取り組みについて一般質問をしております。前回の一般質問では、とりわけ自助・共助についての重要性にスポットを当て、行政に頼

らない防災対策の必要性について訴えてまいりました。

大規模な災害が起こった際には、行政の力だけでカバーすることは不可能です。自分の命は自分で守るという考え方も理解できます。しかし、一方でこのような疑問も浮かんできます。では、公助、つまり行政にしかできない防災の取り組みもあるのではないかとこの点です。

自助が最重要だということを理解したうえで、行政側が対応しなければいけない防災対策についての課題を南海トラフ地震の備えに絡めて質問していきたいと思っております。

さて、本市では、大竹市地域防災計画02震災編（令和5年度版）があります。この資料の第6節、被害の想定という項目に、南海トラフ地震が起こった際の想定被害について、こういった記載があります。

本市の震度分布においては、沿岸部に震度6強が1.7%、震度6弱が10.1%、その他5強が88.2%となっている。建物被害は全壊が1,622棟、半壊が4,271棟、人的被害は死者212人、負傷者586人となっています。

この想定被害については、内閣府の南海トラフ巨大地震モデル検討会が示した最も震度が大きくなる陸側ケースを想定し、発災シーンは両方とも冬・深夜・風速11メートルという形ではありますが、被害の想定について具体的な記載があります。

以上の点を踏まえて、最初の質問をさせていただきます。

この南海トラフ地震に対しての見解、本市が取り組んでいる備えについて市の考えをお聞かせください。

以上で、壇上での質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（北地範久） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 南海トラフ地震は、いつ起きてもおかしくないと言われ続けている中、先日、南海トラフ地震臨時情報が出され、緊迫感が増したところでございます。どのような取り組みや備えが必要か、検討していく必要があると考えております。御質問ありがとうございます。

それでは、中野議員の御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、去る8月8日に南海トラフ地震臨時情報巨大地震注意が発表され、その後、1週間を経過した8月15日の17時をもって、この発表に伴う政府としての特別な注意の呼びかけは終了となりました。しかしながら、南海トラフ沿いでは、いつ大規模地震が発生してもおかしくないことに留意し、日頃からの地震への備えについては引き続き実施することを気象庁は提唱しています。

本市は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていることから、地域防災計画震災編の中で、南海トラフ地震防災対策推進計画として、基本的な考え方をまとめています。この計画に基づいて、関係機関とも連携しながら、ハード・ソフトの両面でさまざまな対策を講じていくべきものと考えています。

議員の御指摘のとおり、防災・減災のためには、自助・共助・公助、それぞれが機能することが必要不可欠でございます。市民の皆様が自分の命をどう守るかという自助の意識

を持って、平時から備えることはもちろん、共助を担う自主防災組織や地域防災リーダーの育成も重要です。

また、自助と共助について周知啓発を行うことも、公助を担う行政の役割が重要であり、南海トラフ地震に限らず、自分が住む場所にどんな種類の災害の危険があり、その災害に備えてどんな準備をしておくか。市民の皆様がそれぞれ自分ごととして考え、行動できるように分かりやすい情報提供に努めてまいります。

御質問の南海トラフ地震につきましても、ハザードマップで震度分布や建物全壊危険度、津波が発生した場合の浸水想定について確認していただき、いざというときに備えて、避難場所や避難経路、家族との連絡手段を確認しておくことや家の中の家具の固定、食料などの備蓄、非常持ち出し品の準備といった平時からの地震への備えについても、引き続き啓発していきたいと考えています。

また、大規模災害発生後の市の体制として、避難所運営のマニュアルの整備や他自治体などからの応援を効率的・効果的に進めるための受援計画や訓練のほか、プッシュ型の支援物資以外に必要なさまざまな物資や機材を必要に応じて調達するため、民間企業などとの災害時応援協定の締結についても進めていきたいと考えています。

以上で、中野議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（北地範久） 中野議員。

○2番（中野友博） 市長、御答弁いただきありがとうございます。本市の南海トラフに対する備え、自助・共助・公助の役割について御答弁いただきました。ありがとうございます。総論として御答弁いただき、ありがとうございました。

冒頭、壇上でも申し上げたとおり、災害時の考え方について、行政側が対応する公助について、これから各論として掘り下げていきたいと思えます。

公助の役割とは何か。大きく分けて3つあると考えます。1つ目は防災情報の伝達、2つ目は避難所の運営、そして、3つ目が防災訓練と啓発活動です。

このたびは、避難所の運営、防災訓練と啓発活動について、2つ目・3つ目について掘り下げていこうと思えます。

2回目の質問では、避難所の運営についてと空調問題について質問します。

大竹市国土強靱化地域計画第2章、地域を強靱化するうえでの目標という章に、南海トラフ地震被害想定での避難者数が7,979名、帰宅困難者が4,265名との記載があります。では、この人数を受け入れるキャパシティーがあるのかということ、過去、平成31年3月定例会で当時の先輩議員が一般質問し、担当課から次のような答弁をいただいております。

現在、1人当たり2平方メートルで算定している数値で計算をしてみますと、今、市が管理できる避難場所、これは25施設あるわけですが、地震の場合、25施設で約1万200人収容できるという形になっています。また、地域で管理する避難場所もありますので、こちらは15施設で1,000人と設定してありますとの記載がありました。

キャパシティーの想定については理解できましたが、避難所で大切なことは、収容人数だけでなく、避難所生活を送ることができる生活環境の整備が重要です。避難場所に設定しているけど、避難できる環境になっているかという点が重要になってきます。

例えば、この8月の炎天下で南海トラフ地震が起きると、空調設備が整っていない避難所はどうするのかという問題です。本市が管理している避難箇所、地域で管理している避難箇所について、空調設備がない施設もあります。施設はあるが、実際に避難することができない環境となるケースも出てくるのではないのでしょうか。

本市の緊急避難場所、指定避難所一覧を見てみますと、第1次・第2次避難場所の記載がある公立の小・中学校は、括弧内に校舎内と記載がありますように、空調設備が整った箇所から誘導するという狙いは分かりますが、第3次避難場所、巨大地震のような大規模災害が発生したときのみ開設となる場合、体育館等も開放されます。つまり、空調設備が整っていない箇所も開設せざるを得ない状況です。

空調設備には数千万円の費用がかかるため、全ての施設に対応するのはなかなか現実的ではありません。大型施設用のスポットクーラーも、スペースや費用のことも考えると、ハードルが高いことも事実です。

以上の点を踏まえ、質問します。

第1次から第3次避難場所で、空調設備が整っていない施設は何カ所ありますでしょうか。

また、その施設に対しての空調環境整備の対策、考えについてお聞かせください。よろしくお願ひいたします。

○議長（北地範久） 危機管理課長。

○危機管理課長（田中宏幸） 御質問ありがとうございます。

通常、避難場所を開設した際には、空調設備のある部屋で避難者を受け入れておりますが、大規模災害発生時には、多くの避難者が避難所で長期間滞在することも想定されます。施設によっては、御議員御指摘のとおり、空調設備のない体育館なども使用することになります。

具体的には、各小・中学校の体育館ですね。それから、総合体育館のアリーナ、それから、現在廃止している保育所も一部、第3次避難場所となっておりますが、こちらの一部の部屋も移設をしているため、空調設備がないという状況でございます。

暑さ・寒さ厳しい時期に空調設備のない体育館等を避難所として使用するため、現在、大型のスポットエアコン等を提供可能な複数のリース会社との災害時応援協定に向けた準備を進めているところでございます。こういった協定の締結によりまして、大規模災害発生時、できるだけ早く、優先的に必要な機器を確保したいと考えております。

以上です。

○議長（北地範久） 中野議員。

○2番（中野友博） ありがとうございます。空調問題についての御答弁をいただきました。ありがとうございます。

御指摘のとおり、小・中学校の体育館、アリーナというところに空調設備が整っていないということは、市民の皆さんも知っている方も多いと思うんですが、では、具体的にどうするのかということで、リースなどの協定を結んで準備をしているというお言葉をいただいて安心しました。引き続き、御対応よろしくお願ひいたします。

この空調設備に関して言えば、災害時の避難所環境を整えるために必要な設備だと思いますし、近年の猛暑の中では、空調設備が整ってないと、学生たちの部活動やスポーツ団体の大会開催などができないという声も多数いただいております。そういった声が多く上がり、ほかの市町村では空調設備導入に関する方針を発表したり、最近では市長選挙の重要論点の1つになるぐらい、空調設備の必要性が高まっています。引き続き、重要課題の1つとして、今後の検討材料にさせていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。避難所の運営について、2つ目、トイレ問題です。

本市ホームページの防災のところに防災研修資料というフォルダがあり、その中に、最新版防災基礎（備蓄編）令和6年4月18日があります。備蓄に関する考え方・取り組みが、本当にこれには分かりやすく記載してあります。まだ読まれてない方は、ぜひ、御一読いただきたいのですが、この中で、備蓄の優先順位という資料があります。

水や食料より個人で準備しなければいけない最優先アイテムがあります。それはトイレです。災害時、このトイレに関する対応というのが、非常に重要になってきます。資料によると、3時間から4時間に1回とし、1日5回程度を想定すると、2週間で70回程度対応できる備蓄が必要になるとの記載があります。

このたびの一般質問のきっかけは、危機管理課の職員の方から、備蓄についてトイレが優先事項だというお話を聞き、このトイレ問題に関して広く知っていただき、課題を共有したいとの思いがスタートですので、公助のトイレについて、2点ほど御提案させていただきます。

さきの阪神・淡路大震災から東日本大震災、能登半島地震でも、このトイレについての対応がクローズアップされています。避難所に入ってから1時間もすると緊張が解け、トイレに殺到する事態となるそうです。しかし、仮設トイレの容量も小さくなく、道路などのライフラインに影響が出ると、バキュームカーでの対応ができません。

過去の震災では、衛生面や臭いが気になり、トイレに行く回数を減らすために水分を控えたことで、慢性的な脱水症状となったり、エコノミークラス症候群となり、死亡に至ることもあったそうです。

災害関連死は、避難所の生活環境や移動中による心身の負担が大きいことが、要因の1つとして挙げられています。発災後1週間以内に亡くなった人の割合は、東日本大震災では18%、熊本地震では24%、そして、災害関連死の約8割が、発災後3カ月以内に亡くなっています。地震や水害によるショックや不慣れな避難所生活から生じるストレスは、想像以上のものであることが分かります。

そこで、最初の提案事項は、公助で対応するマンホールトイレの設置についてです。マンホールトイレとは、停電・断水が起きた際に、いつも使っているトイレが使用できなくなるため、マンホールトイレ用の蓋を開け、組み立て式の個室トイレを設置し、下水管に直接排出物を流すという仕組みです。

参考資料の1枚目を御覧ください。2つの表が記載されていますが、左の図は、都道府県別のマンホールトイレの管理基数となっております。最下部に、総合計の数字が示されています。このマンホールトイレというのは、10年前の2014年には約2万基だったのです

が、2016年の熊本地震を契機に急増し、令和4年度には倍の数となる4万4,242基となっております。

そして、右の図は、広島県内市町村の設置状況となっておりますが、人口規模に関係なく、設置・未設置が分かれている状況となっております。

続いて、参考資料の2枚目を御覧ください。これは、横浜市が取り組んでいる災害時下水直結式仮設トイレ、ハマッコトイレの案内資料です。具体的にこのような形で仮設トイレを下水管の上に配置し、手動のポンプで水を流して下水に流すという形になっております。

ただし、このマンホールトイレというのは、先ほど申したメリットだけではなく、課題というのもあります。1つは、下水道管が壊れると使用できません。ただ、この貯蓄型に関しては、下水道管が壊れていてもある程度の量を蓄えることができるということで、キャパシティーもあるこういったマンホールトイレというの、現状あります。そして、もう1つは、設置費用が非常に高額ということです。配管の長さや設置環境により前後がありますが、大体1拠点、約1,300万円かかるということです。

ただ、能登半島地震の仮設トイレの設置までの日数は、設置日が分かっている10カ所のうち、3日以内が10%、4日から7日以内が50%というデータもあります。公助の1つ目の提案が、このマンホールトイレです。

続いて、2つ目になります。参考資料は3枚目を御覧ください。

こちらが、災害派遣トイレネットワークプロジェクトみんな元気になるトイレ、助けあいジャパンの画像が一番上の大きい画像、そして、下の3つの画像が、トイレトレーラー購入に当たり富山県魚津市が取り組まれた、ふるさと納税型のクラウドファンディングについての画像になります。

2つ目の提案は、このトイレトレーラーと防災担当者同士がつながる、広域連携の仕組みについてです。

災害時の利用を想定して企画・設計された移動設置型のトイレトレーラーで、牽引車さえあればどこにでも移動ができ、給水タンク・汚水タンクを備えているため、到着後すぐに使用することが可能となっているのが特徴です。

また、平時では、地域行事や防災訓練で活用し、緊急時には災害派遣トイレネットワークというものがあり、これに参加している自治体が、例えば、ある地域に災害が起こったとなると、皆さんでこのトイレトレーラーを現地に持って行って、助け合いの広域連携の絆ができていくというような仕組みになっています。

先ほどのマンホールトイレと同様ですが、トイレの整備には、とにかく多額の費用がかかります。しかし、このプロジェクトは、クラウドファンディングの目標達成率が高く、総務省緊急防災・減災事業債を活用することで自治体の負担率が軽減できる取り組みがあったため、御提案させていただいております。

実際に、富山県魚津市防災危機管理室の担当職員にお話をお伺いしました。この魚津市の場合、トレーラーのまず本体金額が、これは輸入されているものですので為替の変動によって若干の違いはあるんですが、魚津市の場合は2,600万円がかかりました。そして、

クラウドファンディングの運営費用が500万円、総事業費としては約3,100万円となります。

このトレーラーの本体金額2,600万円のうち、先ほど話した総務省緊急防災・減災事業債を活用すれば、この7割分は後年度に交付税措置され、残りの3割が自治体負担となりますが、この返還が必要な3割分の前金については、緊急防災・減災事業債の起債後に集めた寄附や、ふるさと納税を充当することができます。

ふるさと納税クラウドファンディングは、自治体と助けあいジャパンが協力しながら実施しています。クラウドファンディングのリターンは、下の画像3枚目の一番右側にあるように、トレーラーにこの寄附者名が記載される形となっており、この大きさによって金額が変わるというものです。つまり、約2,600万円のうちの3割に当たる約780万円が自治体負担となり、そして、クラウドファンディングの運営費用500万円と合わせて、約1,280万円が自己負担という形になったそうです。

ただ、この2023年12月1日から2024年の1月31日までの2カ月間でこのクラウドファンディングを実施したんですが、目標金額600万円に設定していたんですが、これを大きく上回り、2倍近くの1,176万500円を集めることに成功しております。実施期間は2カ月という短さ、そして、金額の高さから、このニーズの高さというのがうかがえます。

もちろんクラウドファンディングなので、寄附金額の見込みというのは、不確定要素を含んでいることも理解できます。しかし、このホームページに記載されているクラウドファンディングに挑戦し、もう締め切られた18自治体のうち、15自治体が目標金額を達成、未達成が3自治体あったんですが、そのうちの1自治体は、目標金額800万円まで残り1万2,000円というところで、ほぼ達成した形となっております。

そして、高いところでいくと、達成率250%を超える事例というのもありましたので、ぜひ、ホームページを御覧ください。そして、達成している自治体の特徴というのは、各都道府県で最初に取り組んだ自治体になっており、現在、広島県では、この取り組みに参加している自治体はない状況です。以上が、2点目の提案となっております。

大規模災害発生時、携帯トイレを使用し、仮設トイレの設置に備えることもできますが、仮設トイレの容量を超えた際、ライフラインが整っていないとくみ取ということができず、実際、機能しなくなる事態も予想されます。以上の理由から、災害時の優先事項であるトイレについては対応策を複数準備しておくことが、公助としての役割かと考えます。

そこで、改めて質問です。大規模災害時のトイレに対する考え方、今説明した2点の提案について見解を求めます。よろしく願いいたします。

○議長（北地範久） 危機管理課長。

○危機管理課長（田中宏幸） 御質問の中にもありましたように、マンホールトイレは下水道管に直接接続することになりますので、どこでも対応できるものではなく、事前に改修が必要であると認識しております。

現在、大竹市内の避難所として使用することを想定している施設において、こういった対応ができていないところはございませんので、マンホールトイレを備えるというのではなく、先ほどの空調設備と同様に、リース会社との災害時応援協定により調達します臨時のトイレですね。あと、トイレカーをお持ちのリース会社もあるということでございますの

で、こういったものの対応のほか、既存の施設の既存のトイレにかぶせて使用するタイプの臨時用のトイレ、簡易のやつですね。袋、それから、防臭剤・凝固剤がセットになっているものの備蓄を進めることでの当面の対応を考えてございます。

今後、改修される公共施設については、避難所としての使用も想定しまして、マンホールトイレにも対応できるような整備についても、市としての方針を定めていくべきではないかなと考えておるところです。

なお、トイレトレーラーにつきましては、以前、一般社団法人助けあいジャパンのほうからも提案を受けたことがございまして、国の制度を活用することで自治体の負担額が低減できることも理解はできますが、やはり市全体をカバーするには、一定台数を確保しておく必要があるのではないかと思います。そうしますと、やはりコスト面の課題というのが考えられまして、導入に至る検討になっていないという状況でございます。

以上です。

○議長（北地範久） 中野議員。

○2番（中野友博） 御答弁いただきありがとうございます。トイレカーへの提案があったということも初めて知りましたので、勉強になりました。ありがとうございます。

また、これから玖波公民館の建て替えとか旧小方中学校跡地の道の駅の建設、そういった公共施設の取り組みが行われますので、こうした考え方も必要かと思い、御提案させていただきましたと言おうと思ったんですが、今御答弁いただき、ありがとうございます。そういった形で検討していただければと思いました。

そして、続いての質問は、公助の役割の3つ目、防災訓練等啓発活動についてです。その中でも、子供たち、若者世代に対する啓発について質問させていただきます。

私はこれまで個人としても民間団体としても、豪雨災害や土砂災害のボランティア活動等に複数行ったり、宮城県気仙沼市の地を訪れ、東日本大震災で被災された方々にお話をお伺いする中で、共通して出てくる言葉がありました。防災に対する知識が事前にあれば、パニックにならずに初動、動き方が変わってきたのにとという言葉が共通としていただくことが多かったです。

本市では、自主防災組織の取り組みについて、防災リーダーの育成、自主防災組織の設置など、防災意識を高める取り組みを、現状行っております。直近で行われた6月の防災セミナーでは、84名という多数の方に御参加いただき、中身の濃い研修を行っております。

しかし、一方で20代、30代の防災リーダーがおらず、セミナー参加者も、各自治会で役割を担われているシニア世代の方が中心となっています。こういった継続的な防災訓練、研修というのも大切なんですけど、まず、防災に関しての基礎知識を1回頭に入れておく、この人数を増やしていくということが非常に大切で、行政の啓発活動としては、その情報と触れる機会をいかに多くつくっていくかという点が重要だと考えます。

防災リーダーの育成、自主防災組織の設置ももちろん重要なことなんですけど、ここでの課題というのが、その取得した情報をどう地域に拡散させるかというところが非常に課題だと思っております。

私も自治会の役員をやらせていただいているんですが、自治会活動というのはシニア世代

の方が中心となっており、若者世代との接点を持ちにくい状況となっています。そして、この防災担当者になられる方も、順番になったり、ここがないのでちょっとこの役割を受けてもらえないだろうかという形で受けられる方が多いという中で、実際その担当者の方は研修に行って知識を得られるんですが、その得た知識を持って帰った自治会、地域でどう拡散させていくか、これが非常に難しいなというふうに考えています。

この持ち帰った情報を拡散させる力というのが、地域によって変わってくるなというふうに思っていますので、もちろん並行でこういった研修も行っていけないんですけど、やはり先ほど話したとおり、この防災に対する基礎知識を、いかに広く市民の皆さんに備えてもらえるかというところが重要になってくるかと思っています。

そこで、4つ目の質問です。この子供世代、若い世代にこうした防災知識を届けるために行っている取り組みや課題についての見解をお聞かせください。よろしくお願いたします。

○議長（北地範久） 危機管理課長。

○危機管理課長（田中宏幸） 若い世代への取り組みということで、これまでも市内の小学校からの要望を受けまして、危機管理課で毎年出前講座を実施しております。今年度、既に1回、大竹小学校において実施しておりまして、9月中にも続きというか、2回目を実施する予定になっております。

内容につきましては、その都度要望された学校の先生方と協議のうえ決定しまして、ニーズに合った内容で、講義形式であったり、あるいは避難場所の施設見学など、形態はさまざまでございますけれども、自宅を安全な場所にしたり、安全な部屋で過ごす在宅避難の考え方や、そのために必要なものは何かといったようなことなど、避難場所に行くことだけが避難行動ではないですよということについても、これから伝えていきたいと考えております。

それから、よその話になりますが、生涯学習課で行っておられますジュニアリーダー育成事業では、消火体験とか防災食等を通じて、防災に関する講義や体験活動を行っているということでございます。こういった機会を捉えまして、まずは自分の身を守ること、それから、家族や周りの人とも協働で災害に備えるということを学んでいただいて、防災に関心を持っていただきたいと考えております。

先日起きましたような大きな地震、大きな災害が起きた後には、防災について関心が高まりまして、あれこれと知識や物を集めたりする行動を取る方が増えるように感じます。しかしながら、時がたつにつれ、関心がだんだん薄れていく傾向もあるように感じます。

災害について正しく恐れて、平時から自分ごととして、当たり前で物心両面で備えていただくということが必要であり、そのための啓発、これは若い世代に限らずですけれども、これが課題であると考えております。

以上です。

○議長（北地範久） 中野議員。

○2番（中野友博） ありがとうございます。

子供たちへの教育という点で見れば、長い視点でそういった知識を備えていくというこ

とが大切だと思うんですが、やはり、実際私も娘がいますけど、学校で習ってきて、その災害が起きたらどうするって、子供に判断を委ねるわけではない。やっぱり親がしっかりそういった知識を持っていかなければいけないということで、若い世代にどう情報を届けるかというところが非常に課題になってくるのかなというふうに考えております。御答弁いただき、ありがとうございました。

最後、行政が行う啓発活動については、選択肢を増やして、より多くの方が情報に触れる機会というのを引き続きつくっていただきたいと思っております。最後は、この若い世代に情報を届けるという点についての提案で、5回目の質問を終わろうと思っております。

先ほどお話ししたとおり、防災に関する基礎知識をいかに届けて、ストック情報、自分で情報を持った市民をいかに増やすことができるのか、災害時に正確な知識で的確な行動を取れる方を増やしていくことが大切だと考えております。そのためにはプッシュ型の情報発信、つまり、行政側から市民に向けての情報発信が重要だと考えております。

先ほどの御答弁にもありましたが、この防災情報というのは、平時に発信するとなかなか届きにくいものです。今回のように臨時情報が発令された中で、市民の皆さんに緊張感があるときだからこそ、情報をしっかりと受け止めることができたのではないかと思います。

つまり、情報発信というのは、受け手の感度が高いときにいかに中身の濃い発信ができるのか、このタイミングと質というのが重要だと考えております。そこで、プッシュ型の情報発信のタイミングと内容について提案したいと思います。

先ほどお話ししたとおり、若者世代にいかに情報を届けるか、これを同時並行で取り組んでいかなければいけません。そこで、若者世代への防災情報発信の取り組みについて、ほか自治体の参考事例を御提案させていただきます。

参考資料の4枚目を御覧ください。仕事やプライベートで時間がない若者世代に対して動画コンテンツでの学びを発信している、大阪市淀川区役所の取り組みについて御説明させていただきます。

動画で学ぶ令和の防災という形で、ユーチューブに動画を掲載しています。右側にあるように、防災の基礎知識についてチャプターを細分化し、短い動画を多くつくっています。動画をつくるということは新しいアイデアでもないかと思うんですが、お話を聞いて、動画作成に対するプロポーザルの条件というのが非常に特徴的だなというふうに思ったので、御紹介させていただきます。

防災という取っつきにくい題材なんですけど、誰かに話したくなるような、SNSで拡散したくなるようなデザイン、工夫をしてほしいと設定したそうです。そこで、事業者側からインフォグラフィックスという手法で、文字や数字だけでは伝わりにくい情報を、図や表、イラストなどの視覚的な表現手段によってわかりやすく伝えたり、知識を落とし込んでもらうために、クイズ形式にしたらどうかという提案を受け、作成したそうです。結果、内容がわかりやすいということで、再生回数は6万回を超え、企業研修や学校での防災事業にも活用されているそうです。ちなみに、この動画作成に係る費用は、プロポーザルで110万円だったそうです。

こうして、若者に対するプッシュ型の情報発信を、現在運用している公式LINEで発信し、自分の好きなタイミングで防災学習ができる機会をつくっていくことが必要ではないでしょうか。

そして、最後にもう1つ、この大竹市公式LINEから届いてくる情報は、もう本当にこれは取り組みとしてすごくいいなと感じているんですが、1点だけ改善してほしい点があります。

大竹市の公式LINEを開いていただいたら、下にリッチメニューという、救急・防災・ごみ収集という、四角い3つの画像があります。これは、救急やごみ収集を押していただくと、この情報を届けたいんだなというのが分かるんですが、防災のところを押していただくと市の防災ページに飛ぶんですけど、これが、どこから見ていいのかわからないというお声をいただいております。確かに僕も全部見て、本当に大切な情報を全部見てほしいと思うんですが、やはり、発信した情報をきちんと届けるというわかりやすさというのは大切なかなと思っております。

そして、参考資料の5枚目を御覧ください。ほか自治体の取り組みということで御紹介させていただいてるんですが、ハザードマップや民間防災情報へのリンク、また、デジタル避難訓練など、各自治体の事例を掲載しておりますが、一目見て、届けたい情報が分かりやすく記載してあるように思います。

まだ運用を始めたばかりで、これから改善していくかと思うんですが、やはりこの利用者が探しやすい表記になるよう改善していただき、防災情報に触れやすくなるようにしていただきたいと思っております。

私も、参考でほか自治体の公式LINEを50ぐらい登録してるんですけど、やっぱりこの防災メニューに力を入れている自治体というのが多いので、今後検討していただきたいです。

まとめます。防災は、市民・地域・行政がタッグを組み、オール大竹市で取り組まなければいけない課題です。そのためには、各自がしなければいけない備えを認識し、正確な知識を有して、しっかりと準備をしなければいけません。

防災に対する啓発をしっかり行っていただき、明るい豊かな大竹市を形づくるため、市民が自主的に行動することができるような取り組みを進めていただくことを祈念しております。

5回目ですので、最後に、今御提案した若者世代に向けた動画作成、そして、公式LINEの見直しについての見解について、御答弁をいただけたらと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（北地範久） 危機管理課長。

○危機管理課長（田中宏幸） 御提案ありがとうございます。

動画の作成・発信につきましては、現時点では予定はございませんが、御紹介いただいたような他自治体の事例を研究してみたいと思います。

なお、防災の啓発に使用できるリンクフリーの動画等がありましたら、市のホームページの中にリンクを設けるといったようなことは検討してみたいと思います。

それから、LINEのほうでございますけれども、御承知のとおり、現在、公式LINEを使用しました防災情報の提供ですが、防災行政無線、それから、防災メールと同じ内容の発信を基本としております。

それから、登録者数も増加傾向ということでございますので、これを啓発の手段として、時節に合った防災情報の発信をするということも考えられますけれども、ほかの情報発信等のバランスも考慮する必要があると思いますので、これも今後の検討課題としたいと思っております。

それから、リッチメニューです。このメニューからのリンク情報についても、確かに間口を広げ過ぎてるなという認識がございますので、他自治体の好事例を参考にしながら、分かりやすいような発信の方法について、今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（北地範久） この際、お諮りいたします。

一般質問の途中ですが、本日はこの程度にとどめて延会とし、9月6日の本会議に継続したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、9月6日の本会議に継続することに決しました。

お諮りいたします。

本日議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

御通知申し上げます。9月6日は午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には、別に書面による通知はいたしません。お含みのうえ、御参集をお願いいたします。

本日はこれにて延会いたします。

16時33分 延会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年9月5日

大竹市議会議長 北 地 範 久

大竹市議会副議長 寺 岡 公 章

大竹市議会議員 中 川 智 之

大竹市議会議員 小田上 尚 典

令和6年9月  
大竹市議会定例会（第4回）議事日程

令和6年9月6日10時開会

| 日 程 | 議案番号      | 件 名                                                                          | 付 記                              |
|-----|-----------|------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 第 1 |           | 会議録署名議員の指名                                                                   |                                  |
| 第 2 |           | 一般質問                                                                         |                                  |
| 第 3 | 報告第10号    | 専決処分の報告について（事故による和解及び損害賠償の額の決定）                                              | 報 告                              |
| 第 4 | 認 第 3号    | 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度大竹市一般会計補正予算（第2号））                                     | 即 決<br>（一 括）<br>総務文教付託<br>生活環境付託 |
| 第 5 | 議案第54号    | 令和6年度大竹市一般会計補正予算（第3号）                                                        |                                  |
| 第 6 | 議案第55号    | 令和6年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）                                                    |                                  |
| 第 7 | 認 第 4号    | 令和5年度大竹市水道事業会計決算の認定について                                                      | 生活環境付託<br>（一 括）<br>生活環境付託        |
| 第 8 | 議案第52号    | 令和5年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について                                           |                                  |
| 第 9 | 議案第53号    | 令和5年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について                                           |                                  |
| 第10 | 議案第56号    | 令和6年度大竹市下水道事業会計補正予算（第1号）                                                     | 生活環境付託                           |
| 第11 | 議案第44号    | 公平委員会委員の選任の同意について                                                            | 即 決<br>（一 括）                     |
| 第12 | 議案第45号    | 教育委員会委員の任命の同意について                                                            |                                  |
| 第13 | 議案第46号    | 大竹市附属機関設置に関する条例等の一部改正について                                                    | 生活環境付託<br>（一 括）<br>生活環境付託        |
| 第14 | 議案第47号    | 大竹市保育所設置条例の一部改正について                                                          |                                  |
| 第15 | 議案第48号    | 大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について                                      |                                  |
| 第16 | 議案第49号    | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について                                                         | 生活環境付託<br>生活環境付託                 |
| 第17 | 議案第50号    | 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について                                                      |                                  |
| 第18 | 議案第51号    | 大竹市駐車場の指定管理者の指定について                                                          | 生活環境付託                           |
| 第19 | 令和6年請願第2号 | 少数数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願 | 総務文教付託                           |

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 報告第 10 号 (報告・質疑)
- 日程第 4 認 第 3 号から日程第 6 議案第 55 号 (説明・付託)
- 日程第 7 認 第 4 号から日程第 10 議案第 56 号 (説明・付託)
- 日程第 11 議案第 44 号から日程第 12 議案第 45 号 (説明・表決)
- 日程第 13 議案第 46 号から日程第 17 議案第 50 号 (説明・付託)
- 日程第 18 議案第 51 号 (説明・付託)
- 日程第 19 令和 6 年請願第 2 号 (付託)

○出席議員 ( 15 人 )

|      |         |      |           |
|------|---------|------|-----------|
| 1 番  | 北 地 範 久 | 2 番  | 中 野 友 博   |
| 3 番  | 豊 川 和 也 | 4 番  | 山 代 英 資   |
| 5 番  | 岡 和 明   | 6 番  | 小 出 哲 義   |
| 7 番  | 末 広 天 佑 | 8 番  | 藤 川 和 弘   |
| 9 番  | 中 川 智 之 | 10 番 | 小 田 上 尚 典 |
| 11 番 | 西 村 一 啓 | 12 番 | 山 崎 年 一   |
| 13 番 | 日 域 究   | 14 番 | 細 川 雅 子   |
| 15 番 | 寺 岡 公 章 |      |           |

○欠席議員 ( なし )

○説明のため出席した者

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 市 長                 | 入 山 欣 郎   |
| 副 市 長               | 太 田 勲 男   |
| 教 育 長               | 小 西 啓 二   |
| 総 務 部 長             | 三 原 尚 美   |
| 市 民 生 活 部 長         | 佐 伯 和 規   |
| 健康福祉部長兼福祉事務所長       | 中 村 一 誠   |
| 建 設 部 長             | 山 本 茂 広   |
| 上 下 水 道 局 長         | 古 賀 正 則   |
| 消 防 長 兼 予 防 課 長     | 小 田 明 博   |
| 総務課長併任選挙管理委員会事務局長   | 柿 本 剛     |
| 危 機 管 理 課 長         | 田 中 宏 幸   |
| 企 画 財 政 課 長         | 三 井 佳 和   |
| 参 事 兼 土 木 課 長       | 中 司 和 彦   |
| 生 涯 学 習 課 長         | 川 村 恭 彦   |
| 消 防 本 部 消 防 総 務 課 長 | 敷 田 博 之   |
| 監 査 委 員             | 薬 師 寺 基 夫 |

○出席した事務局職員

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 山 田 智 徳 |
|-------------|---------|

(6. 9. 6)

議 事 係 長 丸 小 真

10時00分 開議

○議長（北地範久） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（北地範久） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、11番、西村一啓議員、12番、山崎年一議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（北地範久） 日程第2、9月5日の議事を継続し、一般質問を行います。

質問の通告を受けておりますので、発言を許します。

3番、豊川和也議員。

[3番 豊川和也議員 登壇]

○3番（豊川和也） おはようございます。3番、市民の味方の豊川和也でございます。

私、SNSをやっておるんですが、最近、T i k T o kというアプリを使って重点的にやっております。ぜひ、市民の皆様にも、私のT i k T o kを見ていただけたらなと思っております。

また、今日はおがたピアのほうで中継を見ていただいている市民の方々もおられるということで、一生懸命頑張らせていただきたいなと思っております。

まず、一般質問に入る前に、ちょっと議員の皆さんに苦言を呈したいなと思います。大竹市には15名も議員がいて、一般質問する人数が、前回8人、今回9人、いつも一般質問される議員というのは、平均してこのぐらいの人数なんでしょうか。この稼働率の異常な低さ、やる気のなさ。私が議員になる前から、情けなく思っております。忙しいから一般質問できない。これは、皆さん、逃げ口上といいます。このままでは、早く議員定数を削減しろと言われてもおかしくないと思います。

そんな議員の皆さんに、一市民としてこの言葉をお送りいたします。案ずるより産むがやすし。あと、座っている議員へ。仕事をしろ。

では、一般質問のほうをさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、2点ありますうちの1点目、大竹市公式L I N Eを使っての防災・災害情報の伝達、市民からの通報システムについてでございます。

この6月に始まった本市公式L I N Eにて、イベントなどの情報や防災無線の内容、コイちゃんNEWSなど、市民に有益な情報が提供されております。非常にありがたく思っております。

日本国内におきましても、月間利用者数9,700万人と、数多くの利用者を誇るL I N Eを使った本市のPRなどは、市内外の方々にわかりやすく大変有効だと、私自身も感じております。

そこで、LINEを使った防災機能等の強化に向けての御提案がございます。

まず、参考資料を見てください。市民の皆様は、事前にフェイスブックページ等で参考資料のほうを掲示させてもらっておりますので、そちらのほうを見てください。

こちらは、現在、山口県田布施町が行っている、公式LINEの機能でございます。田布施町は、この3月に公式LINEを開設しております。

まず、図1を見てください。こちらは、損傷報告です。町道の損傷やごみの不法投棄、倒木などを町民が町に通報することができます。位置情報なども使用できるので、場所なども容易に特定することが可能となっております。

次に、図2、図3を見てください。防災機能になります。

災害の危険が迫っている場合などに、リッチメニューが災害時モードに切り替わります。災害時の情報収集や位置情報を使い、現在、近くの避難所を検索するなどの機能です。平常時にもリッチメニューに防災情報があり、ハザードマップを確認したり、町内の避難所が検索可能となっております。

資料にはございませんが、現在、山口県田布施町の公式LINEは、気象庁からの情報、例えば、警報・注意報・地震の震度などが防災ツール会社よりメールで自治体公式LINEに自動配信され、各登録者へメッセージとして送られております。こちらのほうがシステムに組み込まれているので、災害時に24時間自動受信いたします。

そこで、本市にお尋ねいたします。現在本市が契約している防災ツール会社、メール配信等があるのであれば、将来的にメールとLINEを連動させるのかどうか。

2つ目、災害情報は、現在、広島県もヤフー株式会社との連携をしてアプリ登録者へ配信されておりますが、その情報を使用し、災害情報・避難所検索のシステムを本市公式LINEに組み込むなどして、登録者への通知を自動で行うことについて、今後、お考えはございますか。

3つ目、県道や市道の損壊状況や不法投棄など、市民から発信できる通報システムについて、今後、採用のお考えはありますか。よろしくお願いたします。

2点目でございます。本市のAED、自動体外式除細動器の設置状況などについてです。

AEDは、2004年7月1日より、医師や救急救命士だけではなく、現場に居合わせた一般市民の方も使用できるようになりました。近年のAEDは、その重要性もさることながら、より身近にあるものにしていかないといけません。本市内におきましても、各施設や民間事業者などに設置されているのがうかがえますが、ここで、兵庫県播磨町のAEDに対する取り組みを御紹介したいと思います。

自治会のAED設置に対して、補助金が交付されます。こちらは、自治会が所有されている公民館等に自治会の皆様がAEDを設置しようとする場合、その事業費の一部に対して補助を行うものです。

令和4年度が1件、令和5年度が2件、令和6年度現在は1件の申請があったそうで、自治会に補助されております。また、播磨町内のコンビニエンスストア全店にも設置されております。

本市内におきましても、自治会がございまして、数多くの団体もございまして、ここで私が

考える一例を挙げると、車でパトロール活動をされている団体の車両の中にAEDを設置しておく、いざというときに使用できるのではないのでしょうか。ただ設置すればよいというものではございません。AEDを、いざというときにためらいなく使用できるようにする環境を行政が整え、その動きで行政が命を救えることが大切だと、私自身考えております。

そこで、本市にお尋ねいたします。

1 番、現在の設置状況を教えてください。

2 番、AEDの定期点検や入れ替えはしていますか。

3 番、自治会や各種団体へのAED購入助成金のお考え等はございますか。よろしくお願いたします。

以上で、壇上での一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北地範久） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 市民の皆様は、災害に関する正確な情報をどのようにして早く届けられるのか。現在、技術がどんどん進歩して、さまざまな方法がございます。かかる費用とその効果を見定めながら、検討していく必要があるかと思っております。

それでは、豊川議員の御質問にお答えをいたします。

1 点目の公式LINEを使った防災・災害情報の伝達、市民からの通報システムについてでございます。

まず、防災メールの配信についてですが、本市では、株式会社ハイエレコンとの間で締結した業務委託契約に基づき構築された市防災情報等配信システムにより、防災メールの発信を行っています。また、配信には、株式会社アルカディアの製品であるスピーキャン・ライデンのサービスを利用しており、ライセンスを毎年更新する必要があります。

御承知のとおり、令和6年6月から運用を開始した公式LINEでも防災メールと同じ内容を発信していますが、発信に当たっては、市防災情報等配信システムによる防災メールの発信と公式LINEによる情報発信は、別々のシステムに入力し、対応しています。現行の防災メールと公式LINEを連動させるためには、市防災情報等配信システムの改修が必要となりますので、当面は現行の運用を考えています。

しかしながら、今年度の取り組みとして、市防災行政無線システムの更新のための基本計画策定と基本設計業務を行っており、防災行政無線放送とあわせて、将来的にはメールやLINEによる情報発信が一元的にできるような、新システムの構築を検討しているところでございます。

次に、ヤフー株式会社との連携によるアプリ登録者への防災情報などの配信についてです。

避難情報や避難場所の開設状況などは、各市町が県防災情報システムに入力することによりアラートに反映され、その情報がテレビのデータ放送や各種アプリで活用されています。ヤフー防災アプリもその1つです。

現時点では、公式LINEに避難所検索などの機能を組み込む予定はありませんが、県

防災ウェブの開設避難所などについてのリンク情報をLINEでの情報発信時に付与するなどの方策で対応を考えています。

最後に、公式LINEの機能により、市民から発信できる情報システムについてです。

道路の損壊状況や不法投棄などを利用者が通報できる機能など、公式LINEの機能拡充については、現状の無料で提供される地方公共団体プランでは対応できないことから、市情報化推進計画に位置づけている二次導入に向けて、現在、調査研究しているところです。

続いて、2点目の市が設置するAEDについてでございます。

初めに、設置状況についてですが、本市のAED（自動体外式除細動器）は、本庁舎を含む公共施設42カ所に設置しており、市内公共施設等のAED設置状況一覧を市のホームページに公開しています。

次に、AEDの定期点検や入れ替えについてですが、AEDは、各施設の所掌課において保守管理しており、更新のタイミングなどに合わせて、必要な予算を所掌課で措置しています。また、使用に必要な電極パッドやバッテリーの交換期限を失念することがないように、AEDの設置状況の把握とあわせて周知を行う体制を取っています。

最後に、自治会や他団体などへのAEDの購入助成金についてです。

AEDの購入費用は10万円から30万円が相場とされ、購入後は、電極パッドやバッテリーの交換が生じます。また、AEDの耐用年数は6年から8年、法定耐用年数は4年とされており、比較的短い周期での更新が必要となります。いざというときにAEDが正しく作動するためには、日頃から適切な管理が求められ、設置を維持するためには更新費用も必要です。

市の取り組みとして実施するのであれば、自治会や各団体などでAEDの設置、管理が一時的でなく継続してできるかが重要であり、慎重に検討したいと考えています。

以上で、豊川議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（北地範久） 豊川議員。

○3番（豊川和也） 答弁ありがとうございました。

まず、台風10号の質問にちょっと移らせていただきたいんですが、令和6年8月29日の台風10号に関して、公式LINEを混ぜてちょっと言わせていただくんですが、田布施町は、気象庁からの警報等がLINEで迅速に入っていておりました。この田布施町は、8月29日のお昼の13時頃に、もう自主避難所というのが開設されておりました。これは、田布施町の公式LINEの情報になります。

大竹市に関しては、当日17時頃、夕方に2カ所自主避難場所が開設されておりましたが、私見なんですけれども、暗くなる頃では、避難されたい方の判断等も鈍ってしまうのではないかなと思っております。そのあたりの対応というのは、少し遅いのではないかなと思いました。そのあたりの意図があれば、ちょっとお聞かせください。

○議長（北地範久） 危機管理課長。

○危機管理課長（田中宏幸） 台風10号についてお答えします。

今回の台風10号は、皆様御承知のとおり、速度が非常に遅く進行方向も定まらない中、

本市への最接近時期というのが非常にはっきりしない状況でございました。

8月28日午後開催いたしました災害対策本部員会議で、それまでに収集した情報から、8月29日夕方から30日にかけて最も警戒すべき時期になるだろうという判断をいたしまして、29日の夕方に開設する避難場所については、29日、直近の気象台の説明の情報を聞いてから決定することとしておりました。

8月29日11時に気象台から説明を受けまして、雨風のピークは30日の昼前以降とするその資料を基に、29日の午後、災害対策本部員会議で協議いたしまして、皆様既に御承知のとおりに対応について決定したものでございます。

この避難情報の発令でありますとか避難場所の開設につきましては、台風進路や最接近時期の見込み、それから、発表される注意報・警報の状況、また、土壌雨量指数、それから、累加雨量、あるいは河川の水位といった情報を総合的に勘案して、市町の状況に応じて判断すべきものであり、今回の対応が特に遅かったとは考えておりません。

参考までに、注意報・警報の発表時期というのを田布施町と大竹市で比較してみますと、まず、田布施町は8月28日午後5時2分、強風と波浪の注意報が発表されております。言わずもがなですが、下関地方気象台での発表になります。その風に関して言えば、大竹市は8月29日の3時46分、未明に発表になっております。その後、田布施町は強風が暴風警報に移行しております。8月29日の12時41分です。波浪に関しましても、8月29日の午前6時22分に、警報に移行している。風に関しては、大竹市は警報への移行はしておりません。

次に、雨について見てみますと、田布施町の大雨注意報の発表が8月29日の12時41分、お昼過ぎでございます。大竹市は15時49分ですね。田布施町・大竹市とも警報には発展していないという状況でございました。両方とも、8月31日には解除になっております。

田布施町は、これに加えて、8月29日の14時33分に洪水注意報も発表しておられます。そういったようなことも勘案されて、早期に避難所を開設されたのではないかと推察されますが、状況としては、以上のような状況でございました。

以上です。

○議長（北地範久） 豊川議員。

○3番（豊川和也） ありがとうございます。そうですね。場所によって警報と注意報が出るところも違うと思います。かといって、田布施町と大竹市ってそんなに離れていないとは思っているので、すみません、今後、他市町の様子も伺いながらの判断も、ぜひしていただけたらなと思います。

ちなみに、7月1日に豪雨があったときに、大竹市のほうでも災害対策本部を朝、設けられたと思うんですけども、あの日、私はちょっと中山間部の方々の心配を勝手にして、1軒1軒戸別訪問をさせていただいたんですけども、そのときにも、災害対策本部のほうにすぐお電話はさせていただいたんですが、避難場所が開設されてるんだけど、どういうふうにして行けばいいのかもよく分からない。交通手段もないので、ちょっと困っているんだと言われる方も数件ありました。

その中で、地元の消防団の方が1軒1軒同じように回られていて、避難場所があるから

行くなら乗せていきますよというふうにお声がけされておりました。これは御報告でございます。

すみません、公式LINEに戻るんですけども、私の考える公式LINEでの防災・災害情報や通報システムのメリット・デメリットを、ここで述べさせていただきたいなと思います。

まず、メリットですね。災害情報なんですけど、情報が早く入ってくるということ。警報や注意報、警戒レベル、地震の震度などの情報が迅速に入ってくれば、それなりに行動を取りやすい、ほかの方へのお声がけなどもしやすいということでございます。

通報システムに関しては、職員が画像等で確認できるので、それなりに判断もしやすく、対応もしやすいのではないかなと思います。

あと、街灯などがついてないという通報がありましたら、こちらのほうも、防犯の面からもすぐに対応していただけたら安心なのはあるかなと思います。あと、利便性は確実に向上すると思いますので、常日頃からの登録者数も増やすことが可能だと思います。

この共通するデメリットでございますが、ちょっと考えたんですけども、スマホを持っていない人が使えないぐらいしか思いつきませんでした。そのデメリットを重視し過ぎて、現状で様子を見ていたらいけないなと私は考えます。ありとあらゆる情報伝達手段というのは、使っていないといけないといけません。

この危機管理課が公式LINEを動かしている企画財政課広報広聴係にもっと提案して、防災情報について積極的に動いていかなければならないなと私自身は感じておりますし、ふだんからの広報おたけでの周知や市内の自主防災組織などと連携してスマートフォンなどで情報を受け取れる利便性などを定期的に伝えていかなければならないと考えます。

次に、雷システムについて質問させていただこうと思っております。雷により発生する電波を受信し、その位置・発生時刻等の情報を作成するシステムです。

この情報を航空会社などに直ちに提供することにより、空港における地上作業の安全確保や航空機の安全運航に有効に利用されています。企業や学校などでも、これを導入されているところがあるそうです。

今年東京で起こった雷は、2017年から2023年平均の8.5倍、3万回超えだったそうです。実際に、学校のクラブ活動などで落雷事故に遭った生徒もいらっしゃいます。日本はゲリラ豪雨や落雷が増えていますので、落雷による事故等も予想されます。ということで質問させていただきます。

それを踏まえて、今後本市において雷システムを導入し、こちらを公式LINE等で発信するというお考え等はございますか。お願いします。

○議長（北地範久） 危機管理課長。

○危機管理課長（田中宏幸） 雷監視システムについての導入の考え方ですが、確かにおっしゃるように、雷監視システムで発雷状況を確認することはいろいろなメリット、特に野外活動において有効な場面もあろうかとは思っています。

しかしながら、システム導入よりも平時から気象情報にまずは注意していただくことで、雷注意報等が発表されているときの留意事項、こういったものを市民の皆様にも周知啓発を

行うことのほうを優先すべきと考えております。

以上です。

○議長（北地範久） 豊川議員。

○3番（豊川和也） ありがとうございます。危機管理課のほうで、そういうふうには平時から注意報等を皆さんのほうに周知していかなければならないということなので、そちらのほうも危機管理課のほうで話し合っていて、皆さんに周知していただいて、将来的には雷監視システム等も導入されたらいいのではないかなと思います。よろしくお願いいたします。

では、次のAEDの質問に移ります。

基本的にAEDというのは、危機的な状況があったり命の危機に瀕しているというようなときに素早く対応できるというところがありますので、なるべく昼夜問わず、24時間体制で使用できるというような場所も考えていただきたいです。

例えば、庁舎の中とか公共施設の中だと、9時から5時、8時半から5時で終わってしまうというようなことが多いと思います。民間事業者においても、その営業時間内というところが多いとは思いますが、24時間使えるような場所というのは、いざというときの備えという意味では、大変これは重要になってくると思います。

ここで、AEDの利用が24時間可能となるよう、屋外に移設を進めている自治体を、ちょっと御紹介したいと思います。

三重県津市では、小学校や中学校・公民館・総合支所・保健センターなど、市の公共施設にAEDが設置されております。以前は施設内に設置されておったそうですが、施設に鍵がかかっている夜間や休日に、AEDを使用することができませんでした。

ところが、地域懇談会で地域住民から、小学校などにはAEDが設置されているけど、夜間や休日には鍵がかかっているの、万一の際に利用することができない。24時間利用が可能なAEDを設置してほしいとの声があり、動き始めたそうです。

万一の事態の備えとして、まずは小学校・中学校及び義務教育学校のAEDを屋外に移設することを決定し、平成30年6月には、一部地域の小・中学校6校のAEDを屋外に移設し、令和元年9月に残り63校のAEDを屋外に移設することにより、市内全ての小学校・中学校及び義務教育学校のAEDが、屋外に移設されました。

小学校・中学校及び義務教育学校だけではなく、現在、市公共施設内に設置しているAEDをリース会社の更新などに合わせ屋内から屋外に順次移設し、令和5年度までにAEDが24時間使用できる施設環境を整えていく方針を決定したそうです。結果、令和4年度末時点で、227台の屋外設置が完了しているということです。

先ほど御紹介した兵庫県播磨町も町内の24時間営業のコンビニに設置されています。しかし、ただ設置するというだけでは私も不十分だと思ってまして、AEDが日頃どこに設置してあるのかを市民の一人一人が意識を持ち、把握することが大切です。本市ウェブサイトや先ほど御答弁でもありましたけれども、日本救急医療財団のAEDマップを周知し、民間の事業者にも掲載の御協力をしていただくことが重要です。

AEDの使い方に関しても、簡単に使えるように工夫されているとはいいますが、いざ

使うとなると混乱する可能性もございます。日頃から定期的な講習などを受講して備えておくのも必要だと私自身考えております。

ここで質問させていただきます。本市におきまして、24時間AEDが使用可能な設置場所等はございますか。

また、今後前向きに検討されるお考えはありますか。

次に、AEDの設置場所が分かる日本救急医療財団のAEDマップの周知の強化と事業者への掲載の御協力等はしていただけますか。

次に、市民や防災リーダーなどを対象とした定期的なAED講習など、今の状況をお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（北地範久） 消防本部消防総務課長。

○消防本部消防総務課長（敷田博之） ただいまの御質問に対して御答弁申し上げます。

今、議員のほうから御紹介いただきました全国AEDマップでございます。こちらにつきましては、一般財団法人日本救急医療財団のホームページに掲載されているところがございますが、市のホームページで、一覧表の中に市内公共施設等のAED設置状況についても掲載してあるんですが、そのところで、全国AEDマップにリンクできるように御案内している状況でございます。

また、消防本部におきましては、例えば、救命講習や、そういう消防フェアなど、当本部が実施する各種事業や各種SNSなどによる情報発信などを通して、AEDの普及啓発と設置箇所の拡大に向けた呼びかけを継続してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北地範久） 豊川議員。

○3番（豊川和也） ありがとうございます。

すみません、1点、ちょっと通告してなかったんですけど、お聞きしたいんですが、大竹市役所にはAEDは設置されておりますか。

○議長（北地範久） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（柿本 剛） 大竹市役所本庁舎に設置をしております。1台でございます。

以上です。

○議長（北地範久） 豊川議員。

○3番（豊川和也） ありがとうございます。

すみません、今確認したんですが、日本救急医療財団の全国AEDマップに、大竹市役所が登録されていないんですよ。なので、こちらのほうの御登録は、すぐにでもよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

最後になりましたけれども、AEDに命を救われた大先輩のお話をしたいなと思います。

その方は、私の中学・高校の大先輩に当たる方で、何十年か前に、東京マラソンというマラソン大会があるんですが、それを走っておられる途中で倒れました。当時、先輩は、心臓と呼吸の停止を指す心肺停止状態だったそうですが、その後、呼吸が回復しました。これは、倒れてから時間を置かずに、東京マラソンのスタッフがAEDを持参し、応急処

置が早かったからだ、当時の報道でもございました。

心停止先行の場合は3分、呼吸停止先行の場合は10分を経過すると、死亡率が50%を超えるとも言われております。その後、先輩は回復され、私も何カ月か後にちょっとお電話をもらったときは、本当に奇跡だなと思いました。とてもうれしかったなという思い出がありました。今も御健在です。身近でAEDに救われた方を目の前にしたことで、私はこの一般質問をさせていただきました。

次に、1985年に群馬県の御巢鷹山の尾根で起きた日航機123便墜落事故の御遺族の方の御講演を私が明石市のほうでお聞きした際に、特に印象に残った言葉を市民の皆さんにも御紹介したいなと思っております。

安全は、皆でつくっていくもの。決して願ったり祈ったりするものではない。命はとても大事です。

私はこの言葉を聞いて、本当に胸が、もう言い表せないぐらいの思いで、これからも行政の皆さんと一緒に、市民の皆さんと一緒に、安全をつくっていかねばならないなと感じました。

ということでございまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（北地範久） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（柿本 剛） 先ほど、大竹市役所が全国AEDマップに載ってないというふうな御指摘があったと思いますが、確認しましたところ、載っているようでございます。

再度確認をさせていただきます。よろしく願います。

○議長（北地範久） その辺は確認していただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

豊川議員。

○3番（豊川和也） すみません。私も今、確認しているんですけども、私には載ってないです。すみません。押し問答になっちゃいそうなんですけど、ちょっと再度確認したいなと思えます。ありがとうございます。

○議長（北地範久） よろしいですか。

続いて、14番、細川雅子議員。

[14番 細川雅子議員 登壇]

○14番（細川雅子） おはようございます。14番、政啓クラブの細川雅子でございます。

今日は、玖波地域交流施設の整備事業についての質問をさせていただきます。

最初に、整備事業の背景と現状についてを少し説明させていただきます。

玖波公民館は昭和49年に建設され、長い間、地域の社会教育施設として愛されてきましたが、耐震強度に問題があり、建て替えることが令和4年12月に発表されました。公共施設再編の観点から近くにあるコミュニティ施設であるコミュニティサロン玖波と統合し、社会教育施設から地域の交流施設に模様替えをします。令和6年3月に基本構想・基本計画が策定され新しい施設の供用開始は令和9年4月の予定で事業を進めているところです。

先日、市は、事業スケジュールの関係で令和8年度に10カ月間の休館を余儀なくされる

との発表をいたしました。玖波公民館は、社会教育事業において、地域づくり、また、人材育成に力を入れ、大人はもちろんですが、小学生や中学生も公民館活動に主体的に関わっています。公民館はいつでも集える場所であり、地域コミュニティの拠点としての役割も果たしております。

地域の方々からは、10カ月間の休館期間中の活動拠点について、心配する声が聞こえてきます。市としては、このような声に対してどのような対応を考えているのか。具体的な対応策や代替施設の提供について、今日は聞いてみたいと思います。

私としては、新設される地域交流施設での社会教育活動が、今まで以上に地域に根付き、社会教育を超えたまちづくり活動につながることを期待しています。地域の皆様が核となる自主的な活動を公民館の休館中に止めることなく、地域交流施設につないでいくことが肝要かと考えます。

ここで、玖波公民館の特徴について考えてみます。

玖波公民館における社会教育活動の特徴は、地域密着型であること。あわせて玖波地域以外の方々の参加も多いことだと感じています。

地域密着型というのは、まず、公民館の自主事業に自主的に地域の方々が入参し、企画・準備段階から主体的に関わっていること。次に、玖波スクラムに象徴されるように、学校との連携で、小学生・中学生の学びの場や生徒・児童と地域の方々との交流の場にもなっていること。そして、公民館の事業に入参した方々の中から、自主的な活動グループが芽生えていることなどから言えると思います。

玖波地域以外の方々の事業への参加の多さは、自主事業の魅力と同時に、公民館の情報発信力の高さの表れだと思います。活発な自主事業とあわせて生涯学習グループの方々の活動もとても元気です。

これらが言える根拠の1つとして、玖波地区の利用者数の推移を他の市内公共施設と比較してみます。市議会で毎年作成している市政のあらましを参照してみました。

15年前、2008年の年間利用者数。玖波公民館は、約1万9,000人です。対して小方公民館、中央公民館の利用者数は、3万人を超えています。この数字だけを見ると、はっきり言って玖波公民館は、他の公民館に見劣りしています。しかし、その後、2011年には、学びのカフェの事業を始めて利用人数が徐々に増加し、コロナ前である令和元年には約2万8,000人の利用者となり、1万人近く増やすことができました。コロナの規制がなくなった2023年には、他の公民館になかなか人が戻ってこない中、玖波公民館だけが、ほとんどコロナ前と同様の2万7,000人の利用者数となっています。ちなみに、中央公民館はこの年、約2万人の利用者数です。

この数字を15年前の利用者数と比較すると、玖波の人口だけでこの数字を支えているのではなく、玖波以外の地域や市外からの来館者も多いと考えられます。社会教育事業の魅力を高め、玖波地区を中心としたコミュニティ活動を充実させること、地区外への情報発信力を高めることが、今後玖波地区の持続可能性につながることを期待されます。玖波公民館の社会教育の実践に学び、地域交流施設になってからも、今まで築き上げてきたものが引き継がれ、さらによくなってほしいと願っております。

そこで、基本的なことを2点、お尋ねいたします。

まず、市は玖波公民館が社会教育施設を通してつくってきたものが何だったとお考えであるか、そして、それをどのように評価しておられるか。そのうえで何を引き継ぎ、どのように発展させようとしていますか。発展させるために、開館までの残された時間で、市として、また、市民との協働作業でどのように準備していこうとお考えなのか、お聞かせください。

2点目です。先日の議員全員協議会で報告いただいた10カ月の休館と管理運営についてお尋ねいたします。

玖波公民館の今後の方向性については、令和4年12月15日の議員全員協議会において、初めて御報告をいただきました。それ以来、複数回にわたる議会での説明や市民を代表とした説明会、ワークショップなど、丁寧に進めてきていただいていると思っております。現在でも、随時、いただいた御意見の回答とか検討結果をホームページにて紹介しております。大変ありがたいことです。

ですが、令和6年7月23日の議員全員協議会で、令和8年6月から10カ月にわたる休館が初めて発表されました。これについては、一部の議員や市民からも驚きをもって受け止められ、さまざまな意見が出されているところです。

さらに、新しい交流施設の管理運営についても、現在のところは生涯学習課で管理運営をしていくと考えているということでした。こちらについての発表も唐突に感じられました。

令和4年12月の議員全員協議会では、確かに、当面の間は生涯学習課で管理運営をする方向で考えているといったニュアンスの発表がございました。しかし、令和6年3月に策定された基本構想を読んでみました。そこには、今後の運営については、民間委託も含め、どのような形が今後の交流施設の運営にふさわしいか、2年間かけて探っていくといったことが書いてあります。それゆえに、今回の議員全員協議会での報告が唐突に感じられたのです。

10カ月の閉館についてと管理運営について、どのような経緯、経過で出された結論なのか説明をお願いいたします。

以上、1点目は、玖波公民館の社会教育活動の評価と公民館活動で培ってきたものを次の交流施設につなぐために、開館までにどんな準備をしていくのか。

2点目は、10カ月の休館と管理運営を生涯学習課で行うことについて、納得できる説明をお願いしたいと思います。

以上で、壇上での質問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（北地範久） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは、細川議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、これまでの玖波公民館の取り組みの評価と、その継承や発展をどのように行うか。そのために、地域交流施設供用開始までの時間をどのように使うかについてでございます。

玖波公民館は、昭和49年の完成から現在に至るまで、自治会活動や地区社会福祉活動、公衆衛生活動などの拠点となってきたほか、公民館講座から発展した多くのグループが活動してまいりました。

近年では、玖波まちづくり振興会と連携し、共催で公民館まつりを開催しているほか、学校・地域・公民館が連携する玖波スクラムを通して、さまざまなイベントを協力して開催するなど、地域住民を主体とする地域づくりの場となりました。また、公民館主催事業の改革として、参加交流型学習を取り入れた学びのカフェを毎月開催し、地域住民同士のつながりを構築し、さらに地域課題を住民とともに学び、考え、その解決に向けた事業、地域ジン学びのカフェに発展をさせました。これらの取り組みが地域住民の皆様のまちづくりの意欲を高め、地域ジンまちカフェプロジェクトの発足にもつながりました。

こうした取り組みが評価され、御存じのとおり、玖波公民館は、平成26年度の文部科学省優良公民館表彰の最優秀館に選ばれました。まさに、公民館が地域の活性化、地域の情報発信、地域住民の絆づくりの重要な拠点となっていることを教育委員会としても大いに評価をしております。

そのうえで、これらの取り組みの継承や発展についてですが、玖波地域交流施設基本構想・基本計画では、施設のコンセプトとして、これまで行われてきた取り組み・活動を継続でき、さらなる発展が期待できる施設を掲げております。利用団体や地域住民の皆様の御意見などを踏まえて、まずは現在行っている主催事業や玖波公民館利用団体の活動の継続を優先した施設整備を進めております。

地域交流施設は、社会教育法を根拠とする公民館と比較して、法的な制約が緩和され、より幅広い用途への活用が可能となることから、一例ではありますが、地域の農産物や海産物などの有償販売、企業主催の研修会や会議といった、これまでにはない活用も期待をされるところでございます。また、新施設の誕生を機に、新たなアイデアなども生まれていくのではないかなと考えております。

そのために、新施設の供用開始までの時間をどのように使うかですが、現在、新施設の基本設計に着手しており、まずは施設のレイアウトなどの詳細の整理を着実に進めているところでございます。今後、社会教育や地域活性化など多様な観点から、新施設の有効活用と、そのための仕組みづくりも含めて考えてまいりたいと思います。

次に、地域交流施設整備工事に伴う10カ月の休館及び生涯学習課による直営での管理・運営の方針に関する考え方についてでございます。

まず、休館についてですが、今年7月の議員全員協議会で、地域交流施設整備事業スケジュールとして、整備工事に係る標準工期を踏まえ、現在の公民館解体工事が始まる令和8年6月から地域交流施設の開館準備が完了する令和9年3月までの約10カ月間、玖波公民館を休館する見込みであることを説明をいたしました。

当初から設計と工事を令和6年度から令和8年度までの3年間で完了するスケジュールで進めていましたが、新施設の基本構想・基本計画を策定し、実際に完成までの工程を組んだ結果、一定期間の休館がやむを得ない状況となりました。

利用団体や住民の皆様には大変申し訳なく思っており、地域の方からは、厳しいお言葉

のほか、事業や活動の継続のため、地域で一緒に乗り切っていこうという励ましのお言葉もいただいたところでございます。

教育委員会としましては、休館中の主催事業のあり方を整理するとともに、各利用団体の意向なども踏まえながら、代替場所の確保など、できる限りの対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、生涯学習課による直営での管理・運営方法についてでございますが、令和4年12月15日の議員全員協議会において、市長部局より、地域交流施設の運営については、大竹会館と同じような形態で、生涯学習課に事務委任をしたいと考えている旨の回答があり、今年7月の議員全員協議会においても、当面、直営の方針を説明をいたしました。現在の事業や活動の継続を第一に、地域交流施設を社会教育・生涯学習の場としてしっかり活用していくことも踏まえ、所管に変更はないと考えております。

なお、玖波地域交流施設基本構想・基本計画では、令和6年度から令和7年度までの2年間を運営方法の検討の期間とし、直営以外の管理・運営方法として、指定管理者制度などを例示しております。

直営以外の運営については、将来にわたって可能性を排除するものではなく、地域の実情や地域住民の皆様の意向、費用対効果などを総合的に勘案しながら、より望ましい施設の管理・運営方法を模索していくことが必要であると考えていますので、御理解をいただけたらと思います。

以上で、細川議員への答弁を終わります。

○議長（北地範久） 一般質問の途中ですが、議場の換気のため、暫時休憩いたします。

なお、再開は11時10分を予定しております。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

11時02分 休憩

11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（北地範久） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

14番、細川議員の再質問から行います。

細川議員。

○14番（細川雅子） 御答弁ありがとうございます。

まず、私が一番聞きたかった公民館の社会教育活動についての評価に関しては、しっかりと御評価いただいているようで、うれしく思っております。とても励みになると思います。

その中で、玖波公民館の活動が玖波の地域でのまちづくりの意欲を高めていることになって、そのための重要なまちづくりの拠点としての位置づけがあるというふうな受け止めにされておりますので、ここからのまた展開があらうかなと思うんですけれども、最初の御答弁の中で、今の時点では基本設計を固めることを優先させたいと、そのように考えているといった御答弁でございました。

1回目でちょっと御紹介しましたが、今年の7月23日の議員全員協議会、またその後の

市民説明会の中で、設計について、いろいろと市民からいただいた御意見とか、その後もいただいている御意見について、ホームページではありますけれども、随時更新しながら検討結果を掲載していただいております。

私、長いこと議員をやっていますが、こういうやり方をされてるのは何か初めてかなというように思っております、すみません、初めてではなかったら大変失礼なんですけれども、やっぱり言った本人、意見を言った者にとっては、回答があると大変うれしいものですね。そこで信頼関係も深まりますね。しっかり意見を受け止めていただいているというのは大変ありがたいことだというふうに思いますので、その回答を随時出していただいているというのは、本当にお互いの信頼関係の構築につながると思いますので、そこに関してはしっかりとやっていただきたいなと思っておりますが、現在のところはそういうハード面での設計を優先して、そこに注力しているといった御答弁でした。

その先についてはその後考えたいということでしたが、10カ月の休館期間をどうするかといった問いへの御答弁の中で、10カ月の期間は主催事業のあり方をよく考えて、また、生涯学習グループのほうは、代替施設の確保についてはしっかりと対応したいという御答弁でございましたが、地域の人たちが思っていることと少しずれがあるのではないかなというふうに感じたものですから少し話をさせてください。

まず、私たち玖波地区の住民にとって、玖波公民館は、元気になれる場所です。行きたくなる、魅力がある企画があつて、みんなで盛り上げなくてはと思えるような仕掛けがあります。何となく引き込まれたけれども、行ってみたら楽しかったし、また行ってみたい。さらには、特に用事がなくてふらっと立ち寄っても居心地がいいといった、玖波公民館に対する地域の満足度は、高いと思っております。

この満足度が高いからこそ、人が集まっていると思いますが、とはいっても、玖波公民館の今のような形は一朝一夕でできたものではありません。運営側の努力と地域の支えがあつたからだと思っております。

教育長からも紹介いただきましたが、2011年に始めた学びのカフェ。これは貸し館からの脱却を目指して、まちづくり・人づくりを学びの中心に据え、人と人とのつながりや関係性をつくってきた結果、お互いに声を掛け合える関係が出来上がってきたと聞いております。これらの活動ができてきたのは、いつでも行ける場所、そこには歓迎してくれる人がいるといったベースがあつたからだと思っております。

公民館といった建物自体を10カ月間閉めるのはやむを得ないことかもしれませんが、活動の拠点を閉めてはならないと私は思っております。新しい交流施設が、玖波地区の未来をつくるまちづくりの拠点として機能するための足がかりが必要になると思います。

今、10カ月を前提として話しておりますが、10カ月の休館中を補う拠点として必要な機能とか広さ・地理的条件・物理的条件などを今からしっかりと話を出し合つて、多くの方々が納得できる代替施設を準備してほしいと思っておりますが、先ほどの御答弁では、当分基本設計を優先という御答弁でございましたが、どうでしょうか。

今からやっぱりそこら辺も話をしながら、休館中にもしっかりと活動ができる拠点づくりをどうするのかというのを準備する必要があると思っておりますが、お考えをお聞かせ

ください。

次に、10カ月の休館期間についての御説明、ありがとうございました。

教育委員会サイドの御答弁ではございましたが、私としたら、当初は、せいぜい引っ越しの1カ月ぐらいで、休館しなくてもいけるんだというふうに大きな勘違いしておりましたので、休館をしなくて済むならそれが一番じゃないかというふうに思っておりますが、工期の短縮の可能性について、あれば御紹介いただければと思います。

もう1点、これは議員全員協議会のときにいろいろ財源のことも確認させていただきましたが、これは財政担当の立場からしたら、別の財源を準備して、今の公民館を使いながら新しいのをつくると、スムーズに引っ越しをするということは無理でしょうか。まずはそこについて、お答えをお願いいたします。

○議長（北地範久） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（川村恭彦） 御質問ありがとうございます。

まず、1点目の休館中の活動の拠点についてどのように考えているかという御質問であったと思います。これから、しっかりと地域の方と一緒に考えてまいりたいと思っております。

2点目の休館期間の短縮ですかね。こちらのほうになりますけれども、市としてもできる限り休館期間は短縮したい意向を持っておりますので、設計内容によります。こちらの工期などを基にして、現在の整備スケジュールを今後、精査して行って、短縮が可能かどうかも含めて検討してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（北地範久） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） 整備に係る財源についてでございますが、現状において、財源スキームを変更する考えはございません。

以上です。

○議長（北地範久） 細川議員。

○14番（細川雅子） ただいまの企画財政課長の御答弁でございますが、大竹市の財政、もうここ10年以上、私が議員になってからずっと財政が厳しいので、その中で本当に財政担当の方が厳しい財政規律を持ちながら運営してこられたのは、議員としてずっと見ておりましたので、なかなかここで緩めてほしいとは言えない立場でもございます。

大きなハードを建てたりとか大きな工事をするときには、以前から、市長が有利な財源を探して、それで市民に大きな将来の負担を残さないような形でやっていきたいというふうな御説明も常日頃からなさっておりますので、理解できない部分ではございませんが、ただ、今聞いたのは工事の関係の部分でございますが、例えば、さっきから話題になっている休館中の活動拠点とかそういうのに関しては、どうしても一般財源からの支出になるかとは思いますが、その辺についてはどのようにお考えなのか教えてください。

それと、運営についてでございますが、運営は、当面の間は生涯学習課というふうにおっしゃっていましたが、ただ、そこはいろんな可能性を含めて考えていきたいという御答弁でした。これは、2年間に区切って結論を出すということではなくて、当面は生涯学習課が今までと同じような形で運営していくけれども、住民の皆さんといろいろ話をしてい

く中で、別のもっとよい運営方法があれば、そこも排除するものではないと。それも視野に入れながら、2年と言わずに3年、4年、これからも地域交流施設を運営する中で考えていくといったふうに理解してもよろしいかどうか、お願いいたします。

○議長（北地範久） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） 来月、10月以降に令和7年度当初予算編成の作業に入ります。教育委員会のほうからどのような形で予算要求が出てくるか分かりませんが、その中で、しっかり論議をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（北地範久） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（川村恭彦） 運営についてでございます。

先ほどの答弁のとおり、現時点では、生涯学習課が管理運営をしていくというところは変わっておりません。現時点、具体的には検討はしておりませんが、実際には地域の実情・ニーズ・費用対効果、そういったものを総合的に勘案して、万が一指定管理が適当と判断するに足りれば、当然、選択肢としては出てくるかとは思いますが、ただ、それがいつという話は、現時点では申し上げるところではございません。

以上でございます。

○議長（北地範久） 細川議員。

○14番（細川雅子） 管理運営に関しましては、これは誤解を恐れず言わせていただきますと、現在でも大竹市立公民館設置及び管理条例で公民館の指定管理もできるような形になっておりますが、あまりそこについて議論されてないのはいかかなものかと思いつつ日々見ておりますので、そこら辺は、一番いい形になるのは地域にとってもよいことですので、ただ、そこは理解してもらうには時間かかるかとは思いますが、しっかりと、どういった形がいいかというのは、地域の皆さんと一緒に考えていっていただきたいなと思っております。

ただいま企画財政課長から、来年度の予算編成については、教育委員会からの提案を見て、しっかりと協議していきたいといった御答弁でございましたので、先ほど、活動拠点については、これから地域の皆さんと協議をしながら考えていきたいといった御答弁だったと思いますので、ぜひ、来年度予算、頑張ってもらいたいと思います。

そういうことで、今日はちょっと玖波地域交流施設について話をしてきたんですけども、玖波地域交流施設の建設事業の意義というのを考えてみました。これは公民館といった社会教育施設とコミュニティサロンをハード面で統合するといった、簡単なことではないとは思っております。

私は社会教育についてはど素人ですが、玖波公民館の事業を通じて、社会教育の力は、人を育てるのはもちろんですが、人と人との関係をつくって、地域を育てる力があるのだというのを実感しております。

公民館に関わる方たちが、これは利用者とか支援をしてくださる方とか地域の方々が、このたびの玖波公民館の建て替え、その後の地域交流施設といった事業について、一生懸命考えて意見を述べてくださっているのも、多分、私と同じように思っている

方が多いからだと思っております。

令和4年に建て替えを発表して、既に2年近くがたってしまいました。今までの2年間は、地域の人たちにとっては、コミュニティサロンや玖波公民館の存在意義とか、自分たちにとって公民館は何だったのかというのを確認して、共有していく時間だったと思います。

教育委員会としたら、まだハード面で頭がいっぱいだといった御答弁ではございましたが、これからの2年半は、それもあわせて、ここで生きていく私たちの地域のこれからのこと、今までではなくてこれからのことを地域の皆さん、そして、行政の皆さんと思いを共有していく時間にならなくてはいけないと思っております。

建設の主体は行政になると思いますが、まちづくりの主体が誰なのか。これは押しつけるのも違うし、同調するのも違うとは思いますが。大事なはお互いの信頼だと思っております。これからも、玖波だけではなくて、大竹市の公共施設の再編・建て替えは続いていくと考えております。玖波地域でやってきたことが、今後のよいお手本になることを願っております。

ここで終わろうと思っていたんですけども、今日はずっと教育委員会に御答弁いただいておりますが、玖波のまちづくりについては、教育委員会以外の方々にもしっかりと考えていただきたいと思っております。何か市長部局のほうで、今後の玖波地域交流施設の事業について、御答弁いただける方がいたらお願いしたいなと思っております。

○議長（北地範久） 総務部長。

○総務部長（三原尚美） 玖波は今度、交流施設になるわけですがけれども、玖波ということにとらわれず、沿岸部3カ所、今、一体で考えるということをしております。

地域の交流施設があるということは、地域にとっても大変な宝だとは思いますが、玖波ということにとらわれない活動も期待をしたいと思っております。それが、よいまちづくりに広がっていくのではないかと考えております。

以上です。

○議長（北地範久） 細川議員。

○14番（細川雅子） 9月1日に、市制70周年のお祝いをいたしました。70年たっても玖波だ、小方だ、大竹だと、いつまで言ってるのかなというのもございますが、そうはいっても、住んでいる人たちにとってみれば、歩いて行ける距離とか、よく顔を合わせる生活圏というのはあろうかと思えます。まちづくりというのは、やっぱりその生活の範囲から出発していくんだと思えますので、広い視野と、そういった地域の視野も持っていただきたいなと思えます。

今日一番心配だったのが、10カ月の休館期間の活動拠点をどうするのかといったことではございましたが、これから、地域から必ず一緒に考えてほしいという声が上がってくると思えますので、それに対してはしっかりと受け止めていただいて、地域の皆さんと一緒に考えていただけるといった御答弁をいただいたと思えます。

集まれる場所がやっぱり必要です。それに関しては財政当局ともしっかりと協議をして、地域の皆さんがしょんぼりしないように、これからのことを一緒に考えていただきたいと

思います。

以上で、終わります。ありがとうございました。

○議長（北地範久） 以上で、一般質問を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第3 報告第10号 専決処分の報告について（事故による和解及び損害賠償の額の決定）

○議長（北地範久） それでは、日程第3、報告第10号専決処分の報告について（事故による和解及び損害賠償の額の決定）を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは、報告第10号専決処分の報告について御説明を申し上げます。

本件は、小方中学校屋内運動場で発生したバドミントンラケット破損事故における損害賠償額について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和6年7月3日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

初めに、事故の概要について御説明をいたします。

令和5年11月22日午前10時45分頃、授業の準備中に指導者が台車を動かそうとしたところ、台車の上に置かれていた2年生の男子のバドミントンラケットが落下をいたしました。さらに、台車に寄りかかるようにして立てかけられていたバドミントンネット用の支柱が、落下したバドミントンラケットの上に倒れたため、バドミントンラケットが破損したものでございます。学校施設内で授業準備中に起きた不慮の事故であったことから、損害賠償を行うものでございます。

次に、事故による相手方への賠償額でございますが、保険会社の算定に基づき確定したのが、1万1,550円でございます。なお、損害賠償金については、保険会社から相手方に支払われております。

以上で、報告10号の説明を終わります。

○議長（北地範久） 質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

3番、豊川議員。

○3番（豊川和也） 今回の事故発生時から専決処分にまで至った期間が約8カ月なんです、この長かった理由というのをお聞かせください。

すみません、2点あって、もう1点なんです、今回の事故なんですけれども、体育館で支柱を運んでいて落とす、倒すなどしてラケットを壊したということなんです、仮にラケットが支柱を落とした生徒の私物でしたら、その際、賠償金などは出るのでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（北地範久） 教育長。

○教育長（小西啓二） それでは、2点御質問がございましたが、お答えをさせていただきます。

まず、1つ目の御質問についてです。バドミントンラケットの破損事故は、令和5年11月22日に発生をいたしました。保険会社から支払い保険金の額の提示があるまでに、4カ月以上の時間を要しました。支払い保険金の額が提示された後、示談や損害賠償額の決定、保険金の請求に移りますが、保険金請求に必要となる示談書及び保険金請求書の様式が届くまでに、2カ月以上を要しました。その後、保険会社が定める所定の様式が届いてから示談を進めるとともに、損害賠償額の決定について市長の専決処分を行い、保険金の請求をいたしましたので、事故発生時から専決処分までに至った期間が約8カ月ということでございます。

続きまして、2つ目の御質問についてでございます。学校で発生した事故については、その事故が発生した状況が、学校に責任があるかどうかで判断をされます。学校からの報告に基づいて保険会社に連絡をし、保険の対象となるか判断を求めます。つまり、落とした者が誰かで決まるのではなく、落とした状況が学校に責任があるかどうかで判断をされるということでございます。

以上で、豊川議員への答弁を終わります。

○議長（北地範久） 豊川議員。

○3番（豊川和也） ありがとうございます。

1つ目の質問は、手続き上の問題だったということで、納得しました。

すみません、再度、ちょっと確認しておきたいんですけども、生徒にけが等はなかったですか。

○議長（北地範久） 教育長。

○教育長（小西啓二） そのあたりにつきまして、おかげさまで生徒のほうにけが等はございませんでした。

以上でございます。

○議長（北地範久） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4～日程第6〔一括上程〕

認 第 3号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度大竹市一般会計補正予算（第2号））

議案第54号 令和6年度大竹市一般会計補正予算（第3号）

議案第55号 令和6年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（北地範久） 日程第4、認第3号専決処分の承認を求めることについて（令和6年度大竹市一般会計補正予算（第2号））から、日程第6、議案第55号令和6年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）に至る3件を、一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 認第3号並びに議案第54号及び議案第55号につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、5ページからの認第3号専決処分の承認を求めることについて（令和6年度大竹市一般会計補正予算（第2号））につきまして御説明申し上げます。

国の方針に基づき、所得税・住民税の定額減税の恩恵を受けられない世帯等に対して速やかに給付金の支給を行うため、予算措置が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年7月23日付で専決処分しましたので、御承認をお願い申し上げます。

専決しました補正予算は、歳入歳出予算の総額に1億3,133万1,000円を追加し、予算総額を173億3,510万9,000円としたものでございます。

内容といたしましては、定額減税補足給付事業として、定額減税額が令和6年度分推計所得税額または令和6年度分個人住民税所得割を上回る方に対し、上回った額を支給するための経費として、8,619万円を計上したほか、物価高騰対策支援事業として、令和6年度に新たに住民税が非課税となる世帯などに対して、一世帯当たり10万円の給付金を支給するための経費として、4,514万1,000円を歳出予算に計上したものでございます。

また、歳入予算につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を歳出予算の事業の執行見込みにあわせて計上したものでございます。

次に、39ページからの議案第54号令和6年度大竹市一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ7億6,066万円を追加し、予算総額を180億9,576万9,000円にするとともに、債務負担行為及び地方債の補正を予定しているものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により、47ページの歳出から御説明いたします。

第2款総務費は、6億9,550万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、地方創生事業基金積立金を計上するものでございます。

第3款民生費は、261万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、障害者相談支援事業等の委託事業に関する消費税法上の取り扱いについて、市及び受託法人双方が誤った認識をしていた件につきまして、これに対応するための経費として254万4,000円を計上するほか、大竹市附属機関設置に関する条例等の一部を改正する条例案による災害弔慰金等支給審査会委員の人件費を6万6,000円計上するものでございます。

第6款農林水産費は、125万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、阿多田漁港内の本浦中浮棧橋を改良するための経費を計上するものでございます。

第7款商工費は、100万円を増額するものでございます。

内容としたしましては、市内の中小企業者が雇用を守るために実施する緊急販路開拓事業を支援するための補助金を計上するものでございます。

第8款土木費は、1,030万円を増額するものでございます。

内容としたしましては、市道白石元町1号線の改良に要する経費として、設計等業務委託料を530万円計上するほか、市道阿多田1号線法面崩壊対策に要する経費として、設計業務委託料を500万円計上するものでございます。

第10款教育費は、5,000万円を増額するものでございます。

内容としたしましては、玖波中学校及び栄公民館照明設備のLED化に要する経費を計上するほか、大竹中学校照明設備のLED化に要する経費について、執行見込みにあわせて減額するものでございます。

以上が、歳出予算の概要でございます。

次に、46ページからの歳入予算につきまして御説明いたします。

第19款繰越金は、前年度繰越金を986万円計上するものでございます。

第20款諸収入は、宮島ポートレース企業団からの配分金を6億9,550万円計上するものでございます。

第21款市債は、歳出予算の事業の執行見込みにあわせて5,530万円計上するものでございます。

次に、42ページの第2表債務負担行為の補正は、今後の業務に備えるため、入札等を事前に実施する必要があるものについて、債務負担行為を追加するものでございます。

次に、43ページの第3表地方債の補正は、このたびの補正予算において整理しております地方債について変更するものでございます。

続きまして、51ページからの議案第55号令和6年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第1号)につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ1,603万9,000円を追加し、予算総額を29億4,713万1,000円にするものでございます。

内容としたしましては、概算交付されていた国及び県負担金等の前年度精算分として、国庫補助金等返還金を1,603万9,000円計上し、歳入として前年度繰越金を計上するものでございます。

以上で、認第3号並びに議案第54号及び議案第55号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長(北地範久) これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告を受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(北地範久) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

認第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、本件の討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、認第3号を採決いたします。

本件を承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

議案第54号は総務文教委員会に、議案第55号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第7～日程第10〔一括上程〕

認 第 4 号 令和5年度大竹市水道事業会計決算の認定について

議案第52号 令和5年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第53号 令和5年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第56号 令和6年度大竹市下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（北地範久） 日程第7、認第4号令和5年度大竹市水道事業会計決算の認定についてから、日程第10、議案第56号令和6年度大竹市下水道事業会計補正予算（第1号）に至る4件を、一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

[上下水道局長 古賀正則 登壇]

○上下水道局長（古賀正則） それでは、認第4号、議案第52号、議案第53号及び議案第56号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、認第4号令和5年度大竹市水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

水道事業につきましては、給水人口の減少などにより年々使用水量が減少し、あわせて料金収入も減少傾向にあり、令和5年4月から料金改定を行いました。これにより、電気料金、物価上昇等の影響もありましたが、令和5年度も利益を計上することができました。

しかしながら、純利益が少なかったため、水道事業においては、昨年度に続き今年度も、剰余金の処分は予定していません。

それでは、事業の概要について御説明申し上げます。

給水状況でございますが、年間有収水量は301万9,062立方メートルで、前年度から11万3,538立方メートル減少しております。

次に、建設改良事業ですが、総額で2億2,640万7,261円を支出いたしました。

主な事業としましては、防鹿水源地2号ろ過池改良工事や新町一・二丁目地内配水管改良工事などがございます。

次に、経理の状況でございますが、収益的収支は、収入総額5億1,022万9,181円、支出総額5億888万9,852円で、差し引き133万9,329円の純利益となりました。これに前年度繰越利益剰余金を加算しますと、令和5年度末の当年度未処分利益剰余金は、1億6,283万720円となります。

次に、資本的収支でございますが、収入総額1億4,958万3,021円、支出総額2億7,581万1,654円で、差し引き1億2,622万8,633円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,864万1,439円、過年度分損益勘定留保資金1億758万7,194円で補填いたしました。

続きまして、議案第52号令和5年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

まず、剰余金の処分につきまして御説明申し上げます。

令和5年度の工業用水道事業会計におきましては、年度末の未処分利益剰余金は、2億5,780万1,627円となりました。

この剰余金につきまして、別冊の決算書46ページ、剰余金処分計算書(案)のとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

処分の内容でございますが、未処分利益剰余金のうち、減債積立金の取崩額を控除した額を全額減債積立金に積み立てるものでございます。

次に、決算の概要について御説明申し上げます。

工業用水道事業につきましては、旧第2期工業用水道事業の企業債償還利息や減価償却費が収支を大きく圧迫しておりますが、令和5年度も黒字決算となりました。

それでは、事業の概要について御説明申し上げます。

給水状況でございますが、年間有収水量は1,101万6,174立方メートルで、前年度から5万4,743立方メートル増加しております。

次に、経理の状況でございますが、収益的収支は、収入総額5億651万2,316円、支出総額3億9,223万8,540円で、差し引き1億1,427万3,776円の純利益となりました。これに、前年度繰越利益剰余金と減債積立金の取崩し額を加えた令和5年度末の未処分利益剰余金は、2億5,780万1,627円となります。

次に、資本的収支でございますが、収入総額5,690万円、支出総額4億424万356円で、差し引き3億4,734万356円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額468万6,300円、当年度分損益勘定留保資金1億9,737万5,831円、減債積立金1億1,069万1,769円で、利益剰余金3,458万6,456円で補填いたしました。

続きまして、議案第53号令和5年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

まず、剰余金の処分につきまして御説明申し上げます。

令和5年度の公共下水道事業会計におきましては、年度末の未処分利益剰余金は6億2,071万5,082円となりました。

この剰余金につきまして、別冊の決算書82ページの剰余金処分計算書(案)のとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

処分の内容でございますが、未処分利益剰余金のうち、減債積立金に600万円、建設改良積立金6,000万円を積み立てるものでございます。

次に、決算の概要について御説明申し上げます。

公共下水道事業につきましては、水道事業と同様に、処理区域内人口の減少等による使用水量の減少で、使用料収入は減少傾向にあります。また、施設の老朽化対策が課題となっております。

こうした中、水道事業と同様に、令和5年4月から料金改定を行い、令和5年度も利益を計上することができました。

それでは、事業の概要について御説明申し上げます。

処理状況でございますが、年間総処理水量は760万3,656立方メートルであり、うち汚水分年間有収水量は267万272立方メートルで、前年度から12万6,131立方メートル減少しております。

次に、建設改良事業ですが、総額で11億2,455万938円を支出いたしました。

主な事業としましては、小方雨水ポンプNo.1電気機械設備更新工事、小方排水区雨水管渠整備工事、大竹下水処理場建設工事などがございます。

次に、経理の状況でございますが、収益的収支は、収入総額9億8,760万1,943円、支出総額8億6,887万1,831円で、差し引き1億1,873万112円の純利益となりました。これに、前年度繰越利益剰余金を加算しますと、令和5年度末の当年度未処分利益剰余金は、6億2,071万5,082円となります。

次に、資本的収支でございますが、収入総額10億9,747万2,484円、支出総額13億107万3,483円で、差し引き2億360万999円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,050万4,110円、過年度分損益勘定留保資金1億5,309万6,889円で補填いたしました。

続きまして、議案第56号令和6年度大竹市下水道事業会計補正予算(第1号)につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算は、小島汚水中継ポンプ場にある砂除去施設に不具合が発生したため、改修工事を行おうとするものでございます。

市内下水道区域内の全ての汚水は大竹下水処理場へ送る機能を持つ小島汚水中継ポンプ場は、前処理として、汚水内のし渣や沈砂を除去する機能を持っております。本年6月に、砂除去施設に不具合が生じ、応急修繕を行い対応しましたが、詳細調査を行った結果、2

系列ともチェーンやバケットなどの機器が老朽化しており、応急修繕だけでは運転に支障が発生するおそれがあることが判明いたしました。

今後、市民生活に大きな影響が出ないよう、早急に砂除去施設を延命する改修工事を実施する必要があるため、工事費4,500万円の補正予算を措置するものでございます。

以上で、認第4号、議案第52号、議案第53号、議案第56号の説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（北地範久） この際、監査委員から決算審査の報告を求めます。
監査委員。

〔監査委員 薬師寺基夫 登壇〕

○監査委員（薬師寺基夫） 代表監査委員の薬師寺でございます。

それでは、令和5年度大竹市水道事業会計、工業用水道事業会計及び公共下水道事業会計の決算審査の概要を御説明いたします。

審査意見書の1ページをお開きください。

本審査は、令和6年6月3日から7月25日までの期間において、関係帳簿類の点検と証票類の照合等を行うとともに、細部にわたって関係職員から説明を聴取するなど、大竹市監査委員監査基準に準拠して実施いたしました。

審査の結果、決算書、その他財務諸表及び事業報告書は、それぞれ地方公営企業関係法令に準拠して適正に作成されており、また、その計数は正確で、当年度の経営成績と当年度末現在の財政状態を適正に表示していることを認めました。

それでは、水道事業会計の経営状況を御説明いたします。意見書の5ページをお開きください。

3番、経営成績の項で、(3)損益についてというところですが、収支の状況を記載しておりますので、基となる詳細な数値を参照いただくために、審査資料と書かれた資料の36ページと37ページをお開きください。その資料3、比較損益計算書の上半分が、水道事業会計の収支をあらわした表です。こちらで御説明いたします。

まず、右側の37ページの貸方を御覧いただきますと、当年度の総収益は5億1,022万9,000円、それから、左側の36ページの借方の総費用は、5億889万円となっております。

貸方総収益から借方総費用を差し引いた当年度の純利益は、133万9,000円の黒字決算となっているものの、前年度と比べて215万円の減少、これは率にしますと61.6%の減少となっております。

続きまして、工業用水道事業会計の経営状況を御説明いたします。意見書の13ページをお開きください。

先ほどと同じように、3番、経営成績の項の(3)損益についてというところですが、収支の状況を記載してありまして、基となる詳細な数値を参照いただくために、先ほどの審査資料の36ページと37ページに戻っていただきまして、その資料3の比較損益計算書の下段の部分、ここに工業用水道事業会計の収支を表示しておりますので、こちらで御説明いたします。

37ページ下段の貸方を御覧いただきますと、当年度の総収益は5億651万2,000円、それ

から、左側の36ページの借方の総費用は3億9,223万9,000円となっております。

総収益から総費用を差し引いた当年度の純利益は1億1,427万4,000円の黒字決算となっております。前年度と比べて358万2,000円の増加、これを率にしますと3.2%の増加となっております。

続きまして、公共下水道事業会計の経営状況を御説明いたします。意見書ですと、23ページになります。

同様に、大きな3番、経営成績の項の(3)損益については、収支の状況を記載しております。

あわせて、審査資料では38ページと39ページをお開きください。その資料4、比較損益計算書に公共下水道事業会計の収支を表示しておりますので、こちらで御説明いたします。

39ページの貸方を御覧いただきますと、当年度の総収益は9億8,760万2,000円、38ページの借方の総費用は8億6,887万2,000円となっております。

総収益から総費用を差し引いた当年度の純利益は1億1,873万円の黒字決算となっております。前年度と比べて2,903万4,000円の増加、これを率にしますと32.4%の増加となっております。

以上が、3事業会計における当年度の経営状況でございますが、貸借対照表及びキャッシュフロー計算書に基づく財務分析や、その他の審査項目につきましては、時間の都合で割愛させていただきます。後ほど意見書をじっくり御詳覧いただきたいと思います。

最後に、意見書の30ページをお開きください。4章の結びというところですが、3事業会計における現状と課題について触れておりますので、要点を絞って御説明させていただきます。

(1)の水道事業会計における現状と課題を御覧ください。

水道事業会計においては、令和4年度に水道使用料の改定を行いました。給水人口の減少、節水機器の普及や令和5年10月の大規模な断水に伴う水道料金の減額等もあり、給水収益は微増にとどまりました。

有収率は、令和5年度86.5%と、前年度から7.8ポイント上回ったものの、管路の老朽化対策は喫緊の課題であります。大竹市水道事業経営戦略に記載されておりますダウンサイジングやスペックダウン等の設備仕様の再検討及び災害対策設備の強化等の取り組みを要望するものであります。

なお、施設の計画的な更新・修繕は、工業用水道事業会計並びに公共下水道事業会計においても、先送りできない重要課題でございます。緊急度の高い施設から優先順位をつけて計画的に更新に努めていただきたいと思います。

続きまして、(4)の総括意見を御覧ください。

令和5年10月1日早朝に起こった断水は、布設から70年以上経過した水道管の破損が原因で、断水によって多くの市民の日常生活に大きな影響を及ぼしました。恒常的な技術系職員の不足は、関連する施設や機械設備の適切な整備や管理が困難になりつつあることを示唆しております。

また、料金の改定を令和4年度に実施したばかりですが、利用者の減少等の要因により収益は悪化傾向であり、施設や機械設備の更新のための財源の確保にも懸念が生じております。

管路について言及しますと、災害時などに安心して水道を使用するために、管路更新は計画を上回る率で更新する必要があることは言うまでもありません。更新を確実に実行できるよう、投資・財源計画を再度見直し、事業を明確にさせていただくことを望むものであります。

このような課題に対応する運営基盤を確保するためには、適切な料金水準の見直し等による財源の確保や適正な人材の確保、業務の標準化・効率化は必然であります。DXの推進、RPAの導入、RPAというのはrobotic process automationのことですが、いわゆるメカニックロボットのことでなくて、アプリケーションソフトによる業務処理を自動化するという意味でのRPAですね。これの導入や外注化を進めることで、限られた人員の中で業務を遂行することを検討し、インフラの効率的な整備及び管理に努めていただきたいと思います。

生活に欠くことのできない水道及び下水道設備を次世代に引き継ぐことができるよう、市民と課題の認識を共有し、理解と協力を得る取り組みを要望するものでございます。

以上、簡単ではございますが、各事業会計決算の審査概要といたします。ありがとうございました。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

認第4号から議案第56号に至る4件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第11～日程第12〔一括上程〕

議案第44号 公平委員会委員の選任の同意について

議案第45号 教育委員会委員の任命の同意について

○議長（北地範久） 日程第11、議案第44号公平委員会委員の選任の同意について及び日程第12、議案第45号教育委員会委員の任命の同意についてを、一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議案第44号及び議案第45号につきまして、一括して御説明申し上げます。

議案第44号公平委員会委員の選任の同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のように公平委員会は、地方公務員法で3人の委員をもって組織され、委員の任期は4年と定められております。この委員のうち、北林満氏が、令和6年12月22日をもち

まして任期満了となります。

北林氏は、平成30年9月28日から公平委員会委員として、その職務に精励され、経験・人格・識見とも委員として申し分のない方でございますので、引き続き選任したく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、市議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第45号教育委員会委員の任命の同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のように教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、教育長及び4人の委員をもって組織され、委員の任期は4年と定められております。このたび、この委員のうち、中田美穂氏が9月29日をもちまして任期満了となります。

中田氏は、平成26年4月1日から教育委員会委員として、その職務に精励され、経験・人格・識見とも委員として申し分のない方でございますので、引き続き任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、市議会の同意を求めるものでございます。

以上で、議案第44号及び議案第45号の説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 異議なしと認めます。

よって、本2件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第44号を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決しました。

続いて、議案第45号を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(北地範久) 御異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第13～日程第17〔一括上程〕

議案第46号 大竹市附属機関設置に関する条例等の一部改正について

議案第47号 大竹市保育所設置条例の一部改正について

議案第48号 大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第49号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について

議案第50号 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○議長(北地範久) 日程第13、議案第46号大竹市附属機関設置に関する条例等の一部改正についてから、日程第17、議案第50号広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてに至る5件を、一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

[健康福祉部長兼福祉事務所長 中村一誠 登壇]

○健康福祉部長兼福祉事務所長(中村一誠) 議案第46号から議案第50号につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第46号大竹市附属機関設置に関する条例等の一部改正について御説明申し上げます。

このたびの条例改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律第18条の規定による災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査・審議する審議会を設置するために、大竹市附属機関設置に関する条例、災害弔慰金の支給等に関する条例、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の3つの条例の一部を改正しようとするものでございます。

まず、第1条の大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正でございますが、この条例の別表に、大竹市災害弔慰金等支給審査会についての規定を加えております。

この審査会が担任する事務は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項の調査審議とし、第1号として、死亡または障害と災害との因果関係の判定について、第2号は前号の判定に係る基準の検討について、第3号はその他災害弔慰金等に関する事項について、それぞれ規定しております。

委員の定数は5人以内とし、委員の構成は、医師、弁護士、その他市長が認めた者としております。また、委員の任期は2年とし、庶務担当は健康福祉部としております。

次に、第2条の災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正でございますが、この条例の第16条に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項について、大竹市災害弔慰金等支給審査会に調査・審議させることができる旨を規定しているほか、目次を設け、

あわせて全体的に字句の修正を行っております。

次に、第3条の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、この条例の別表第1に、大竹市災害弔慰金等支給審査会の委員を加え、当該委員の報酬額を日額1万4,000円と定めたものでございます。

最後に、附則でございますが、本条例の施行日を条例の公布の日としております。

続きまして、議案第47号大竹市保育所設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

平成30年12月に策定しました大竹市公立保育所等再編基本方針を基に、令和2年8月に、大竹市公立保育所等の再編における大竹地区施設整備計画を策定いたしました。この施設整備計画において、本町保育所を大竹保育所に統合すること、統合後の施設の位置は現大竹保育所とすること、大竹保育所が抱える課題の解消及び保育サービスの充実のために必要な整備を行うこと等を決定いたしました。

本改正は、この施設整備計画に基づき、大竹保育所を改修することに伴う改修期間中の仮移転先を令和6年4月に閉所した旧本町保育所とするため、大竹保育所の所在地を旧本町保育所の所在地に改めるものでございます。

施行日は、令和6年10月7日としております。

続きまして、議案第48号大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

令和6年3月13日に公布され、同年4月1日に施行された児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令により、保育所、C型を除く小規模保育事業所、事業所内保育事業所における満3歳以上の児童に係る保育士、保育従事者の配置基準が見直されました。

本条例は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に準じて定めているため、この内閣府令の公布・施行に伴い、C型を除く小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における満3歳以上の児童に係る保育士、保育従事者の配置基準を見直すものでございます。

具体的には、満3歳以上満4歳に満たない児童に係る保育士、保育従事者の配置基準を、おおむね20人につき1人から、おおむね15人につき1人へ改め、満4歳以上の児童に係る保育士、保育従事者の配置基準を、おおむね30人につき1人からおおむね25人につき1人へ改めるものでございます。

なお、本条例は公布の日から施行いたします。

続きまして、議案第49号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

本議案は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律及び関係政令の施行並びに国の通知に伴い、大竹市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な改正点でございますが、国民健康保険被保険者証の廃止に伴い、被保険者証の返還に応じない者に関する罰則規定を削るほか、急患等により保険医療機関または保険薬局を受診した国民健康保険の被保険者に係る国民健康保険料について、その徴収猶予期間を現

行の6月から最長1年に変更するものでございます。

施行期日は、令和6年12月2日としております。

続きまして、議案第50号広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを御説明申し上げます。

広島県後期高齢者医療広域連合は、広島県内の全市町により組織されています。本議案は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日が本年12月2日と定められ、同日から紙の健康保険証が廃止されることに伴い、広域連合規約の変更が必要となったことから、関係地方公共団体と規約変更のための協議を行うことについて、地方自治法第291条の11の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。

改正の内容でございますが、別表第1中、被保険者証及び被保険者資格証明書を、資格確認書等に変更するものでございます。

附則でございますが、この規約の施行日を令和6年12月2日としております。

以上で、議案第46号から議案第50号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第46号から議案第50号に至る5件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第18 議案第51号 大竹市駐車場の指定管理者の指定について

○議長（北地範久） 日程第18、議案第51号大竹市駐車場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

建設部長。

〔建設部長 山本茂広 登壇〕

○建設部長（山本茂広） 議案第51号大竹市駐車場の指定管理者の指定について、御説明を申し上げます。

本年10月1日に供用開始予定の大竹駅東口送迎用駐車場については、本年6月の定例市議会において議決をいただきました大竹市駐車場設置及び管理条例第11条において、指定管理者に管理を行わせることができる旨を規定しております。

本議案は、当該指定管理者にアマノマネジメントサービス株式会社を指定することについて、議会の承認をいただく提案をさせていただくものでございます。

この業者は、大竹駅東口送迎用駐車場に設置しておりますアマノ株式会社製の駐車場機器のメンテナンスを実施している業者でございます。また、広く駐車場の管理も行っており、近隣の公営駐車場では、広島市市営駐車場の管理実績を有しております。

駐車場の管理を指定管理者に委託することで、利用者からの問い合わせに対して24時間体制での対応を可能とし、迅速で、より細やかなサービスの提供ができるようになります。

このようなことから、アマノマネジメントサービス株式会社を指定管理者として指定しようとするものでございます。

指定期間は、令和6年10月1日から令和7年3月31日までとしております。

以上で、議案第51号大竹市駐車場の指定管理者の指定についての説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第51号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第19 令和6年請願第2号 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願

○議長（北地範久） 日程第19、令和6年度請願第2号少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願を議題といたします。

請願の要旨の朗読を省略いたします。

令和6年請願第2号は、総務文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、9月7日から9月18日までの12日間、休会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、9月7日から9月18日までの12日間、休会することに決しました。

お諮りいたします。

本日議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

御通知いたします。

会期中の委員会・協議会等の開催について、各委員長から通知を受けております。9月

9日月曜日は、午前10時から総務文教委員会、その終了後、同委員会政策研究会。9月10日火曜日は、午前10時から生活環境委員会、その終了後、同委員会協議会及び政策研究会。9月11日水曜日は、午前10時から基地周辺対策特別委員会、その終了後、順次小方まちづくり特別委員会、議会のあり方調査研究特別委員会。9月13日金曜日は、午前10時から議会運営委員会を開催いたします。会場は、いずれも第1委員会室となっておりますので、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

9月19日は午前10時に開会いたします。別に書面による通知はいたしません。お含みのうえ、御参集をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

12時22分 散会

(6. 9. 6)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年9月6日

大竹市議会議長 北 地 範 久

大竹市議会議員 西 村 一 啓

大竹市議会議員 山 崎 年 一

令和 6 年 9 月
大竹市議会定例会（第 4 回）議事日程

令和 6 年 9 月 19 日 10 時開議

| 日 程 | 議案番号 | 件 名 | 付 記 |
|-------|---------------|---|-------------------------|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | 議案第 5 4 号 | 令和 6 年度大竹市一般会計補正予算（第 3 号） | 総務文教
(原案可決) |
| 第 3 | 認 第 4 号 | 令和 5 年度大竹市水道事業会計決算の認定について | (認 定) |
| 第 4 | 議案第 4 6 号 | 大竹市附属機関設置に関する条例等の一部改正について | (原案可決) |
| 第 5 | 議案第 4 7 号 | 大竹市保育所設置条例の一部改正について | (原案可決) |
| 第 6 | 議案第 4 8 号 | 大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | (原案可決) |
| 第 7 | 議案第 4 9 号 | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について | (原案可決) |
| 第 8 | 議案第 5 0 号 | 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について | 生活環境
(原案可決) |
| 第 9 | 議案第 5 1 号 | 大竹市駐車場の指定管理者の指定について | (原案可決) |
| 第 1 0 | 議案第 5 2 号 | 令和 5 年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について | (原案可決及び認定) |
| 第 1 1 | 議案第 5 3 号 | 令和 5 年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について | (原案可決及び認定) |
| 第 1 2 | 議案第 5 5 号 | 令和 6 年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第 1 号） | (原案可決) |
| 第 1 3 | 議案第 5 6 号 | 令和 6 年度大竹市下水道事業会計補正予算（第 1 号） | (原案可決) |
| 第 1 4 | 令和 6 年請願第 2 号 | 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2025 年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願 | 総務文教付託
(採 択) |
| 第 1 5 | 認 第 5 号 | 令和 5 年度大竹市一般会計決算 | 決算特別委
設置・付託
(一 括) |
| 第 1 6 | 認 第 6 号 | 令和 5 年度大竹市国民健康保険特別会計決算 | |
| 第 1 7 | 認 第 7 号 | 令和 5 年度大竹市漁業集落排水特別会計決算 | |
| 第 1 8 | 認 第 8 号 | 令和 5 年度大竹市農業集落排水特別会計決算 | |
| 第 1 9 | 認 第 9 号 | 令和 5 年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算 | |
| 第 2 0 | 認 第 1 0 号 | 令和 5 年度大竹市土地造成特別会計決算 | |

| | | | | |
|-------|-----------|-------------------------------------|---|--------|
| 第 2 1 | 認 第 1 1 号 | 令和 5 年度大竹市介護保険特別会計決算 | } | |
| 第 2 2 | 認 第 1 2 号 | 令和 5 年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算 | | |
| 第 2 3 | 報告第 1 1 号 | 令和 5 年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について | | 報 告 |
| 第 2 4 | 議案第 5 7 号 | 令和 6 年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算 (第 1 号) | | 生活環境付託 |
| 第 2 5 | 議案第 5 8 号 | 工事請負契約の締結について | | 生活環境付託 |
| 第 2 6 | | 常任委員会の閉会中の継続審査について | | |
| 第 2 7 | | 議員派遣について | | |

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 5 4 号 (報告・表決)
- 日程第 3 認 第 4 号から日程第 1 3 議案第 5 6 号 (報告・質疑・討論・表決)
- 日程第 1 4 令和 6 年請願第 2 号 (報告・討論・表決)
- 追加日程第 1 意見書案第 2 号 (説明・表決)
- 日程第 1 5 認 第 5 号から日程第 2 2 認 第 1 2 号 (説明・付託)
- 日程第 2 3 報告第 1 1 号 (説明)
- 日程第 2 4 議案第 5 7 号 (説明・付託)
- 日程第 2 5 議案第 5 8 号 (説明・付託)
- 追加日程第 2 議案第 5 7 号から追加日程第 3 議案第 5 8 号 (報告・表決)
- 日程第 2 6 常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第 2 7 議員派遣について

○出席議員 (1 5 人)

| | | | |
|-------|---------|-------|-----------|
| 1 番 | 北 地 範 久 | 2 番 | 中 野 友 博 |
| 3 番 | 豊 川 和 也 | 4 番 | 山 代 英 資 |
| 5 番 | 岡 和 明 | 6 番 | 小 出 哲 義 |
| 7 番 | 末 広 天 佑 | 8 番 | 藤 川 和 弘 |
| 9 番 | 中 川 智 之 | 1 0 番 | 小 田 上 尚 典 |
| 1 1 番 | 西 村 一 啓 | 1 2 番 | 山 崎 年 一 |
| 1 3 番 | 日 域 究 | 1 4 番 | 細 川 雅 子 |
| 1 5 番 | 寺 岡 公 章 | | |

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

| | | |
|---|-----------|---------|
| 市 | 長 | 入 山 欣 郎 |
| 副 | 市 長 | 太 田 勲 男 |
| 教 | 育 長 | 小 西 啓 二 |
| 総 | 務 部 長 | 三 原 尚 美 |
| 市 | 民 生 活 部 長 | 佐 伯 和 規 |

健康福祉部長兼福祉事務所長
建設部長
上下水道局長
消防長兼予防課長
総務課長併任選挙管理委員会事務局長
企画財政課長
参事兼土木課長
監査委員

中村一誠
山本茂広
古賀正則
小田明博
柿本剛
三井佳和
中司和彦
薬師寺基夫

○出席した事務局職員

議会事務局長
議事係長

山田智徳
丸小真

10時00分 開議

○議長（北地範久） 定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。
これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（北地範久） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、13番、日域究議員、  
14番、細川雅子議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第54号 令和6年度大竹市一般会計補正予算（第3号）

○議長（北地範久） 日程第2、議案第54号令和6年度大竹市一般会計補正予算（第3号）
を議題といたします。

本件に関して、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、小田上尚典議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和6年9月6日、第4回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記
のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件 名 | 審査の結果 |
|--------|-----------------------|-------|
| 議案第54号 | 令和6年度大竹市一般会計補正予算（第3号） | 原案可決 |

令和6年9月9日

大竹市議会議長 北地 範久 様

総務文教委員長 小田上 尚典

〔総務文教委員長 小田上尚典議員 登壇〕

○総務文教委員長（小田上尚典） それでは、9月6日の本会議におきまして、総務文教委
員会に御付託をいただきました議案1件につきまして、9月9日に委員会を開催し、審査
を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申
上げます。

議案第54号令和6年度大竹市一般会計補正予算（第3号）でございますが、本件では、
「10款教育費の中学校管理運営事業及び栄公民館管理事業のLED化工事の内容について
伺う」との質疑に対しまして、「大竹中学校と玖波中学校のLED化工事については、大
竹中学校は7月下旬から工事をしており、夏休み期間中に校舎のLED化は全て完了して
いる。残りは体育館の一部、グラウンド照明、外灯があり、工期は11月下旬までの予定で
ある。現在の進捗率は85%程度である。玖波中学校は、今回の補正予算成立後に発注を進
め、10月下旬頃に入札により業者を選定し、今年度末までに工事を完了する見込みである。

また、栄公民館のLED化工事については、ホールを含めて、既存の蛍光灯やハロゲン灯など、約150基をLED化する予定である」との答弁がございました。

次に、「債務負担行為の補正のこいこいバス更新に要する経費7,000万円の内訳について伺う」との質疑に対し、「内訳については、令和7年度に購入を予定しているこいこいバス2台の更新費用のほか、安全装置やキャッシュレス対応装置の費用等である」との答弁がございました。

次に、「7款商工費の中小企業経営安定支援事業の提案説明で、緊急販路開拓事業を支援するための補助金とあったが、緊急販路開拓事業の内容について伺う」との質疑に対し、「現在の中小企業を取り巻く環境は、原油高や円安など、社会情勢が変化する中で厳しくなっている。そうした環境の変化の中で、販売の開拓として、ホームページ作成の経費の2分の1、上限25万円の補助をする。ただし、雇用を守るということで支援を考えているため、常時雇用が1人以上いる事業者に限って補助することを考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案1件の審査報告を終わります。

○議長（北地範久） ただいまの報告に対し、これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第54号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3～日程第13〔一括上程〕

認 第 4号 令和5年度大竹市水道事業会計決算の認定について

議案第46号 大竹市附属機関設置に関する条例等の一部改正について

議案第47号 大竹市保育所設置条例の一部改正について

議案第 4 8 号 大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第 4 9 号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について

議案第 5 0 号 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第 5 1 号 大竹市駐車場の指定管理者の指定について

議案第 5 2 号 令和 5 年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第 5 3 号 令和 5 年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第 5 5 号 令和 6 年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 5 6 号 令和 6 年度大竹市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（北地範久） 日程第 3、認第 4 号令和 5 年度大竹市水道事業会計決算の認定についてから、日程第 13、議案第 56 号令和 6 年度大竹市下水道事業会計補正予算（第 1 号）に至る 11 件を、一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、細川雅子議員。

#### 生活環境委員会議案審査報告書

令和 6 年 9 月 6 日、第 4 回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 110 条の規定により報告します。

#### 記

| 議案番号     | 件 名                                     | 審査の結果   |
|----------|-----------------------------------------|---------|
| 認 第 4 号  | 令和 5 年度大竹市水道事業会計決算の認定について               | 認 定     |
| 議案第 46 号 | 大竹市附属機関設置に関する条例等の一部改正について               | 原 案 可 決 |
| 議案第 47 号 | 大竹市保育所設置条例の一部改正について                     | 原 案 可 決 |
| 議案第 48 号 | 大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 原 案 可 決 |
| 議案第 49 号 | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について                    | 原 案 可 決 |
| 議案第 50 号 | 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について                 | 原 案 可 決 |

|        |                                    |              |
|--------|------------------------------------|--------------|
| 議案第51号 | 大竹市駐車場の指定管理者の指定について                | 原案可決         |
| 議案第52号 | 令和5年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について | 原案可決<br>及び認定 |
| 議案第53号 | 令和5年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について | 原案可決<br>及び認定 |
| 議案第55号 | 令和6年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）          | 原案可決         |
| 議案第56号 | 令和6年度大竹市下水道事業会計補正予算（第1号）           | 原案可決         |

令和6年9月10日

大竹市議会議長 北地 範久 様

生活環境委員長 細川 雅子

〔生活環境委員長 細川雅子議員 登壇〕

○生活環境委員長（細川雅子） それでは、9月6日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました議案11件につきまして、9月10日に委員会を開催し、審査を行いましたので、審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申し上げます。

認第4号令和5年度大竹市水道事業会計決算の認定について、議案第52号令和5年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について及び議案第53号令和5年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての3件でございますが、一括して審査をいたしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本3件では、まず、「水道事業会計決算書の上水道事業収益について、営業外収益、雑収益のうち、その他の雑収益が増加している要因について伺う」との質疑に対しまして、「昨年度、落雷による配水池の計器の故障が2件発生し、これらの修繕費用に対する市有物件災害共済会からの保険金、また、令和5年10月1日に発生した断水に伴う赤水被害に対する水道賠償責任保険の保険金の収入があり、これらが増加している要因である」との答弁がございました。

次に、「令和5年10月に発生した断水に伴い、影響を受けた支出について伺う」との質疑に対しまして、「営業費用の給配水費として、漏水発生箇所の修繕費138万500円、臨時の仮設トイレの借入費用55万6,600円、赤水の影響による各家庭の水の詰まり、機器の復旧等の費用121万763円、機器の故障などの補償費31万6,550円を支出している。その他、呉市、広島市、広島県水道広域連合企業団、岩国市から応援給水を受けたことに伴い、人件費等の実費を支出しており、これは特別損失として計上している」との答弁がございました。

続いて、「小方排水区雨水管渠整備工事の進捗状況について伺う」との質疑に対しまして、「小方排水区雨水管渠の接続先となる国土交通省の実施する国道2号の横断部の工事

は、硬い岩盤の影響により工事が難航している状態である。本市の整備する工事区間は、施工可能な箇所を先行実施しており、全体計画延長438.5メートルのうち約57%に当たる252メートルが令和5年度までに完成している。令和6年度は、引き続き約38メートルを施工する予定であり、その後の整備は、国道2号の横断部の接続部分の進捗状況に合わせて進める予定である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本3件は原案のとおり可決及び認定すべきものと決しております。

続きまして、議案第56号令和6年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）でございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第46号大竹市附属機関設置に関する条例等の一部改正についてでございますが、本件では、「どのような場合に災害弔慰金支給審査会を開催するか、基準について何う」との質疑に対しまして、「災害弔慰金を支給する条件は、1つの市町村において住居が5世帯以上滅失した災害であること。都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害であること。都道府県において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害であること。災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害であること。の4つのいずれかに該当することが条件になっている。これらに該当する自然災害が大竹市内で起き、対象者が存在する場合に、災害弔慰金支給審査会を開催することとなる」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第47号大竹市保育所設置条例の一部改正についてでございますが、本件では、まず、「大竹市公立保育所等の再編における大竹地区整備計画の中で、本町保育所と大竹保育所の統合後の定員は120名以内とされていたが、110名とした理由、また、定員を減らしているが、現在、待機児童はいないのか何う」との質疑に対しまして、「令和2年8月策定の大竹市公立保育所等の再編における大竹地区整備計画では、本町保育所と大竹保育所の統合後の定員について、大竹保育所の使用可能人数及び民間保育施設の状況を勘案し、120名以内としている。この定員について、令和6年度の在籍児童見込み数や現在の施設の状況を総合的に勘案した結果、最終的に定員を10名減らし、110名と決定した。待機児童について、国の示す基準では、令和6年度ゼロ人である」との答弁がございました。

次に、「旧本町保育所への移転に際して、駐車場の確保及び車の進入等に関する安全対策について何う」との質疑に対しまして、「旧本町保育所の駐車場が不足しているということについては、常々認識をしている。旧本町保育所への移転に伴い、主に保護者用の駐車場として、保育所近くの民間駐車場10台を確保するための契約を結ぶ段階である。他に職員用駐車場として20台以上駐車場を確保するため、大竹市土地開発公社の所有地を使用

できるよう準備をしている。車の進入への安全対策について、新たな駐車場の確保により、旧本町保育所周辺の路上駐車が減少するものと考えているが、保育所の前面道路を通行する車が一定程度存在することが予想されるため、急な飛び出し等が起こらないよう、保育所を通じ、保護者に対して注意喚起を行いたい」との答弁がございました。

他にも質疑ございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第48号大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第49号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、本件では、まず、「社会保険や共済保険では、出産等による世帯人数の増加に伴う保険料への影響はないが、国民健康保険では、世帯の人数の増加に伴い、保険料が増額になる理由について伺う」との質疑に対しまして、「社会保険等の被用者保険の保険料は標準報酬月額を基に算定されるため、世帯人数による影響はないが、国民健康保険料は県内統一を目的に、平成29年度に策定された広島県国民健康保険運営方針に基づき、被保険者の所得に係る所得割、被保険者の人数に係る均等割、被保険者の世帯に係る平等割の3方式で算定するため、被保険者が1人増えれば、理論上、保険料は上がることになる。ただし、低所得者世帯に係る均等割と平等割には軽減制度が設けられており、世帯の所得や世帯人数によって7割、5割、2割の軽減措置があり、収入のない世帯員が増加した場合、必ず保険料が上がるとは限らない。また、均等割・平等割の軽減措置とは別に、子育て世帯の負担軽減の観点から、令和4年度に未就学児までの均等割を5割軽減とする制度が設けられており、未就学児の均等割は最大8割5分軽減される」との答弁がございました。

次に、「国の政策により保険証を廃止することに伴い、大竹市の条例を改正することになるが、国民健康保険以外の健康保険証の今後の発行予定について伺う」との質疑に対しまして、「マイナ保険証は国が推し進める医療デジタルトランスフォーメーションの基盤として、国民皆保険のもと、デジタル社会における質の高い医療の実現に資するものとされている。厚生労働省からの事務連絡により、国民健康保険と同様、国民健康保険以外の健康保険証についても、今年12月2日から新規発行等ができなくなる」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第50号広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第51号大竹市駐車場の指定管理者の指定についてでございますが、本件では、「大竹駅東口送迎用駐車場の指定管理者の指定期間を6カ月とした理由、また、大竹駅西口駐車場整備の進捗状況、整備完了後、大竹駅西口駐車場を指定管理者による指

定管理とする予定があるのかを伺う」との質疑に対しまして、「大竹駅西口駐車場の整備については、令和7年3月末の工事完了を目指し、現在、入札手続きを進めているところである。指定管理者の指定管理を6カ月とした理由は、指定期間を令和7年3月までとし、大竹駅西口駐車場の整備工事の完了予定時期と合わせることで、将来的に大竹駅西口・東口両方の駐車場を指定管理にしたいと考えているためである」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第55号令和6年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案11件の審査報告を終わります。

○議長（北地範久） ただいまの報告に対し、これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

13番、日域議員。

○13番（日域 究） 認第4号の水道事業会計決算ですけれども、私は上水の原価について質問したんですけれども、今、紹介がありませんでした。ぜひ、ここでもう1回記録に残してほしいと思うんですけれども。

大竹市の上水は、自己水と県から買う水の両方ですね。それで、原価が全然違うんですけれども、こういう決算の中でも監査の中でも、その原価の違いについて表示がないわけですね。あえて、こういう計算でいいんだろうかという、計算してみてくださいという質問を、私は、委員会の中でしました。

そうしたら、答えが出てきましたよ。県水の単価が134.1円、自己水が45.1円。ほぼ3倍ですね。県の水はどんどん買う量が減ってるわけなんですけれども、これからどうするんだというのがありますけれどもね。量が減ってくればくるだけ、逆に単価は上がるような仕組みになってますけれども、この一番、ある意味では水を売る仕事する場合に、原価ほど大事なものはないんですけれども、それが、決算書などに載ってないと。

それを私は言ったんですけれども、今の委員長報告の中にはありませんでした。どうしたらいいかなと思いますけれども、少なくとも、本会議の議事録の中に、その数値を載せてほしいと思って質問したんですけれども。委員長報告を聞かない限り、分かりませんか。どうしたらいいか、ちょっと考えてほしいと思います。

○議長（北地範久） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

10時21分 休憩

10時28分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（北地範久） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、先ほどの日域議員の質疑に対して、生活環境委員長、細川議員、答弁をよろ

しくお願いいたします。

細川議員。

○生活環境委員長（細川雅子） ただいまの日域議員の発言は、生活環境委員会の中で、自己水と県用水の原価に対する質疑があったかどうかといった問いだというふうに理解して、御答弁させていただきます。

生活環境委員会の中で、原価に関する問いはございました。ですが、本会議での委員会の報告においては、全てを報告できるわけではございませんので、その中で委員長判断で何点かをチョイスして皆様に御報告させていただいておりますので、その辺は御理解いただければと思います。

現在、細かなそういった数字は持ち合わせておりませんので、生活環境委員会の議事録のほうでまた確認いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（北地範久） よろしいでしょうか。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告を受けていますので、発言を許可いたします。

13番、日域究議員。

○13番（日域 究） 議案第47号ですね。この保育所設置条例の変更について、私が反対するものではもちろんございませんけれども、賛成討論として、少し意見を述べさせていただきます。

さきの生活環境委員会における質疑で、保育時間の一層の延長はするのかとの質疑がありました。延長することが、子育て環境としてよいことか否か。いかにも、より延長することがよいことであるかのように感じられる質問であったため、少々意見を述べさせていただきます。

子供を預かる時間を延長すれば、それが即保育サービスの向上であるというステレオタイプの認識が日本社会にあるように感じますが、これはゆゆしきことです。今回の一般質問で、私は子育て世帯にもっと金銭的な支援をとという内容のことを申し上げました。そのとき言い忘れたことは、時間的なゆとりもあわせて必要だということです。

私は子供をつくらない、そのような選択をしても、その御本人は困ることなく人生を送れるよき社会制度を我々はつくりました。しかし、多くの国民がそれを選択したら、イーロン・マスクに言われなくても、日本は消滅すると思います。そうなっては困りますよね。ならば、現に子供を産み育てている方、できればそうしたいと考えている方について、そうしやすいように、金銭的にも時間的にも、制度面からもっとゆとりを感じられる仕組みが必要なのではないでしょうか。

ところが、今の制度はどうでしょう。そもそも保育所は、11時間以上子供を預かれと厚生労働省は言っています。大竹市は、それを超えて預かっています。大切な親子の接点は、それだけなくなっていくんですよね。こんな国は世界で日本だけです。

先進国はどこでも、子供たちは当然ですが、保育所の職員も、定時で業務を終わります。小さな子供を抱えたお母さんが、夕方の6時、7時に我が子を迎えに行って、それから夕食の支度でしょうか。これを見れば、後に続く世代は、子育ては無理だと諦めたくなくても不思議ではありません。

でも、それではこの社会は困るんですね。誰かが次世代を産み育てる必要性があるのであれば、それを担う皆さんに最大限の支援をしてもいいように思いませんか。

バブル期のリゲインのコマーシャルが時々変に引用されていますが、24時間働くサラリーマンには専業主婦の配偶者がいた。そのことを忘れてはいけません。しかもあの時期には、今よりもたくさん子供がいました。何よりも、今より豊かでした。今は労働力人口が大きく減っていますからあの頃には戻れませんが、だからこそ、子育て世帯にだけは過度なしわ寄せが行かないように最大限の配慮が必要なんです。

自民党の総裁選挙の報道の中で、チャイルドペナルティーをなくすという発言をした方がありました。まさにそうですよね。皆さん、チャイルドペナルティーを御存じですか。子育て世帯だけが、なぜか自己責任であるかのように困難な環境に置かれなくては行かないのか。まるで罰則のようですよ。これをチャイルドペナルティーと言うそうです。ですから、昔のように子供を子宝と喜び合えるような環境を社会の仕組みとしてつくる必要があります。

それは子育てをしない人、または子育てが終わった人には負担増かもしれませんが、今、その覚悟が問われています。行政、特に厚生労働省ですが、天に唾するような行為に、そろそろ気づいてほしいと思います。目的的には不都合ですが、目線を上げれば、明るい将来が見えてくるはずですよ。

以上で、討論を終わります。

○議長（北地範久） 賛成でよろしいですね。

続いて、12番、山崎年一議員。

○12番（山崎年一） 私は、ただいま議題となっております議案第49号及び議案第50号に反対の立場で討論をいたします。

今回のこの2議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてであります。

現行の紙の保険証が、本年12月2日をもって廃止されることに伴い、マイナンバーカードを使って健康保険証の加入情報を照会する必要があるため、所要の改正と規約の変更を行うものであります。

市民の皆さんは、使い慣れた現行の紙の保険証に、何ら不便も不満も感じておられません。親しまれ、愛着を持って利用されている現行の保険証を廃止し、新規発行を停止、マイナンバーカードと一体化したマイナ保険証に統一する方向には賛成できません。

保険証の新規発行停止の12月2日まで、僅か74日となりました。政府は12月以降、現行保険証を最大1年間継続して使えるようにし、カードを持たない人には、保険証の代わりとなる5年間有効の資格確認書を発行するとしています。

しかしながら、各種の世論調査では、いずれの調査でも延期や中止が7割を超えております。8月に全国18の地方紙がマイナ保険証について合同アンケートを実施した結果が新聞報道をされました。

「マイナ保険証の導入はやめて」と、「現行の保険証を残し、選択制にして」を合わせると、実に81.8%が、マイナ保険証と紙の保険証の併用を求めています。一方で、「マイナ保険証に一本化してほしい」は、僅か18.3%と、ごく僅かであります。

マイナカードを持っていても保険証として使わない人の理由は、「従来の保険証が使いやすいから」が63.7%、「情報漏えいが心配だ」が63.0%と、国民から支持されていない実態が明らかにされています。

利用率が1割程度のマイナ保険証への一本化を急ぐ国の方針に対して、「カードの取得は任意なのに、マイナ保険証を義務化するのには納得いかない。諸問題が解決されるまで、現行の保険証を廃止すべきでない」との声を伝えております。圧倒的多数の国民と多くの医療関係者がマイナ保険証の一本化に反対をされております。

愛知県保険医協会理事長の荻野高敏理事長は、「政府は現場の声を知らない。医師が診察しやすく、患者が受診しやすい環境が必要だ。どちらの保険証も使えるようにすべきだ」と、12日の記者会見で述べられました。

一方で、マイナ保険証への移行の前提となるマイナンバーカードの保有の割合は、なお70%台半ば。マイナ保険証の7月の利用率は、11.13%であります。この1年間、政府や厚生労働省などの機関がそれなりに一生懸命普及に努められた結果が、この数値であります。

マイナ保険証の利用が広がらない中で、医療機関や薬局に217億円もの支援金を配って利用率を上げようとしたが、国民には理解されていません。マイナ保険証を国民や市民に押しつけるのではなく、進んで利用してもらえるマイナ保険証の利便性、使い勝手をさらに強化しながら、現行の紙の保険証とマイナ保険証とを並行して使うべきです。時間と年月をかけることで、デジタル化が進み、デジタル化になじんだ人々が多数になれば、おのずとマイナンバーカードの普及は進みます。

私たちは、退職者の高齢厚生年金の支給開始年齢も、13年間かけて段階的に、60歳から65歳へと引き上げを進めています。人々の生活に関わる大きな影響を与える制度の変更は、時間をかけて丁寧に行われるべきと考えます。懸念が解消されない以上、住民の最善の利益を最優先に考え、一旦立ち止まるべきと訴えて、反対討論といたします。

○議長（北地範久） 他に討論はありませんか。

4番、山代議員。

○4番（山代英資） ありがとうございます。議案第49号及び議案第50号について賛成の立場で討論させていただきます。

もちろん、市民の中にもマイナンバーカード、こちらのほうに不安を覚えられている方がいらっしゃるというのは十分存じ上げております。しかし、今回は、国民健康保険条例の一部改正と後期高齢者医療広域連合規約の変更についてですので、趣旨が若干異なっているのではないかとこのように思います。この場で審議する内容ではございませんので、

反対は不適切と考えております。

短いですが、これをもって賛成の討論とさせていただきます。

○議長（北地範久） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本11件のうち、議案第49号大竹市国民健康保険条例の一部改正について及び議案第50号広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての2件を除く9件を、一括採決いたします。

本9件に関する委員長の報告は、認定または原案可決であります。

本9件を、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本9件は委員長の報告のとおり決しました。

続いて、議案第49号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北地範久） 起立多数と認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

続いて、議案第50号広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北地範久） 起立多数と認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第14 令和6年請願第2号 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願

○議長（北地範久） 日程第14、令和6年請願第2号少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、小田上尚典議員。

総務文教委員会請願審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番 号 | 件 名 | 審査の結果 | 付託年月日 |
|---------------|--|-------|-------|
| 令和6年
請願第2号 | 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願 | 採 択 | 6.9.6 |

令和6年9月9日

大竹市議会議長 北地 範久 様

総務文教委員長 小田上 尚典

〔総務文教委員長 小田上尚典議員 登壇〕

○総務文教委員長（小田上尚典） それでは、9月6日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました請願1件につきましては、9月9日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について御報告を申し上げます。

令和6年請願第2号少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願でございます。

本件は、連合広島西部地域協議会大竹・廿日市地区連絡会議長、迎尚樹氏及び、広島県教職員組合大竹廿日市支区委員長、津島良希氏から提出された請願で、その趣旨といたしましては、「2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられた。今後、小学校だけにとどまるのではなく、中学校、高等学校等での早期実現が必要である。さらに、きめ細かな教育をするためには、30人学級の実現が不可欠である。

学校現場では、貧困、いじめ、不登校など、解決すべき課題が山積している。子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。

こうした中で、一人一人の子供に対してきめ細やかで丁寧な対応を行うためには、働き方改革はもちろんのこと、国庫負担に裏づけされた少人数学級の推進と加配の増員や少数職種の配置増も含む計画的な教職員定数の改善が求められている。

また、義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が小泉政権下の三位一体改革の中で2分の1から3分の1に引き下げられたことにより、地方自治体の財政を圧迫している。教育の機会均等が担保され、教育水準が維持・向上されるよう施策を講じ、教育予算を国全体としてしっかりと確保、充実させる必要がある。

また、部活動の地域移行に向けて継続的な予算、財源の確保は欠かせず、G I G Aスクール構想の推進、I C T機器の活用など、教育環境整備に加え、物価高騰によって教育予

算について大きく影響を受けていることから、国からの財政支援、十分な予算確保が重要である」というもので、同趣旨の実現のため、国に意見書を提出することを求めて請願されたものです。

審査におきまして、本件に対する執行部の考え方などを尋ねたところ、「まず、少人数学級の推進については、児童生徒一人一人の状況を把握し、個別最適な学びにつなげる等、一層きめ細かな対応が可能になるとともに、適切な人数で効果的な集団活動も可能となる。これらのことによって、児童生徒の学力の向上や、いじめや不登校等の生徒指導上の諸課題の未然防止等の効果的な取り組みが期待できる。教員不足と言われている中で、人材の確保ができるということであればお願いしたい。

次に、義務教育費国庫負担割合について、義務教育費国庫負担割合が2分の1に引き上げられるなど、GIGAスクール構想の推進や加配教員の配置など、十分な予算確保が求められる。結果的に、教職員の給与等以外の広島県の教育費が増加し、大竹市にとっても児童生徒の安全、学力向上や生徒指導等に係る教育施策の実現と教育水準の向上が期待できるということであればお願いしたい」というものでございました。

委員に質疑を求めたところ、説明に対する質疑はなく、質疑を終結し、委員に本件の取り扱いに関する意見を求めましたが、意見はありませんでした。

討論に入り、採択すべきとの立場で、1名の委員から討論がございました。その内容は、「今回の請願の趣旨の中でも少人数学校のさらなる推進、加配の増員や少数職種の配置増など、計画的な教職員定数改善を要請しており、実現するためには財政支援が必要なため、採択すべきである」といったものでした。

討論を終結し、採決の結果、本件は採択すべきものと決しました。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました請願1件の審査報告を終わります。

○議長（北地範久） ただいまの委員長報告に対し、これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告を受けていますので、発言を許可します。

12番、山崎年一議員。

○12番（山崎年一） ただいま議題となっております、令和6年請願第2号少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書を採択すべきとの立場で討論をいたします。

現在、学校現場の子供たちを取り巻く環境は、暴力行為、貧困、不登校、いじめ、障害のある児童生徒、外国人児童生徒など、特別な配慮を要する子供たちへの対応など、さまざまな解決されなければならない問題が山積しております。

一方で、教職員の長時間労働や未配置などにより、子供たちの豊かな学びを保障するための授業準備や教材研究の時間を十分に確保することが困難と言われております。豊かな

学びと学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数の改善が求められています。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正案が2025年度の通常国会に提案され、現行の4%から13%に改定され、また、学級担任の手当加算や管理職手当の改善など、学校現場の働き方改革も一定程度改善が図られようとしていますが、教職者の声は、「長時間労働の実態に合わない、無理な働き方を押しつけられる。問題は人手不足と業務の多さ。根本の原因解決になってない」と言われています。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法による教職調整額の改定では、もっと働けとなり、時間短縮が進まず、優秀な人材が教職を選択しなくなります。教職を目指す若者が不足し、学校によれば、保護者を通じて教員のなり手を探すなどの苦肉の策も取られているとの新聞報道もあります。

一人一人の子供たちが、未来の社会を力強く前に進める大人になるためには、今この世代にこそ、丁寧に応える教育を提供すべきと考えます。子供たちの尊厳を守り、一人一人の児童生徒が目を見守る環境を創出できる要は、教師です。さらなる少人数学級の推進とともに、教育の機会均等と教育水準の維持・向上のための施策と、それらを裏づける国家予算を確保することが求められています。

以上のことから、本請願を採択すべきと述べて賛成討論いたします。

○議長（北地範久） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、採択であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は採択と決しました。

お諮りいたします。

この際、意見書案第2号を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第1 意見書案第2号 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書の提出について

○議長（北地範久） 追加日程第1、意見書案第2号少人数学級の推進を含む計画的な教職

員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2025 年度政府予算に係る意見書の提出についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

総務文教委員長、小田上尚典議員。

〔総務文教委員長 小田上尚典議員 登壇〕

○総務文教委員長（小田上尚典） 意見書案第 2 号少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2025 年度政府予算に係る意見書の提出についてにつきましては、意見書案を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。

少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2025 年度政府予算に係る意見書（案）。

2021 年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に 35 人に引き下げられるものの、今後は小学校にとどまることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。さらに、きめ細かな教育をするためには、30 人学級の実現が不可欠です。

学校現場では、貧困、いじめ、不登校など、解決すべき課題が山積し、多忙化が一層進んでいます。子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

こうした中で、一人一人の子供に対してきめ細やかで丁寧な対応を行うためには、働き方改革はもちろんのこと、国庫負担に裏づけされた少人数学級の推進と加配の増員や少数職種の配置増も含む計画的な教職員定数の改善が求められています。

義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が小泉政権下の三位一体改革の中で 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられたことにより、地方自治体の財政を圧迫しています。教育の機会均等が担保され、教育水準が維持・向上されるよう施策を講じ、教育予算を国全体としてしっかりと確保・充実させる必要があります。

また、部活動の地域移行に向けて継続的な予算、財源の確保は欠かせません。さらに、G I G A スクール構想の推進・I C T 機器の活用など、教育環境整備に加え、物価高騰によって教育予算について大きく影響を受けていることから、国からの財政支援、十分な予算確保が重要です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、2025 年度の予算編成に当たり、次の事項について措置を講じられるよう強く要請します。

1、中学校での 35 人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。

2、学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること。

3、教育の機会均等と水準の維持・向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

本件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

議事の都合により換気を行いますので、暫時休憩いたします。開始は11時10分といたします。よろしくお祈りします。

~~~~~○~~~~~

10時59分 休憩

11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（北地範久） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第15～日程第22〔一括上程〕

認 第 5号 令和5年度大竹市一般会計決算

認 第 6号 令和5年度大竹市国民健康保険特別会計決算

認 第 7号 令和5年度大竹市漁業集落排水特別会計決算

認 第 8号 令和5年度大竹市農業集落排水特別会計決算

認 第 9号 令和5年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算

認 第10号 令和5年度大竹市土地造成特別会計決算

認 第11号 令和5年度大竹市介護保険特別会計決算

認 第12号 令和5年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算

○議長（北地範久） 日程第15、認第5号令和5年度大竹市一般会計決算から、日程第22、認第12号令和5年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件を、一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 認第5号令和5年度大竹市一般会計決算から、認第12号令和5年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件の各会計決算の概要を御説明いたします。

令和5年度は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類感染症に移行し、景気の自律的な循環を制約してきた要因が解消され、約30年ぶりとなる高水準の賃上げなど、国全体の経済には前向きな動きも見られましたが、賃金上昇が物価上昇に追いついておらず、個人消費や設備投資は力強さを欠いている状況でございました。

本市におきましても、大手企業の減収の影響による法人市民税の減収や償却資産の減価償却などの影響による固定資産税の減少はあるものの、納税義務者1人当たりの総所得金額が増加したことにより個人市民税が増加したため、市税総額は、前年度に比べ微増となっております。

しかしながら、人口減少などにより、今後市税は減少傾向が続く見込みであるため、大規模な建設事業の実施につきましては、防衛省空母艦載機交付金をはじめ、国・県支出金を有効に活用しながら、地方債の発行抑制に努めてきたところでございます。

それでは、令和5年度に実施いたしました事業につきまして、分野ごとの重点施策の順に沿って御説明いたします。

まず、第1の施策、教育・文化につきましては、子供の学びと成長を支える教育の充実を推進いたしました。

主な取り組みといたしましては、玖波地域交流施設整備事業として、玖波公民館とコミュニティサロン玖波の機能を統合した地域交流施設として新たに整備するため、基本構想・基本計画を策定したところでございます。

また、学校給食費支援事業として、大竹市立学校に在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援を推進するため、令和5年4月から学校給食費を無償化しております。

第2の施策、産業・雇用につきましては、地域産業の振興、中小企業の支援に取り組んでおります。

主な取り組みといたしましては、地域経済活性化補助事業として、地域の特性を生かした商品の開発・改良、販路拡大などに取り組む市内中小事業者や本市で新たに創業する中小事業者に補助金を交付し、地域経済の活性化に取り組んでまいりました。

また、産業振興奨励事業として、新たに設備投資などを行った事業者に奨励金を交付し、市の産業振興に努めてきたところでございます。

第3の施策、生活・環境につきましては、暮らしやすい生活基盤の整備を進めてまいりました。

主な取り組みといたしましては、小方地区のまちづくり事業として、小方地区のまちづくり基本構想の実現に向けて、鉄道事業者と新駅設置に関する協議を行うに当たり必要な資料を作成したほか、小方小・中学校跡地活用やJ R小方新駅設置の検討に必要な測量を実施いたしました。

また、大竹駅周辺整備事業として、東口交通広場の整備や西口広場に隣接する市道の道路拡幅・無電柱化工事を実施したほか、東口交通広場駐車場や西口広場の整備工事に着手いたしました。

第4の施策、安全・安心につきましては、防犯・交通安全の対策、救急・防災体制の充実に取り組んでおります。

主な取り組みといたしましては、一般河川（水路）^{しゅんせつ}浚渫事業として、豪雨による河川氾濫などの浸水被害を未然に防ぐため、土砂の堆積などにより流下機能が低下した河川などのしゅんせつを行い、また、急傾斜地崩壊対策事業として、市内の急傾斜地崩壊危険箇所^{箇所}の斜面崩壊防止対策工事や測量設計を実施したところでございます。

第5の施策、健康・福祉につきましては、心が触れ合う福祉の充実、生涯元気な心と体づくりに取り組んでおります。

主な取り組みといたしましては、こども医療費助成事業として、子供の医療費に係る自己負担分の一部を助成し、令和5年10月からは対象を拡大し、安心して子育てができる環境づくりを推進いたしました。また、健康づくりを維持するため、健康診査や予防接種などの事業を実施したところでございます。

第6の施策、自治・行政運営につきましては、市民自治の促進、健全な行財政運営の推進に取り組んでおります。

主な取り組みといたしましては、デジシッピひろしま事業として、デジタル人材を県・市町共同で活用する枠組みであるデジシッピひろしまに参画し、新たに専門人材を配属することで、情報システム管理やデジタルトランスフォーメーションなどの推進体制を強化いたしました。

また、物価高騰対策の取り組みといたしましては、エネルギーや食品価格などの高騰の影響を受けている事業者や市民生活を支援するため、事業の経営負担が増大している市内事業者に対して、増大した光熱費などの一部を支援したほか、住民税非課税世帯や子育て世帯などに対し、臨時給付金を支給したところでございます。

続きまして、令和5年度における各会計決算の概要を御説明いたします。

まず、認第5号令和5年度大竹市一般会計決算から御説明いたします。

一般会計は、当初歳入歳出予算が159億418万2,000円でしたが、補正予算などによる増加により、最終予算総額は197億2,456万9,789円となり、当初予算と比べますと、24%の増加となっています。歳入総額は173億8,260万6,071円で、予算に対して88.1%の収入割合となっています。

一方、歳出総額は168億464万7,699円となり、執行率は85.2%となっています。この結果、当年度の形式収支は5億7,795万8,372円の黒字となり、翌年度への繰越事業費に充てる3億2,406万7,801円を差し引いた残額2億5,389万571円が、令和5年度の実質収支黒字

額となります。

この歳計剰余金につきましては、1億5,000万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき財政調整基金に繰り入れ、繰り入れ後の残り1億389万571円を令和6年度へ繰り越しいたしました。

歳入歳出のそれぞれの数字につきましては、決算書及び附属資料として主要事業報告書に詳細を記してございますので、省略させていただきます。

次に、認第6号令和5年度大竹市国民健康保険特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額30億4,172万5,896円に対し、歳出総額30億3,598万6,536円となり、形式収支及び実質収支は573万9,360円の黒字となります。

この会計の歳入は、保険料、県支出金のほか、一般会計からの繰入金などで、歳出は、保険給付費、保険事業費などでございます。

歳計剰余金につきましては、300万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき国民健康保険財政調整基金に繰り入れ、繰り入れ後の残り273万9,360円を令和6年度へ繰り越しいたしました。

次に、認第7号令和5年度大竹市漁業集落排水特別会計決算について御説明申し上げます。

歳入総額6,341万7,818円に対し、歳出総額は5,915万9,415円となり、形式収支及び実質収支は425万8,403円の黒字となります。

この会計の歳入は、排水施設使用料及び市債のほか、一般会計からの繰入金などで、歳出は、阿多田地区にある排水施設の維持管理経費などでございます。

歳計剰余金につきましては、令和6年4月1日から地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定により、大竹市下水道事業会計へ引き継いでおります。

続いて、認第8号令和5年度大竹市農業集落排水特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額4,137万8,709円に対し、歳出総額4,096万5,337円となり、形式収支及び実質収支は41万3,372円の黒字となります。

この会計の歳入は、排水施設使用料及び市債のほか、一般会計からの繰入金で、歳出は、栗谷地区にある排水施設の維持管理経費などでございます。

歳計剰余金につきましては、地方公営企業法の適用に伴い、大竹市下水道事業会計へ引き継いでおります。

次に、認第9号令和5年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額8,052万4,544円に対し、歳出総額5,406万3,598円となり、形式収支及び実質収支は2,646万946円の黒字となります。

この会計の歳入は、港湾施設使用料や県支出金などで、歳出は、施設の維持管理経費でございませう。

次に、認第10号令和5年度大竹市土地造成特別会計決算について御説明申し上げます。

歳入総額2億1,039万1,690円に対し、歳出総額9億2,333万4,097円となり、差し引き7

億1,294万2,407円の歳入不足となっております。この歳入不足額につきましては、翌年度の歳入を繰り上げて充用いたしております。

この会計の歳入は、土地売払い収入や一般会計からの繰入金などで、歳出は、造成地の維持管理経費などでございます。

次に、認第11号令和5年度大竹市介護保険特別会計決算について御説明申し上げます。

歳入総額27億7,845万1,955円に対し、歳出総額27億6,209万3,985円となり、形式収支及び実質収支は1,635万7,970円の黒字となります。

この会計の歳入は、保険料、国・県支出金、支払基金交付金のほか、一般会計からの繰入金などで、歳出は、保険給付費、地域支援事業費などでございます。

歳計剰余金につきましては、31万8,587円を地方自治法第233条の2の規定に基づき介護給付費準備基金に繰り入れ、繰り入れ後の残り1,603万9,383円を令和6年度へ繰り越しております。

最後に、認第12号令和5年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額は5億3,244万4,923円に対し、歳出総額5億3,001万9,847円となり、形式収支及び実質収支は242万5,076円の黒字となります。

この会計の歳入は、保険料、一般会計からの繰入金などで、歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金などでございます。

以上が、令和5年度の各会計における決算の概要でございます。

次に、令和5年度決算につきまして、普通会計の地方財政状況調査の概略を御説明いたします。

歳入総額173億7,476万9,000円に対し、歳出総額167億7,035万円となっております。3億2,406万8,000円の翌年度繰越財源を差し引き、実質収支額は2億8,035万1,000円の黒字となっております。

性質別歳出について見ますと、人件費、扶助費、公債費から成る義務的経費は、前年度と比べ2億5,823万6,000円増の71億7,261万円となっております。物価高騰対策に係る臨時給付金の増などにより、扶助費が2億8,204万1,000円増加したことによるものでございます。

投資的経費は、船舶建造工事が完了したことや大竹駅周辺整備事業費の減少などにより、前年度に比べ6億1,075万3,000円減の24億2,898万8,000円となっております。

なお、令和5年度末の地方債残高は220億6,291万6,000円となり、前年度末に比べ7億6,290万3,000円減少しております。

経常経費に地方税や地方交付税などの一般財源がどの程度充てられているかを示す経常収支比率は、前年度に比べ0.8ポイント増の、96.9%となっております。

本市において、これまでさまざまな行財政改革に取り組んでまいりましたが、増え続ける社会保障費を捻出するためには、歳入の確保のみでは賄い切れません。市の所有する施設について、効率的な人員配置や類似機能の集約化を検討するなど、効率的で持続可能な財政運営に努め、市民の皆様が願う「笑顔・元気・かがやく大竹」の実現に向け、よいま

ちづくりに取り組んでまいります。

議員の皆様におかれましては、各会計の決算につきまして十分なる御審議をいただき、御承認くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（北地範久） この際、監査委員に決算審査の報告を求めます。

代表監査委員。

〔監査委員 薬師寺基夫 登壇〕

○監査委員（薬師寺基夫） 代表監査委員の薬師寺でございます。

それでは、令和5年度大竹市一般会計及び特別会計の決算審査の概要を御説明いたします。審査意見書1ページから2ページを御覧ください。

本審査は、令和6年8月14日から8月26日までの期間において、市長から送付された各会計の決算書及び歳入・歳出事項別明細書並びに各種調書の点検を行い、会計管理者保管の帳簿類及び証書類との照合等を行いました。その結果、各会計の決算書及び附属書類は、いずれも地方自治法及び関係法令に準拠して調整されており、かつ、それらの計数は正確であることを認めました。

なお、先週行われた生活環境委員協議会等で説明がございましたが、決算審査終了後に、港湾施設管理受託特別会計において、消費税申告が行われていなかったとの報告を受けております。早急に対応されるようお願いいたします。

それでは、お手元の意見書に沿って御説明いたします。

初めに、一般会計と特別会計全体の決算規模につきまして説明いたします。3ページをお開きください。

第1表決算額の推移の令和5年度の合計欄を御覧いただきますと、各会計を通じた決算総額は、歳入が241億3,094万2,000円、歳出が242億1,027万1,000円となり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は、7,932万9,000円の赤字となっております。

続きまして、4ページをお開きください。

ここでは、一般会計及び特別会計の決算収支の状況を説明しております。

第2表を御覧いただきますと、一般会計は令和4年度決算と比較しますと、A欄の歳入は、マイナス0.2%の減少、B欄の歳出は、0.8%の増加となっております。各会計を通じた総額で見ますと、C欄の形式収支からD欄の翌年度繰越財源を差し引いたE欄の実質収支は、4億339万7,000円の赤字決算となっておりますが、第3表の会計別決算収支の状況を御覧いただきますと、一般会計に限っては、実質収支は9,290万7,000円の黒字となっております。

続きまして、7ページをお開きください。下の欄の第7表市債現在高の前年度比較というところを御覧ください。

一般会計と特別会計を合わせた当年度末の市債現在高は、254億5,872万4,000円となっております。前年度と比較しますと、一般会計は、マイナス3.3%の減、特別会計の総額は、マイナス7.2%の減少となっております。

続きまして、8ページをお開きいただきまして、第8表財政状況の推移を御覧ください。当年度の指標は、御覧のとおりの内容であります。

このうち、実質公債費比率13.0%は、前年度と比較して0.5ポイント改善しておりますが、これは、人口10万人未満の県内7市との比較において、高い数値となっております。

次に、一般会計の歳入決算の状況を御説明いたします。

11ページをお開きいただきまして、第10表自主財源・依存財源の年度比較というところの右端の増減欄を御覧ください。

上段の自主財源につきましては、前年度と比較して6億3,983万7,000円。これを率にしますと、7.2%の増加となっております。

主な要因は、繰越金がマイナス38.8%と減少したものの、ふるさと納税などによる寄附金が90.3%、それから、繰入金74.4%、さらに諸収入が33.4%と、それぞれ増加したことによるものであります。

下段の依存財源につきましては、前年度と比較して6億6,678万円、これを率にしますと、マイナス7.8%の減少となっております。

主な要因は、地方交付税が7.9%増加したものの、市債がマイナス35.1%、さらに国庫支出金がマイナス11.6%と、それぞれ減少したことであります。

個別の款ごとの歳入状況につきましては、13ページから24ページにかけて掲載しておりますが、ここでは説明は省略させていただきますので、後ほど御詳覧ください。

続きまして、一般会計の歳出決算の状況を御説明いたします。26ページをお開きください。

第32表に、一般会計における款別の前年度比較というものを掲載しておりますが、右端の増減欄の合計を御覧いただきますと、前年度と比較して、歳出は全体で0.8%の増加となっております。

同じく、26ページ下部の第33表に、普通会計における性質別経費の前年度比較を御覧ください。

上段の消費的経費を前年度と比較しますと、維持補修費がマイナス19.8%、公共下水道事業会計負担金などの補助費等がマイナス7.6%減少したものの、児童手当などの扶助費が11.6%の増加となっております。

中段の投資的経費を見ると、普通建設事業費がマイナス20.9%減少しております。この主な要因は、船舶造船事業の完了や大竹駅周辺整備事業の減少等であります。

個別の款ごとの歳出状況につきましては、29ページから37ページにかけて掲載しておりますので、こちらも同じく、後ほど御確認ください。

続きまして、特別会計の決算状況を御説明いたしますので、38ページをお開きください。

第47表の特別会計決算収支の状況というのを御覧いただきますと、前年度と比較して、A欄の歳入総額が3.3%の増加、B欄の歳出総額が4.3%の増加と、共に増えていますが、実質収支の総額は6億5,728万7,000円の赤字となっております。

39ページの第48表会計別決算収支の状況を御覧いただきますと、土地造成特別会計が赤字決算となっており、不足額は翌年度歳入からの繰上充用金で補填しております。

各会計の個別の状況は、40ページから49ページに掲載しておりますので、こちらも後ほど御確認いただきたいと思います。

続きまして、50ページから53ページにかけましては、財産に関する調書として、公有財産及び基金等の増減の明細を掲載していますので、こちらも同じく後ほど御確認ください。

それでは、最後に、54ページをお開きください。こちらでは、本審査を総括した意見をむすびとして述べております。

55ページの4、健全な財政運営と行政の将来像の実現に向けてを御覧ください。ここからが監査委員の意見の中核になりますので、読み上げさせていただきます。

小方地区のまちづくり関連事業の道の駅基本構想・基本計画策定業務は、令和6年6月に締結し、玖波地区交流施設整備事業の基本設計・実施設計は、令和7年度前半完了を目指しておられます。本市の大型事業は着々と進められていますが、将来の人口規模・財政規模にあった公共施設の適正配置となるようお願いします。

また、今後、地方債の発行によって公債費は増加傾向となると予測され、高齢化などにより、社会保障関係費も増加しています。長期的に持続可能な行財政が行われるよう、国・県の交付金や新たな財源を確保するとともに、事業の年度間調整による平準化に取り組んでいただきたい次第であります。

市制施行70周年の今年、東洋経済新報社の住みよさランキング2024が令和6年6月17日に公表され、本市は全国25位にランクインし、広島県内では3年連続の1位となりました。子供の医療費助成や人口当たりの大規模小売店店舗面積などの指標により、上位になったと考えられます。

少子・高齢化や人口減少といった課題が地方の自治体では挙げられますが、これまでの施策等が大きく寄与していると思われまます。将来のまちの発展に資する事業や子育て支援施策等、本市が行っている魅力ある施策を市内外に発信する絶好の機会と捉え、積極的にアピールされるよう望みます。

令和6年度は、第1期大竹市まちづくり基本計画の計画期間最終年度です。第1期大竹市まちづくり基本計画・実施計画の着実な遂行に尽力されることを期待しております。

以上をもちまして、令和5年度一般会計及び特別会計決算の審査概要といたします。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告を受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本8件につきましては、委員7名をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、閉会中の継続審査としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、2番、中野友博議員、3番、豊川和也議員、4番、山代英資

議員、5番、岡和明議員、8番、藤川和弘議員、9番、中川智之議員、15番、寺岡公章議員の7名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

**日程第23 報告第11号 令和5年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について**

○議長（北地範久） 日程第23、報告第11号令和5年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

提案者に説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 三原尚美 登壇〕

○総務部長（三原尚美） 報告第11号令和5年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、監査委員の審査意見書を添付して報告するものです。

それでは、令和5年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率報告書の1ページ、令和5年度決算における健全化判断比率の総括表を御覧ください。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれも赤字額がないため、記載すべき数値はありません。

実質公債費比率は13.0%で、令和4年度決算と比較して0.5ポイントの減少となりました。将来負担比率は91.4%で、令和4年度決算と比較して31.7ポイントの減少となりました。これは、一般会計及び土地造成特別会計における地方債残高が減少したことや基金残高が増加したことによるものです。

4つの健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準以下となっています。

2ページから5ページに、それぞれの計算根拠を記載しています。

6ページを御覧ください。

次に、令和5年度決算における公営企業ごとの資金不足比率です。

水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計、農業集落排水特別会計、漁業集落排水特別会計及び土地造成特別会計の全ての会計において、資金不足額がないため、記載すべき数値はありません。

それぞれの資金不足比率の計算根拠は、7ページから9ページに記載しています。

以上で、報告第11号令和5年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての説明を終わります。

○議長（北地範久） 本件は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第24 議案第57号 令和6年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）

○議長（北地範久） 日程第24、議案第57号令和6年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 議案第57号令和6年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、特別会計を設けて実施する港湾施設管理事業につきまして、消費税の申告漏れがあることが判明したため、これらに対応するための予算を措置するものでございます。

金額といたしましては、歳入歳出の予算にそれぞれ614万5,000円を追加し、予算総額を8,191万1,000円にするものでございます。

内容といたしましては、平成30年度から令和5年度分の消費税及び地方消費税を660万8,000円、延滞税及び加算税を66万8,000円計上するほか、港湾施設維持工事を執行見込みにあわせて113万1,000円減額するものでございます。

また、歳入予算につきましては、前年度繰越金を決算見込みにあわせて614万5,000円計上するものでございます。

以上で、議案第57号の提案説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第57号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第25 議案第58号 工事請負契約の締結について

○議長（北地範久） 日程第25、議案第58号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

建設部長。

〔建設部長 山本茂広 登壇〕

○建設部長（山本茂広） 議案第58号工事請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回提案させていただきます大竹保育所改修工事（建築主体工事）についてでございますが、本工事は、大竹保育所改修棟の全面改修、延べ床面積957平方メートル、増築棟の新築、延べ床面積163平方メートルの工事を行うとともに、外構工事を行うものでございます。

工事概要は、内装と外装を全面的にリニューアルする改修棟の改修工事、事務室・会議室・倉庫等を設ける木造平家の増築棟の新築工事、開放廊下による改修棟と増築棟をつな

ぐ工事のほか、園庭や出入口等を整備する外構工事などがございます。

入札方法でございますが、1者による単独施工方式による条件付一般競争入札としました。

本議案を提出するに至った経緯でございますが、令和6年8月7日に入札公告を行い、令和6年8月26日の指名業者審査会を経て、9月9日に1者による入札を執行いたしました。その結果、3億7,000万円で落札した株式会社三洋技建と、9月12日に工事請負の仮契約を締結いたしました。

契約金額は、落札額に消費税及び地方消費税相当額を加算しました4億700万円でございます。

本工事の予定価格が1億5,000万円を超えていることから、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工期につきましては、議決の日の翌日から令和7年12月12日でございます。

以上で、議案第58号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第58号は、生活環境委員会に付託いたします。

御通知いたします。次の休憩中、付託議案の審査のため、13時から生活環境委員会を開催いたします。委員各位には、第1委員会室に御参集をお願いいたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

11時50分 休憩

15時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（北地範久） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

議案第57号及び議案第58号の2件を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第2～追加日程第3〔一括上程〕

議案第57号 令和6年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）

議案第58号 工事請負契約の締結について

○議長（北地範久） 追加日程第2、議案第57号令和6年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）及び追加日程第3、議案第58号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本2件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、細川雅子議員。

〔生活環境委員長 細川雅子議員 登壇〕

○生活環境委員長（細川雅子） それでは、9月19日の本会議におきまして生活環境委員会に御付託をいただきました議案2件につきまして、9月19日に委員会を開催し、審査を行いましたので、審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申し上げます。

最初に、議案第57号令和6年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）でございますが、まず、「申告漏れがあったことが報道機関により報道されたが、市からは市民に対してどのようにして知らせようと考えているのか伺う」との質疑に対しまして、「当該補正予算の可決成立後、速やかに消費税本税の申告及び納税を行い、これらの対応を含め、市ホームページで周知したいと考えている」との答弁がございました。

次に、「費用負担は生じるが、今年度以降、毎年、会計事務所に確認を依頼する考えはあるか伺う」との質疑に対しまして、「今回はインボイス制度の実施に伴い、時間的な制約があり、また、職員の専門的な知識や経験が不足していたため、今年度、会計事務所に委託して申告書を作成した。来年度以降の申告書の作成等に当たっては、今回、会計事務所に算定してもらった資料を参考に職員が申告事務を行う予定だが、必要に応じて会計事務所等へ依頼することもあると考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第58号工事請負契約の締結についてでございますが、本件では、まず、「当該工事で整備する駐車場の区画のうち、その他29台はどのような利用を想定しているのか。また、市がアゼリアホール等で催しを行う場合等、保育所以外が駐車場を使用することを想定しているのか伺う」との質疑に対しまして、「その他29台については、学校用地でもあり、大竹中学校が利用することも想定している。また、保育所が行事を行う際に来所する保護者の使用や市の実施する催しの際に使用することも想定しており、柔軟に対応したい」との答弁がございました。

次に、「にじいろこども園では、夏の気温対策のため、後づけの日よけを使用している。改築後の保育所での対策等をどのように考えているか伺う」との質疑に対しまして、「ここ数年、夏場の気温は非常に高くなっており、保育所の活動において、日よけ等の設置は必須だと考えている。改築後の保育所においては、遮光ネット等を取り付けできる設備を整備することを考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決

すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案2件の審査報告を終わります。

○議長（北地範久） ただいまの報告に対し、これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、本2件を一括採決いたします。

本2件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本2件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本2件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第26 常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（北地範久） 日程第26、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

両常任委員長から、各委員会の所管事務について、先進地事例の調査・研究のため、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、両常任委員会とも、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第27 議員派遣について

○議長（北地範久） 日程第27、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

サイドブックに掲載のとおり、議員派遣することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定されました議員派遣の内容につきまして、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に御一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

御通知いたします。

本日、本会議終了後、第1委員会室において、正副委員長互選などのため、決算特別委員会を開催いたします。また、その終了後、議員全員協議会を開催し、議会報告会の反省会を行います。各員にはお含みのうえ、御参集をお願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

定例会閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに、大竹市議会定例会を閉会するに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会では、議員の皆様には、御提案申しあげました各案件を終始熱心に慎重に御審議いただきまして、誠にありがとうございました。いずれの案件につきましても、原案のとおり議決を賜りました。心より御礼を申し上げます。

このたびの本会議並びに各委員会などにおきまして、議員の皆様からいただきました貴重な御意見や御要望につきましては、今後の市政運営への反映に向けて、十分に検討させていただきたいと考えております。

さて、皆様御承知のとおり、去る9月1日に、本市は市制施行から70周年という節目を迎えました。初代市長に就任された故二階堂哲朗氏は、市が発行した最初の広報紙の中で、お互いに謙虚な心情の中に、助け合い、励まし合い、力をつけ合って親しみを重ねることによって、初めて立派な建設、美事なる成果を持ち得ることができると挨拶されておられます。

それから70年、本市は瀬戸内地域でも有数の臨海工業都市として発展してまいりました。これもひとえに先人たちが助け合い、励まし合いながら、将来を見据えた取り組みを続けられた結果であると、深く敬意を表するものでございます。

その先人たちの思いを受け継ぎ、私が市民の皆様のために働くことを許されましてから早いもので18年が経過をいたしました。

私は就任以来、一貫して、完成までに多くの費用と時間を要する大きな事業であっても、諦めず、30年、50年かけても一步一步前進してやり遂げることが大切だと申し上げてまいりました。このことを肝に銘じて取り組みを続け、就任以前からの懸案事項でありました大願寺地区には小中一貫校の小方学園ができ、小方ヶ丘には約700人もの方が暮らしておられます。

また、大竹駅周辺整備事業は、東西の駅前広場が都市計画決定されてから実に半世紀以上をかけ、目に見える形にすることができました。新駅舎に加え、町の東西を結ぶ自由通路も完成し、広島県の西の玄関口として、多くの方に利用されています。

こうして一步一步取り組みを続けました結果、本市は東洋経済新報社の全都市住みよさランキングにおきまして、直近の10年間で9回も県内で1位を獲得しており、市民の皆様にとって住みよいまちになってきているとの自負がございます。

今年度、市制施行70周年を迎え、次の10年に向けて歩んでいく本市の姿に思いをはせたとき、私の5期目の任期も折り返しを過ぎることに思いが至りました。そして、しっかり熟慮させていただきました。その結果、私はこの住みよい、誇れる大竹市のかじ取り役を令和8年6月の任期をもちまして後進に託そうと心に決めました。

自らが夢見るよい大竹市、その実現に向けての行程を設計するには、どうしてもある程度の期間が必要でございます。そのため、まだまだ早いと思われる方もいらっしゃると思いますが、この時期に表明をさせていただきます。未来のよい大竹市をつかっていってくださる気概をお持ちの方には、これから自らの政策を熟考され、バトンを受け取っていただきたいと思っております。

人口減少、少子化、長寿命化や近年頻発する大規模災害など、地方行政を取り巻く情勢の厳しさは、今後も継続することが予想されます。しかし、私は、大竹市の宝は人であると申し続けてまいりました。この人の力を結集し、助け合い、励まし合いながら一步一步歩みを進めれば、このような状況にあっても大竹市の未来は明るいと、私は確信をしています。

これからも、市民の皆様が幸せを感じながら、充実した人生を全うすることのできる、「笑顔・元気・かがやく大竹」に向けて、また、より魅力的なバトンをつないでいけるよう、議員の皆さん、市民の皆様のお力添えをいただきながら、お互いの信頼のもとに、残された任期を、微力ながら誠心誠意、全力で務め上げてまいり所存でございます。

議員の皆様方におかれましては、今後とも格別の御指導・御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

まだまだ残暑が厳しい折、何かと御多忙とは存じますが、健康には十分留意され、市の発展のために御尽力賜りますよう心からお願い申し上げます。閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北地範久） これにて本日の会議を閉じ、第4回大竹市議会定例会を閉会いたします。

(6 . 9 . 19)

1 5 時 2 5 分 閉会

(6 . 9 . 19)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年9月19日

大竹市議会議長 北 地 範 久

大竹市議会議員 日 城 究

大竹市議会議員 細 川 雅 子

大 竹 市 議 会 会 議 録

令和6年第4回（9月）定例会
令和6年12月発行

編集発行 大竹市議会事務局

〒739-0692 広島県大竹市小方一丁目11番1号
電話 (0827) 59-2183

印刷 神戸総合速記株式会社

電話 (078) 321-2522